1　総　則

1-5　大槌町防災会議

1-5-1　大槌町防災会議条例

昭和38年10月１日
条例第13号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、大槌町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
一部改正〔平成12年条例20号〕
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）　大槌町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
（２）　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（３）　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
（４）　水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を審議すること。
（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
一部改正〔平成23年条例４号・25年20号〕
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、町長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者　５人以内
（２）　町の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者　２人以内
（３）　岩手県知事部局内の職員のうちから町長が任命する者　３人以内
（４）　岩手県警察官のうちから町長が任命する者　２人以内
（５）　釜石・大槌地区行政事務組合の消防職員のうちから町長が任命する者　２人以内
（６）　町長がその部内の職員のうちから指名する者　12人以内
（７）　教育長及び教育次長
（８）　消防団長
（９）　指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者　５人以内
（10）　指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者　５人以内
（11）　公共的団体の職員及び防災上重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者　６人以内
（12）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者　３人以内
（13）　その他町長が必要と認める者
６　前項の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
７　前項の委員は、再任されることができる。
一部改正〔平成８年条例20号・10年２号・18年４号・25年20号〕
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年３月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年３月30日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年３月22日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年12月18日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成10年３月16日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成10年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する大槌町火災予防条例の罰則の適用については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附　則（平成12年３月13日条例第20号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月９日条例第４号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月10日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年６月19日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5-2　大槌町防災会議運営規程

大槌町防災会議運営規程

昭和44年４月１日
訓令第１号

（目的）
第１条　この規程は大槌町防災会議条例（昭和38年条例第13号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、大槌町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（防災会議）
第２条　防災会議の招集は、会長が会議開催の５日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。
2　防災会議は、会長（会長に事故があるときは、その指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3　防災会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）
第３条　この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附　則
この規程は、昭和44年４月１日から施行する。

1-7　大槌町の概況

1-7-1　災害記録

(1) 火災（大規模なものに限る）　(1/2)

番号	年	代	記　　録
1	1741	寛保元	正月１日八日町舛屋理兵衛宅より出火大火となる。八日町49軒、向川原7軒、四日町2軒焼ける。右の火付犯人付長七は引き廻しの上大槌川原で磔となる。火災後代官戸来源左衛門出張して四日町、八日町両町の街路に防火用中堰を完成する。（梅荘見聞録）
2	1761	宝暦11	正月15日、八日町舛屋理兵衛宅より出火38軒類焼、飛火で江岸寺を全焼。
3	1786	天明６	３月９日夜、大念寺自火により全焼する。（東梅社見聞録）
4	1799	寛政11	11月16日夜、八日町大常陸屋長三郎厩より出火、70戸類焼する。（梅荘見聞録）
5	1803	享和３	甲子村大松より大槌まで又両石、白浜にも山火事あり大騒。
6	1816	文化13	５月26日巳刻（午前10時頃）安渡弥助より出火大火となる。表軒23軒、表通り21軒焼失、潰家３軒、戸数にして72戸類焼。
7	1825	文政８	３月18日夜、江岸寺小屋より出火、庫裏へ類焼のところ、数百人集まり、大事に至らず消し止めた。
8	1829	文政12	２月28日夜向川原水上屋万右ヱ門飴釜より出火、計183軒類焼する。
9	1836	天保７	12月18日夜五つ時向川原高田屋嘉八裏の厩より出火、９軒類焼する。
10	1841	天保12	12月４日夜四つ時釜石村門前の丑松宅より出火、140軒焼失。
11	1842	天保13	９月22日釜石村只越新屋敷より出火、大火となり120軒焼失。
12	1852	嘉永５	12月10日向川原長九郎分家菊松の厩より出火あり。（江岸寺年表）
13	1876	明治９	３月１日尾形十蔵宅より出火、大火となり300軒余焼失する。
14	1909	明治42	12月22日夜６時向川原大森一郎方より出火、311戸焼失。10時鎮火する。
15	1914	大正３	５月向川原に火災あり。21戸全焼、２戸半焼する。
16	1946	昭和21	12月28日午後11時50分頃向川原浜崎仙吉方より出火、北西の風瞬間風速20メートルにあおられ、住宅85戸、471名罹災、翌午前１時鎮火。
17	1950	昭和25	12月14日午前２時50分岩手県立大槌高校（四日町役場裏旧青年学校）より出火、校舎２棟、役場付属建物1棟、農業倉庫全焼。
18	1953	昭和28	11月21日午前３時四日町大槌町役場より出火、役場庁舎、大槌小学校、大槌保育所全焼。損害額７千万円。

番号	年	代	記　　録
19	1967	昭和42	辺津ヶ沢山林大火災２日間燃える。約1143ha、損害額1,515万円。
20	1968	昭和43	３月６日深夜、三枚堂の山林から出火、峰伝いに町方の山に延焼、一時避難命令が出される。約77ha、損害額5,500万円。
21	1971	昭和46	５月12日13時55分、祝田山林火災、約38.2ha、損害額3,200万円。
22	1972	昭和47	３月18日午後4時10分新町住宅火災（原因は寝たばこによる）　焼死者１名
23	1976	昭和51	１月13日午前1時30分、栄町、白銀清所有アパート火災　焼死者３名
24	1983	昭和58	４月27日桜木町裏山山林火災 15時23分桜木町裏山山林より出火、強風注意報、異常乾燥注意報（継続）発令中、折からの突風により各所へ飛び火。 軽傷１人、住家被害１万円、農業施設被害１万円、林業関係被害110.91ha、36,082万円、学校被害３万円、総被害額36,087万円。
25	1986	昭和61	１月12日午後２時頃、大町住宅火災（原因　子供の火遊び）　焼死者１名
26	1992	平成４	３月１日午後９時４分　赤浜住宅火災　　焼死者１名
27	1993	平成５	１月28日19時39分頃　赤浜住宅火災　　焼死者１名
28	2001	平成13	５月19日19時、飛内山国有林火災約24ha焼失

(2) 大雨・洪水

(1/3)

番号	年	代	記　　録
1	1247	宝治元	白鬚の大洪水県内被害甚大。（奥々風土記、邦内郷村誌）
2	1637	寛永14	６月23日より４日間大雨洪水となる。（気仙年表）
3	1653	承応２	諸国洪水。（遠野年表）
4	1683	天和３	３月21日大雨洪水となったが、11月21日より北風烈しく又古今に覚えぬ大風雨となり浦々大分破損の家を出す。（古今代伝記）
5	1707	宝永４	此の年５月、８月、９月洪水３回あり。（官職記）
6	1860	万延元	５月12日、６月10日とも雨月洪水。（釜石年表）
7	1948	昭和23	９月16日、アイオン台風の襲来に伴い、豪雨230㎜、大槌川、小鎚川増水、午後11時30分大石堤防並びに安渡橋左岸堤防決壊し、松の下、向川原、大須賀全戸床上浸水死傷者なし。
8	1965	昭和40	台風17号による豪雨のため約300戸床下浸水。
9	1972	昭和47	９月17日台風20号に伴う豪雨のため、大槌、小鎚両川の13橋流失と30ヵ所に及ぶ堤防決壊
10	1979	昭和54	３月31日低気圧による暴風雨、波浪、最大風速35m記録 死者１名、軽傷者２名、住宅・倉庫の半壊、一部破損等被害あり
11	1979	昭和54	10月19日台風20号による暴風雨。 軽傷４人 家屋　住家一部破損１棟 50万円 床上浸水 101棟 352人、床下浸水 505棟 1,639人、倉庫等57棟 1,286万円 農業被害 農地 1,700万円 農業用施設 12,150万円 農作物被害 2,669万円 林道 8,000万円　総被害額 25,855万円
12	1980	昭和55	８月28日大雨、洪水。大槌川 80cm 小鎚川 160cm 総雨量 228㎜ 国道45号線 吉里吉里３丁目地内で土砂崩れ
13	1981	昭和56	８月23日台風15号による暴風雨。 家屋　住家一部破損１棟10万円 床上浸水４棟13人 床下浸水87棟 312人 非住家30棟92万円 農業関係被害　62,060万円 土木関係被害　58,550万円 水産関係被害　2,493万円　総被害額　123,205万円
14	1981	昭和56	９月27日低気圧による大雨、洪水。 家屋　住家一部破損20棟 48 人 20 万円 床下浸水 176棟 605人53万円 非住家20棟80万円 農業関係被害　田畑の冠水等 7.63ha 42万円　頭首工 ２カ所 2,800万円 その他30万円　総被害額　3,025万円

番号	年	代	記　　録
15	1982	昭和57	４月16日低気圧による大雨、洪水。雨量 175㎜ 最大雨量 350㎜ （新山） 家屋　住家床上浸水 ２棟 ５人 6万円　床下浸水59棟213人 59万円 一部破損 ２棟 ８人 90万円 農業関係被害　田の冠水 21ha 2,378 万円 土木関係被害　町道 道路決壊15ヶ所 8,840万円 総被害額　11,373万円
16	1982	昭和57	８月30日大雨、洪水。 家屋　住家床上浸水22棟56人 22 万円 床下浸水 253棟 989人 76万円 住家以外の建物 139棟31万円 農業関係被害　田畑 146.22ha　農道林道等25ヶ所 6,240万円 土木関係被害　土木施設被害21ヶ所 4,183万円 その他の被害　134万円　総被害額　10,686万円
17	1982	昭和57	９月12日台風18号 雨量 107㎜ （12日102.5 ㎜、13日4.5 ㎜） 最大雨量 145㎜ （新山） 家屋　住家床下浸水47棟 177人 住家以外の建物 ７棟（床下 ２，床上 ５） 農業関係被害　農作物2.22 ha 481万円 土木関係被害　護岸決壊 ２箇所 250万円　橋梁決壊 １箇所 200万円 総被害額　931万円
18	1983	昭和58	７月５日から７月６日低気圧による大雨。 土木関係被害　道路 21,800千円　総被害額　21,800 千円
19	1983	昭和58	８月19日台風５号による大雨。 家屋　非住家１棟 床上浸水 土木関係被害　河川 14,200千円 道路 85,400千円 総被害額 99,600千円
20	1984	昭和59	４月20日低気圧による大雨・洪水。 農業関係被害　共同利用施設8棟 740千円 土木関係被害　道路 26,900千円　総被害額　27,640千円
21	1985	昭和60	６月30日から７月１日台風６号による大雨・強風 土木関係被害　道路 28,600千円　総被害額　28,600千円
22	1986	昭和61	８月５日台風10号による大雨。 家屋　住家一部破損１棟 1,200千円 床上浸水５棟 30千円、床下浸水 154棟 154千円 農業被害 農業用施設 20,000 千円 農作物被害　643千円 林業施設 2,000千円 森林 939千円 土木被害 河川 444,100 千円 道路 96,000千円 商工関係被害 8,650 千円　総被害額 573,716千円

番号	年	代	記　　録
23	1988	昭和63	８月29日から30日低気圧による大雨 土木関係被害　道路 155,250千円　　総被害額　155,250千円
24	1989	平成元	８月27日から30日台風17号による大雨 農業被害 農作物被害　3,008千円 土木被害 道路　32,425千円　　総被害額　35,433千円
25	1990	平成２	11月４日から５日低気圧による大雨 家屋　床下浸水　20棟 農業被害 農業用施設　10,900千円 農地　126,064千円 土木被害 河川・道路　140,300千円　　総被害額　277,264千円
26	1990	平成２	11月30日から12月１日台風28号による大雨 家屋　一部破損　１棟 床上浸水　１棟、床下浸水 85棟 非住家　７棟 林業被害 林道　2,000千円 土木被害 道路　2,000千円　　総被害額　4,000千円
27	1991	平成３	９月19日から20日台風18号による大雨。 土木被害 河川　7,700千円 道路　36,000千円　総被害額　43,700千円
28	1993	平成５	６月３日から４日大雨・洪水。 農業関係被害　農業用施設 4,000千円　農地　10,000千円 土木関係被害　河川　6,200千円 道路　86,000千円 総被害額　106,20千円
29	1994	平成６	９月15日から16日秋雨前線による大雨 家屋　床上浸水　４棟、床下浸水　65棟、非住家10棟　4,484千円 農業関係被害　農地　6,000千円、水路　38,000千円、農道　18,000千円 農業用施設 5,000千円　農作物　12,000千円 林業施設　林道 25,000千円 土木関係被害　河川　62,400千円　道路　98,200千円 総被害額　269,084千円
30	1994	平成６	９月30日台風26号による大雨 家屋　床上浸水　４棟、床下浸水　54棟、非住家 26棟　3,905千円 農業関係被害　農地　5,200千円、水路　2,000千円、農道　8,300千円 農業用施設　29,600千円 林業施設　林道 81,400千円 土木関係被害　河川　27,400千円　道路　52,400千円 総被害額　210,205千円

31	2018	平成30	8月29日から8月31日台風10号による大雨 住宅・仮設住宅被害　床上浸水　29世帯　床下浸水38世帯　自宅周辺被害　4件 庁舎等被害　車両　2件　1,056千円 商工・観光施設被害　商工施設　9件　7,850千円 床上浸水　7件　その他　2件（機械器具等） 農林水産業施設被害　農林　32箇所　355,000千円（概算）※農林被害調査率85％ 農地（田）12箇所 2.4ha 30,000千円 頭首工9箇所 301,000千円 水路　10箇所　19,000千円 道路　1箇所　5,000千円 水産　27件　32,237千円 公共土木施設被害　24件　238,600千円 総被害額　658,743千円
32	2019	令和元年	10 月 12 日から 10 月 14 日台風 19 号による大雨等 ① 住家・非住家・仮設住宅被害 ○ 一　般 住 宅：全壊 1 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 20 棟 ○ 災害公営住宅：給湯器カバー破損 1 件、落石 1 件 ○ 応急仮設住宅：被害なし。 ○ 非　住　家：全壊 1 棟、一部損壊 7 棟 ② 農林水産業施設被害 ○ 農林関係 48 箇所 105,850 千円（概算） ・ 農作物被害 10 箇所 2,000 千円　・ 農地被害 5 箇所 3,000 千円 ・ 農業用施設 5 箇所 63,000 千円　・ 林道 88 箇所 37,850 千円 ○ 水産関係 17 件 ・ 漁船 1 隻（転倒による被害）　・ 養殖施設 かき 15台（ロープ破断） ・ ホタテ 1 台（ロープの破断） ③ 公共土木施設被害 ○ 河川関係 ・ 普通河川 9 箇所　・準用河川 2 箇所 ○ 道路関係 ・ 土砂流入 14 箇所　・路面洗堀 15 箇所　・ 路面冠水 24 箇所 ④ 社会教育・福祉施設被害 ○ 学校等 ・ 大槌学園：備蓄倉庫のドアガラス破損 ・ 吉里吉里中学校：備蓄倉庫基礎ブロックのずれ、グラウンドへの土砂流入 ○ 運動場 ・ 相撲場屋根（天幕）一部破損 ○ 分館等 ・ 安渡分館 1 階ホール雨漏れ

(3) 地震・津波

(1/2)

番号	年	代	記　　録
1	1614	慶長19	10月28日午後2時頃、三陸大津波溺死の人3,000人（陸中沿岸史）
2	1616	元和２	10月28日八日町市日に津波、古明神まで侵入する。（古城、官職記）
3	1677	延宝５	３月12日夜大地震で大汐寄せその月中騒動する。（古今代伝記官職記）
4	1703	元禄16	11月22日午後10時ころ大地震あり、大騒ぎする。
5	1751	宝暦元	５月２日昼２時頃大汐７度小汐５度（津波）あり暮６時頃汐が引く人畜に被害はなかったが四日町、八日町、向川原海のごとくと見える。（これに地震の記録はないが、中央気象台の調査の結果５月２日（大陰暦）太陽暦になおしてみれば、前日現在のチリに地震津波の記録あり。昭和35年５月24日のチリ地震津波と同じか）
6	1774	安永３	５月３日、津波大地震地割れあり。（宮古、遠野年表）
7	1793	寛政５	１月７日正午頃大地震３回、大津波となり、蓬莱島の上を越し大槌町内裏通り垣根まで浪押す。その後も毎日２、３回地震があり、浪も７日程押し、海岸の者山に移る。大槌浦船３艘行方不明、２艘破損。安渡海手の家少なからず破損。
8	1856	安政３	７月23日中津波家屋流失大槌の被害不明（宮古年表）
9	1896	明治29	６月15日（旧５月５日）午後８時20分津波あり総戸数1,172戸のうち526戸罹災、総人口7,027名のうち599名死亡
10	1931	昭和６	今暁県下一帯強震あり、下閉伊郡小国村及び上閉伊郡金沢村に亀裂断層を生じ、石垣崩壊木炭破壊その他被害あり。
11	1933	昭和８	３月３日未明大地震あり、死者39名、行方不明23名、住宅被害（倒壊225、流失397、床上浸水201、床下浸水122）地震規模M8.3
12	1960	昭和35	５月24日午前4時前後から三陸沿岸一帯に大津波あり 住家被害（全壊36、半壊187、流失44、床上浸水345）罹災者数6,542名 震源地チリ
13	1964	昭和39	３月28日12時44分、東北地方各地に顕著な遠地地震が記録された。この地震の震央はアラスカ南方近海でこの地方の被害は地震津波の被害甚大であった。この地震に伴った大津波は地震発生後約７時間、28日19時40分東北地方太平洋岸に達し、４月１日まで２ｍから２ｍの津波を記録した。地震規模M8.2
14	1968	昭和43	５月16日午前９時40分十勝沖地震津波（1.5～3.5m）漁船、漁具、養殖施設等約３億円の被害
15	1978	昭和53	６月12日午後５時15分地震発生。震源地宮城県沖100km、深さ40km、M7.5。東北太平洋沿岸に津波警報発令（17時21分）最高潮位90cm

番号	年	代	記　　録
16	2003	平成15	５月26日午後６時37分地霧発生。 震源地宮城県沖20km　深さ60km　M7.0　津波無し。 軽傷者１名　住家一部損壊　57棟　7,270千円 非住家　26棟　3,900千円　農業施設等被害　3,000千円 林業施設被害　2,100千円　漁業関係被害　30,500千円 土木被害3,000千円　学校被害605千円 医療施設被害　400千円　商工関係被害　340千円 被害総額51,115千円
17	2010	平成22	２月28日午後３時34分地震発生。 震源地南米チリ　深さ約35km　M8.8 町潮位観測システム　1.45m観測 養殖施設　75,199千円 水産物　42,125千円　被害総額　117,324千円
18	2011	平成23	３月11日午後２時46分地震発生。 震源地宮城県沖　M9.0　深さ24ｋｍ 死者853名　行方不明者431名(平成26年１月31日時点　関連死含む) 住家　全壊3,092棟　大規模半壊502棟　半壊123棟 一部損壊161棟(平成26年１月31日時点) 非住家　全壊18棟 大規模半壊２棟 半壊１棟（大槌町被災概要復興編　平成25年５月１日） 水産業被害　5,127,926千円　農業被害　610,000千円　林業被害　69,241千円 商工業被害　8,867,745千円　観光業被害　384,607千円役場庁舎等被害　9,555,102千円 消防施設等被害　427,364千円　道路・海岸等被害　48,181,244千円 上水道施設被害　61,932千円　学校被害　3,044,796千円 社会教育施設被害　284,140千円　社会福祉施設被害　136,660千円 被害総額76,750,757千円(復興基本計画平成23年12月)

2　災害予防計画

2-2　地域防災活動活性化計画

2-2-1　自主防災組織の現状

（令和４年４月末現在）

No.	名　　称	結成年月日	組織数(世帯)
1	源水自主防災会	H16.7	108
2	浪板地区自主防災会	H17.1	160
3	安渡町内会自主防災事業部	H17.5	200
4	吉里吉里若葉会町内会自主防災部	H17.5	164
5	赤浜自主防犯防災会	H20.2	247
6	沢山自主防災会	H21.4.1	242
7	大ケ口団地自主防災会	H24.3	322
8	花輪田自治会	年月日不明	152
9	吉里吉里結和会防災事業部	H30.4	240
10	吉里吉里花道育成会自主防災部	H30.4	113
11	吉里吉里公民館自主防災部	H30.4	（吉里吉里全体）
12	吉里吉里越郷会総務防災部	H30.5	186
13	臼澤自治会自主防災部	H28.4	348
14	県営屋敷前アパート自治会防犯防災部	H28.6	118
計			2,600

（組織率49.1%　令和４年４月末世帯数　5,286世帯）

2-2-2　自主防災連絡会の現状

（令和４年７月末現在）

No.	名　　称	No	名　　称
1	臼沢自治会	16	大ヶ口一丁目町営住宅自治会
2	花輪田自治会	17	松の下町営住宅自治会
3	小枕地区自治会	18	県営屋敷前アパート自治会
4	源水自治会	19	小鎚三隣会
5	大ヶ口団地自治会	20	対間地区育成会
6	大ヶ口町内会	21	蕨打直地区振興会
7	柾内町内会	22	前段地区振興会
8	迫又町内会		
9	沢山町内会		
10	安渡町内会		
11	赤浜自治会		
12	花道育成会		
13	吉里吉里結和会		
14	吉里吉里越郷会		
15	吉里吉里若葉会		

2-6　通信確保計画

2-6-1　防災行政無線

名　称	数	備　考
親局設備	一式	中央公民館
中継局設備	一式	城山
固定系遠隔制御器	３台	役場庁舎、大槌消防署、新おおつち漁協
固定系屋外拡声子局	６３局	
簡易移動無線局	５台	I-COM

2-7　避難対策計画

2-7-1　指定緊急避難場所

（令和４年８月現在）

No.	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類	
			洪水 土砂災害	地震 津波
1	桜木町裏山	桜木町14(裏山)	×	○
2	小鎚神社裏山	上町2-16(裏山)	×	○
3	中央公民館	小鎚32-126	○	○
4	大念寺裏山	上町1-8(裏山)	×	○
5	蓮乗寺裏山	末広町7-14	×	○
6	小枕高台	小鎚28(小枕・伸松地区防集宅地)	×	○
7	大槌稲荷神社(二渡神社)	安渡2-8-1	×	○
8	大徳院	大槌26-24	×	○
9	惣川高台	安渡3-13(高台)	×	○
10	古学校高台	安渡3-8-11(林道安渡赤浜線方向)	×	○
11	八幡神社境内	赤浜2-2	×	○
12	赤浜３丁目高台	赤浜3	×	○
13	吉里吉里学園小学部	吉里吉里2-4-1	○	○
14	吉里吉里学園中学部	吉里吉里1-125	○	×
15	吉里吉里地区体育館	吉里吉里1-1-1	○	○
16	天照御祖神社	吉里吉里3-2	○	○
17	つつみこども園	吉里吉里2-2-3	○	○
18	集荷場裏山	吉里々々32地割地内 (ｼｰﾆｯｸﾗｲﾝ方面)	×	○
19	花道児童公園	吉里吉里4-2	×	○
20	門前(寺前)	吉里吉里4-4	○	○
21	浪板交流促進ｾﾝﾀｰ	吉里々々11-25	○	○
22	孵化場裏山	大槌14-133	×	○
23	大ケ口裏山	大槌11(林道城山２号線方面)	×	○
24	迫又団地高台	大槌15	×	○
25	旧小鎚第21仮設団地跡地	小鎚26	×	○
26	旧小鎚小学校	小鎚13-3	×	○
27	かみよ稲穂館(渋梨分館)	大槌6-42	×	○
28	旧金沢小学校体育館	金沢29-19	○	○
29	小鎚地区多目的集会所	小鎚6-17-1	○	○
30	蕨打直集会所	小鎚15-35-7	×	○
31	大槌高等学校	大槌15-71-1	×	○
32	臼澤鹿子踊伝承館	小鎚20-80	×	○
33	吉祥寺三光殿	吉里吉里4-4-7	○	○
34	金沢地区生活改善ｾﾝﾀｰ	金沢30-35-2	×	○
35	長井清流館(長井分館)	金沢33-23	×	○
36	大槌学園	大槌15-71-9	○	○
37	安渡分館・避難ﾎｰﾙ	安渡2-11-1	×	○
38	赤浜分館・多目的ホール	赤浜2-2-35	×	○
39	三陸沿岸道路小鎚第２トンネル電気室管理用スペース	大槌第14地割	○	○
40	桜木町三陸沿岸道路避難スペース	桜木町9	×	○
41	花輪田集会所高台	小鎚26地割	×	○
42	らふたぁヒルズ	吉里吉里29地割21-57	○	○

43	赤浜自治会館	赤浜1-3	×	○
44	（有）後藤採鉱所事務所付近	大槌12地割161	×	○
45	末広町営住宅屋上	末広町8	○	×
46	御社地町営住宅屋上	末広町2-15	○	○

※　復興の状況に合わせて、随時見直しを図ること。

2-7-2　指定避難所

（令和４年８月現在）

No.	施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類	
1	小鎚地区多目的集会所	小鎚6-17-1	△	○
2	蕨打直集会所	小鎚15-35-7	×	○
3	大槌高等学校	大槌15-71-1	×	○
4	城山公園体育館 ※１	小鎚32-126	○	
5	臼澤鹿子踊伝承館	小鎚20-80	×	○
6	吉里吉里学園小学部 ※１	吉里吉里2-4-1	○	○
7	吉里吉里学園中学部	吉里吉里1-125	○	○
8	吉里吉里地区体育館 ※２	吉里吉里1-1-1	○	○
9	吉祥寺三光殿	吉里吉里4-4-7	○	○
10	浪板交流促進ｾﾝﾀｰ	吉里々々11-25	○	○
11	かみよ稲穂館(渋梨分館)	大槌6-42	×	○
12	旧金沢小学校体育館 ※２	金沢29-19	×	○
13	金沢地区生活改善ｾﾝﾀｰ	金沢30-35-2	×	○
14	長井清流館(長井分館)	金沢33-23	×	○
15	大槌学園 ※１	大槌15-71-9	○	○
16	安渡分館・避難ﾎｰﾙ ※３	安渡2-11-1	△	○
17	赤浜分館・多目的ホール ※３	赤浜2-2-35	△	○

※１　台風シーズン、感染症対策を踏まえて洪水・土砂災害のおそれがある場合に優先して開設する避難所です。

※２　ペット同行避難者対応の避難所です。利用に際しては、大槌町防災ハザードマップ（2022年９月発行）61ページの避難所の運営・過ごし方を確認してください。

※３　土砂災害警戒区域内にある施設のため、地域との協議を行い、慎重な判断を要する避難所です。

2-7-3　福祉避難所（二次避難所）

（令和４年８月現在）

No.	施設名	所在地
1	介護老人保健施設ケアプラザおおつち	小鎚14-82-1
2	グループホーム城山の杜	大槌15-5-1
3	吉里吉里保育園	吉里吉里21-60-8
4	大槌町ディサービスセンターはまぎく	小鎚23-86-4
5	小規模多機能型居宅介護事業所ほっとおおつち	大槌12-71-2
6	障がい者支援施設四季の郷	小鎚16-18-1
7	特別養護老人ホーム三陸園	吉里吉里32-18-25
8	特別養護老人ホームらふたぁヒルズ	吉里吉里2921-57
9	幼保連携型認定こども園つつみこども園	吉里吉里2-2-3

※　復興の状況に合わせて、随時見直しを図ること。

2-7-4　土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設

番号	箇所番号	名称	所在地	分類
1	129A2005	大槌高等学校	大槌第 15 地割 71- 1	教育施設
2	A129203	おさなご幼稚園	桜木町 2 -24	教育施設
3	A129013	県立大槌病院	小鎚第 23 地割字寺野 1-1	医療関連施設
4	A129013	大槌町デイサービスセンターはまぎく	小鎚第 23 地割 86- 4	社会福祉施設
5	A129013	ハイスこづち	小鎚第 23 地割 83- 1	社会福祉施設
6	129B2049	ワークフォローおおつち	赤浜 2 - 3 -48	社会福祉施設
7	A129205	特別養護老人ホーム三陸園 在宅複合型施設ゆーらっぷ	吉里々々第 32 地割	社会福祉施設
8	A128019	わらび学園	小鎚第 15 地割 43- 2	社会福祉施設
9	129C2019	グループホーム城山の杜	大槌第 15 地割 5 - 1	社会福祉施設
10	129C2021	放課後児童クラブ	大槌第 23 地割 57	社会福祉施設
11	129A2006	こども教育センターOLAI	大槌第 23 地割	社会福祉施設

2-7-5　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

番号	河川名	名称	所在地	分類
1	小鎚川	おさなご幼稚園・小規模保育所おさなご園	桜木町 2 -24	教育・保育施設
2	大槌川	認定こども園みどり幼稚園	大槌第 15 地割 95-264	教育・保育施設
3	小鎚川	県立大槌病院	小鎚第 22 地割 31- 2	医療関連施設
4	小鎚川	植田医院	小鎚第 23 地割 23- 1	医療関連施設
5	小鎚川	ふじまる内科医院	上町 1 -16	医療関連施設
6	大槌川	道又内科小児科医院	大槌第 15 地割 95-255	医療関連施設

7	小鎚川	近藤歯科医院	小鎚第 22 地割 42- 1	医療関連施設
8	大槌川	小松歯科医院	大槌第 15 地割 95-15	医療関連施設
9	大槌川	じょうない歯科医院	大ケ口 2 -100-10	医療関連施設
10	小鎚川	幼保連携型認定こども園おおつちこども園	小鎚第 26 地割 161- 5	教育・保育施設
11	大槌川	幼保連携型認定こども園大ケ口保育園	大ケ口 1-18-12	教育・保育施設
12	小鎚川	大槌町デイサービスセンターはまぎく	小鎚第 23 地割 86- 4	社会福祉施設
13	小鎚川	ハイスこづち	小鎚第 23 地割 83- 1	社会福祉施設
14	大槌川	小規模多機能型居宅介護事業所ほっとおおつち	大槌第 12 地割 71- 2	社会福祉施設
15	大槌川	大ケ口デイサービス	大ケ口 2 -100- 1	社会福祉施設
16	小鎚川	障がい者支援施設　四季の郷	小鎚第 16 地割 18- 1	社会福祉施設
17	大槌川	放課後児童クラブ	大槌第 23 地割 57	社会福祉施設
18	大槌川	こども教育センターOLAI	大槌第 23 地割	社会福祉施設
19	大槌川	地域共生ホームねまれや	大ケ口 2 丁目 9 -26	社会福祉施設

2-10　食料・生活必需品等の備蓄計画

2-10-1　生活必需品取扱店一覧

（平成２９年６月現在）

住　　所	名　　称	電話番号	品目			
			食器類	ろうそく・マッチ	衣料品	寝具類
大槌町大槌22-200	ひび又屋プロショップワークス	42-5656	○	○		
大槌町小鎚27-3-4	シーサイドタウンマスト　マイヤ	42-7000	○	○		
大槌町本町5番地8	越田商店	42-3280	○			
大槌町大槌23-19-F棟	(株)和田商店	42-5757		○		
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057		○		
大槌町大槌23-19-E棟	さんぷく衣料店	42-3076			○	

2-10-2　食料等の取扱店一覧

(1)　みそ、醤油取扱店一覧表

（平成２９年６月現在）

住　　所	名　　称	電　　話	備　　考
大槌町小鎚27-3-4	シーサイドタウンマスト　マイヤ	42-7000	
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057	

(2)　青果物取扱店一覧表

住　　所	名　　称	電　　話	備　　考
大槌町小鎚26-164-2	大果（株）	42-5588	
大槌町小鎚27-3-4	シーサイドタウンマスト　マイヤ	42-7000	
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057	

(3)　食肉類取扱店一覧表

住　　所	名　　称	電　　話	備　　考
大槌町大槌23-9	三浦精肉店	42-8688	
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057	
大槌町小鎚27-3-4	ショッピングセンターマスト　マイヤ	42-7000	

(4)　総合食料品店一覧表

住　　所	名　　称	電　　話	備　　考
大槌町大槌23-8-4	みずかみ大槌店	42-4057	
大槌町小鎚27-3-4	シーサイドタウンマスト　マイヤ	42-7000	

⑸ その他

業　者　名	電　話	所　在　地
ローソン大槌バイパス店	42-7200	大槌町小鎚27-3-1
ローソン大槌高校前店	41-1300	大槌町大槌15-48-4
ファミリーマート大槌安渡店	41-1888	大槌町新港町2-5
マルタニＹショップ	42-2575	大槌町上町2-12
セブンイレブンおおつち御社地店	27-8683	大槌町末広町1-30
Ｙショップ岩間	42-4022	大槌第12地割180-8
Ｙショップ広田	42-6622	大槌第15地割46-13
ファミリーショップやはた	42-3378	大槌町桜木町15-29
セブンイレブンおおつち吉里吉里店	27-5588	大槌町吉里吉里2-8-19
平野商店	080-1651-4626	大槌町吉里吉里2-26-16
芳賀商店	44-2627	大槌町吉里吉里1-2

2-10-3 炊き出し施設状況

（令和４年８月現在）

⑴ 炊き出し施設の状況

施　設　名	電　話	所　在　地
学校給食センター	43-1015	大槌町吉里吉里1-1-1
大槌町中央公民館	42-3030	大槌町小鎚32-126

⑵ 緊急炊出業者一覧表

業　者　名	電　話	所　在　地	備　考
ほっかほっか亭大槌店	42-2270	大槌町大町3-6	
シーサイドタウンマストつくし	42-8181	大槌町小鎚27-3-4	

2-11-1　町内の災害時孤立化想定地域

<table>
<tr><th>想定する災害</th><th colspan="2">孤立化想定地域</th><th>孤立理由</th><th>対　策</th></tr>
<tr><td>地震・津波災害による道路閉塞</td><td colspan="2">小枕地区</td><td>・津波が堤防を破壊又は越流した場合、道路の浸水やがれき等により移動が困難となる。</td><td>・小枕地区集会所への防災備蓄品の配置</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土砂災害等による道路閉塞</td><td>小鎚川沿い</td><td>種戸地区
徳並地区
長井地区</td><td rowspan="2">・通信手段が限定される。携帯電話業者によって通信圏が異なる。
・地区へのアクセス道が１本しかない。
・自主防災組織の参加率低下
・高齢化
・避難所までの移動が困難
・ヘリコプターの降着適地がない。</td><td rowspan="2">・固定電話以外の通信手段の確保（携帯電話の通信状況の確認と町民が保持している携帯電話番号の把握）
・指定避難所への防災備蓄品の配置
・ヘリコプターからの懸垂下降（リペリング）及びピックアップ適地の把握</td></tr>
<tr><td>大槌川沿い</td><td>戸沢地区</td></tr>
</table>

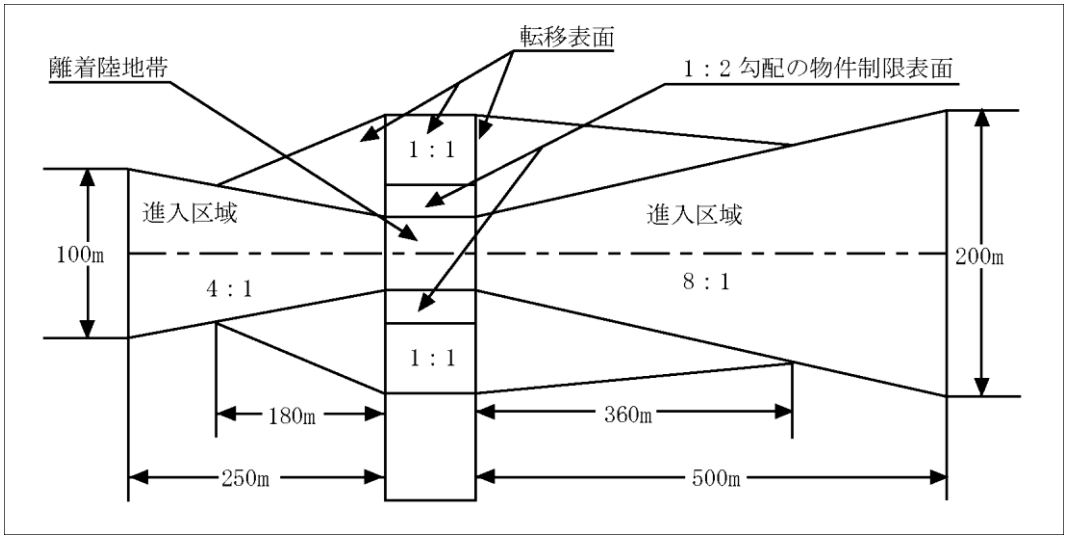
2-12　防災施設等整備計画

2-12-1　ヘリポートの設置基準

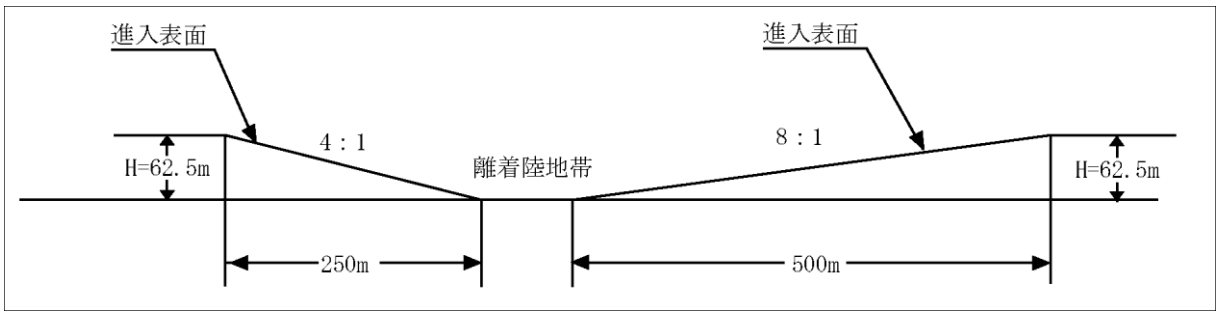
(1)　回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

ア　一般

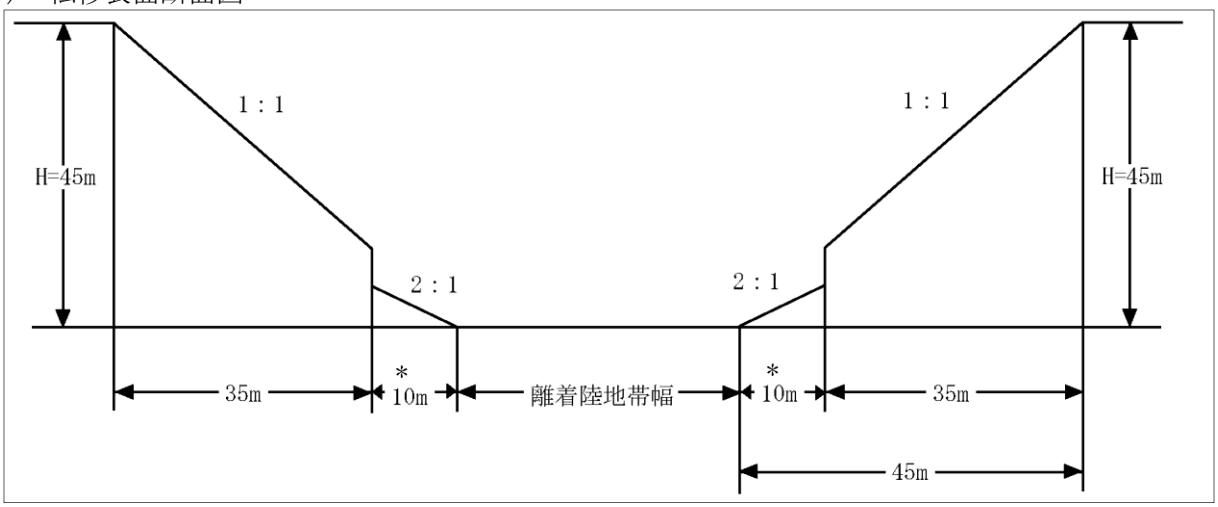
(ｱ)　平面図



(ｲ)　侵入表面断面図



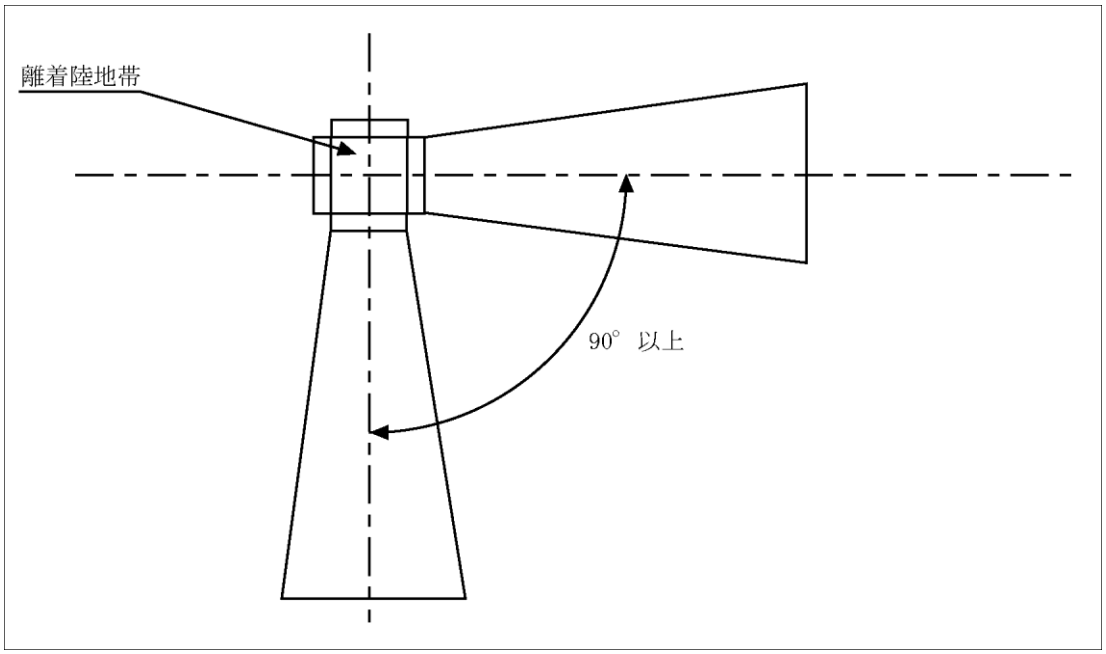
(ｳ)　転移表面断面図



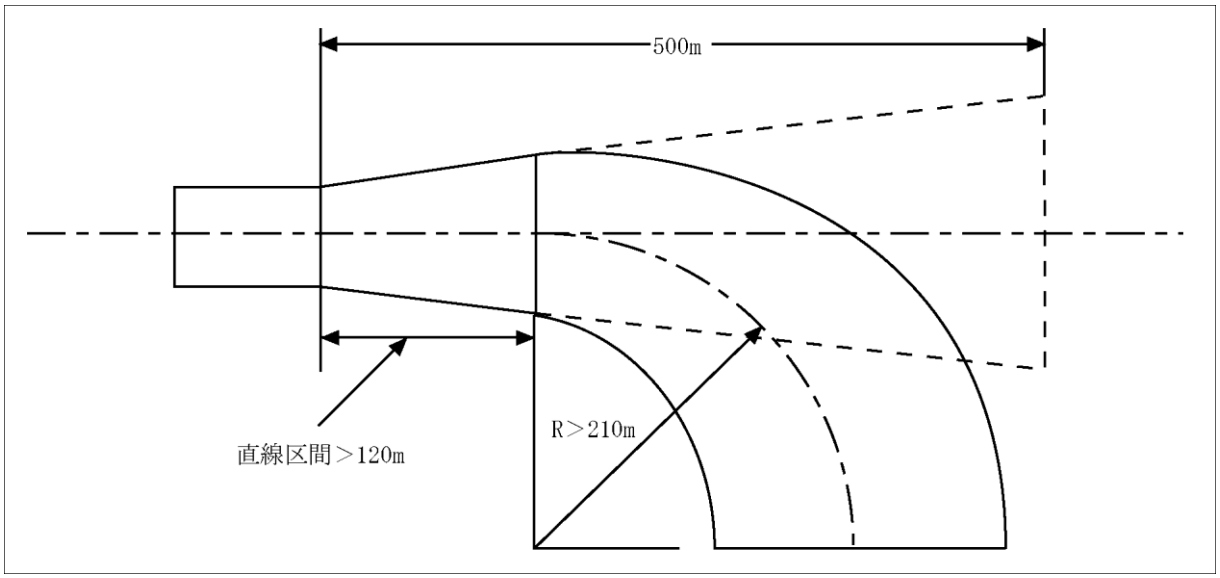
＊　離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

〔進入区域、進入表面の特例〕

(ｱ)　進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



(ｲ)　わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入経路

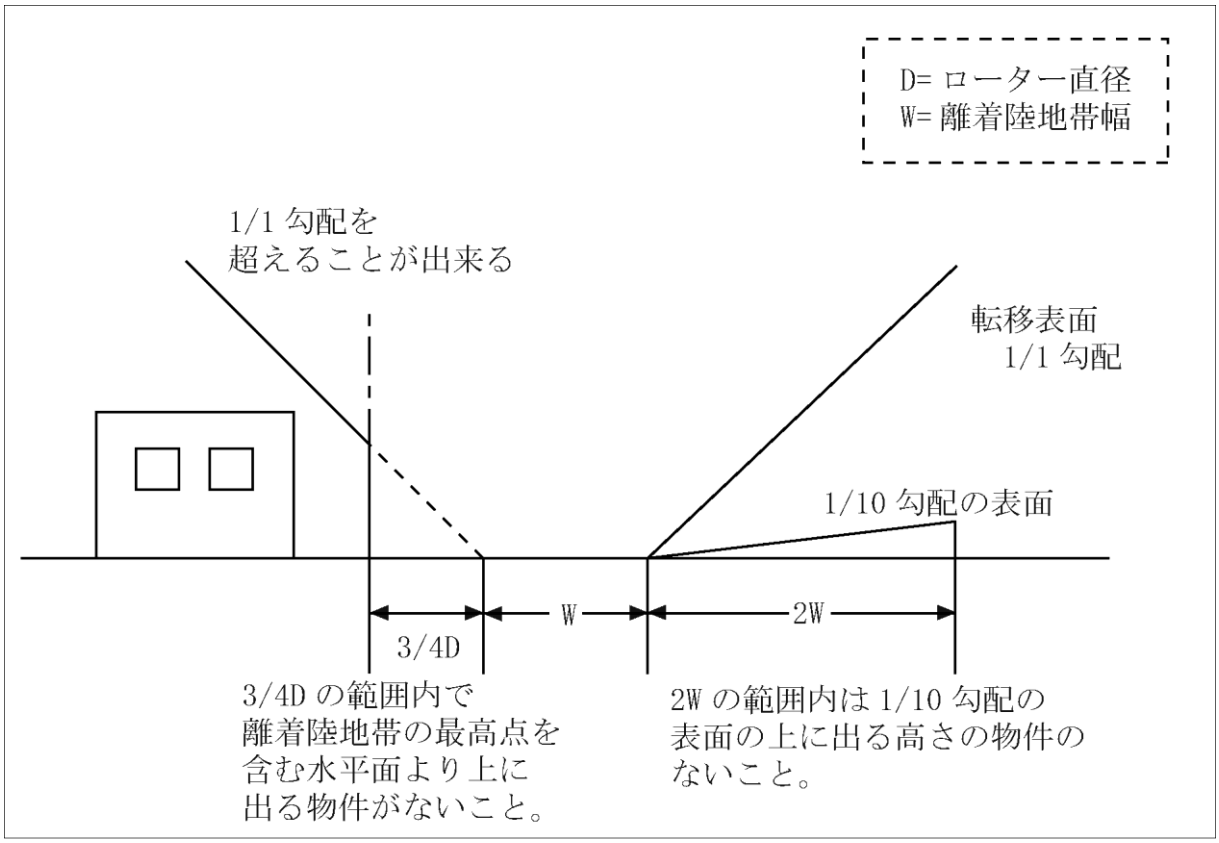


＊　進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

＊　Rは210メートル以上とする。

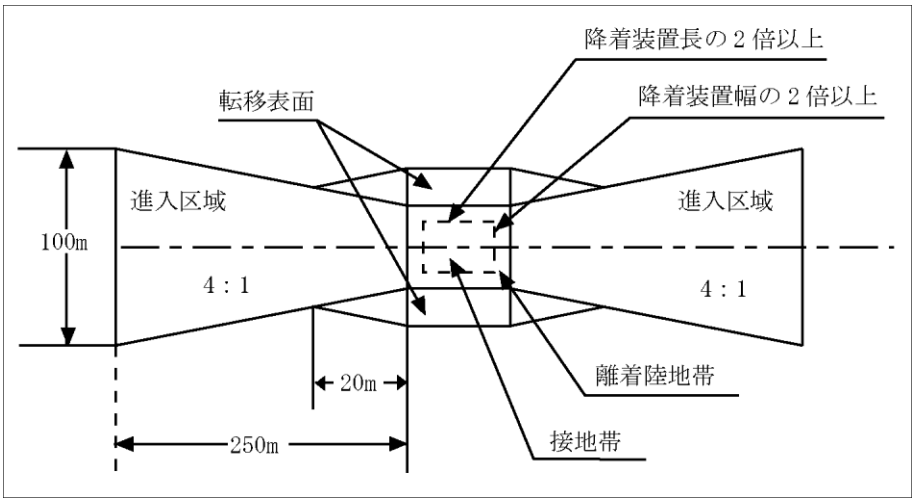
〔転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合）〕

*転移表面断面図

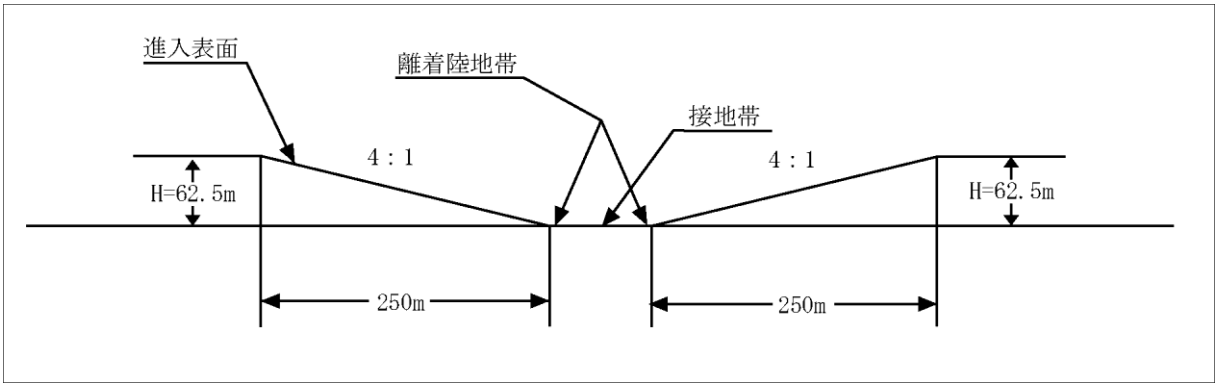


ア　山岳地、農地その他離着陸経路下に人または物件のない場合（特殊地域）

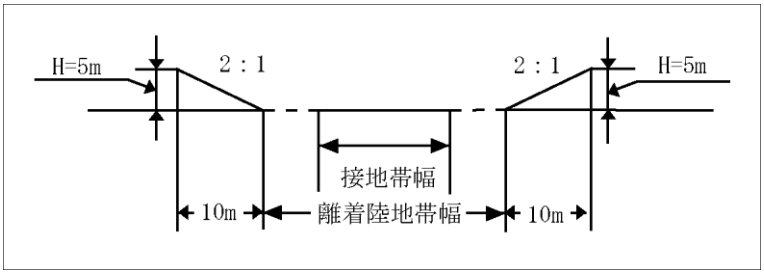
（ｱ）　平面図



（ｲ）　進入表面断面図

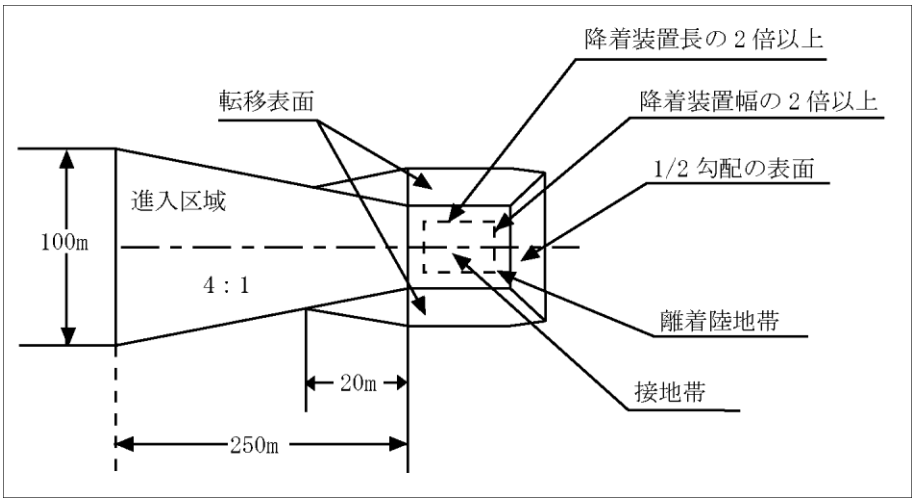


（ｳ）　転移表面断面図

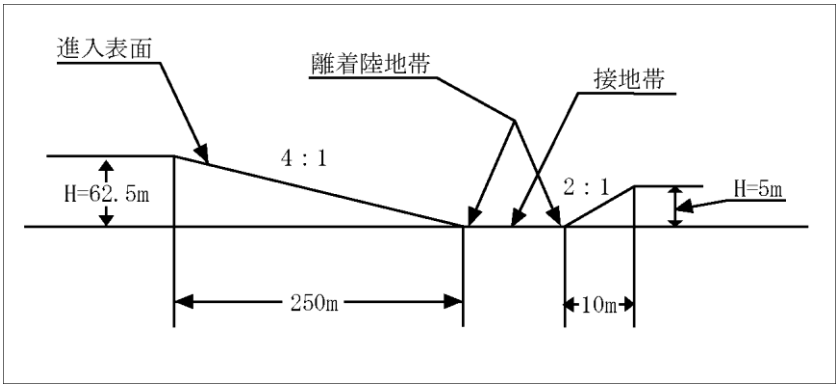


〔進入区域が１方向しか確保できない場合の進入表面，転移表面の特例〕

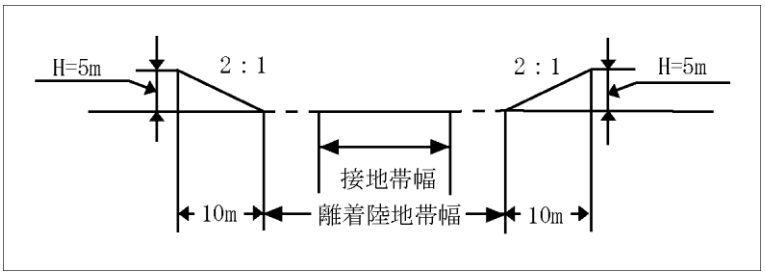
(ｱ)　平面図



(ｲ)　進入表面断面図

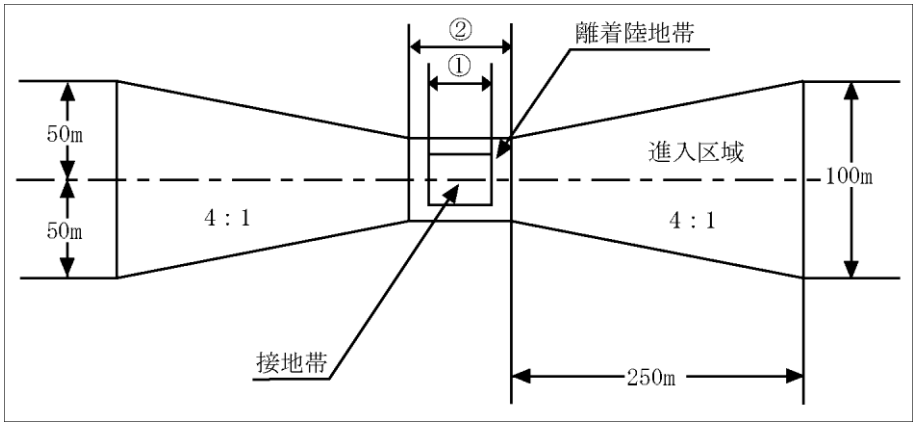


(ｳ)　転移表面断面図



ウ　災害時において緊急輸送時に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

(ｱ)　平面図



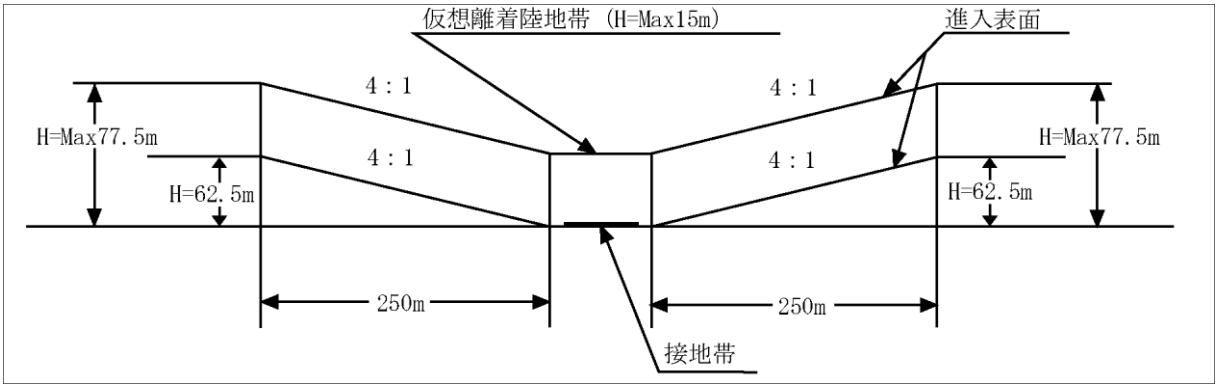
①　接　地　帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

②　離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

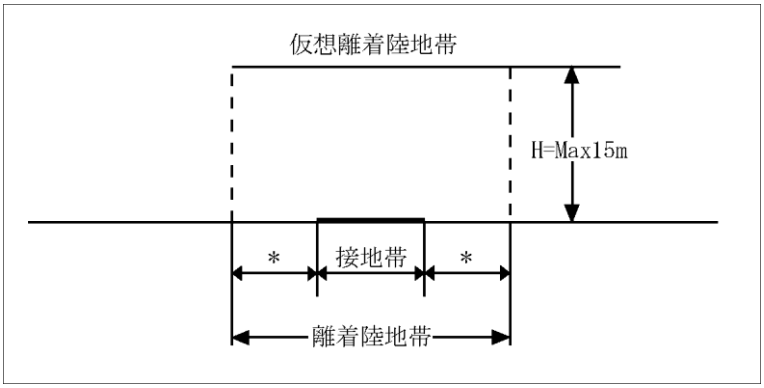
＊　全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。

＊　離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

(ｲ)　進入表面断面図



(ｳ)　転移表面断面図（転移表面は設定せず）

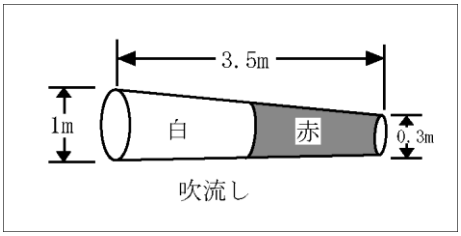


＊　接地帯の外側で接地帯表面より30cm程度を限度として平坦な区域

(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流しまたは旗をたてること。

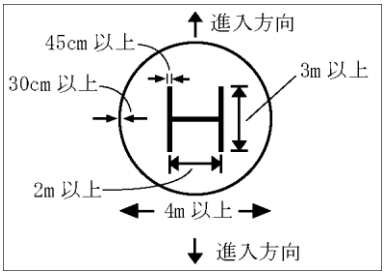
吹流しの基準



(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A　離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B　防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C　重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

(5) ヘリポートの現況

町におけるヘリポートの現状は、資料編⑨-8のとおりである。

2-12-2　物資投下が可能な地点並びにヘリコプター発着可能地点

（令和２年３月現在）

離着陸場名	地名・地番	座　標 （UTMポイント）	長さ×幅 （m）	避難場所 指定有無	津波浸水 が予想
吉里吉里農村広場	大槌町 吉里吉里一丁目250	N　39°　22′　01″ E 141°　56′　38″ （54SWJ81325791）	117 80		浸水
岩手県立大槌高等学校	大槌町 大槌15-71-1	N　39°　22′　10″ E 141°　54′　06″ （54SWJ77755836）	140 120	有	
大槌消防署庁舎北側 駐車場	大槌町大槌14-142-1	N 39°　21′　57″ E 53　53′　51″ （54SWJ77335776）	55×45		浸水

2-17　風水害予防計画

2-17-1　準用河川（県管理）の流況

（令和２年４月現在）

名　　称	流　路　延　長	流　域　面　積	摘　　要	指定年月日
大　槌　川	12.5　　km	111.5　　㎢	２　級　河　川	12.2.1
小　鎚　川	11.8　　km	58.9　　㎢	〃	12.2.1

2-17-2　準用河川（町管理）の指定状況

（令和２年４月現在）

水系名	河川名	区間距離（km）	指定区間		指定年月日
			起点	終点	
浪板川	浪板川	1.20	大槌町吉里々々第9地割57番の13地先浪板砂防ダム（下流端）	河　口	50．3．27
沢山沢川	沢山沢川	2.12	町道沢山1号線2号橋（上流端）	河　口	50．3．27
大槌川	大槌川	15.10	大槌町金沢第1地割3番41の3地先戸沢砂防ダム（下流端）	2級河川大槌川上流端	50．3．27
大槌川	源水川	0.33	町道ふ化場第2源水橋（上流端）	2級河川大槌川への合流点	50．3．27
大槌川	柾内川	0.73	町道柾内2号線1号橋（上流端）	2級河川大槌川への合流点	50．3．27
大槌川	宮沢川	1.33	大槌第6地割151番の2の3（下流端）	2級河川大槌川への合流点	50．3．27
大槌川	安瀬の沢川	3.21	町道安瀬の沢川線4号線（上流端）	大槌川への合流点	50．3．27
大槌川	折合沢川	1.49	坂内沢川合流点	大槌川への合流点	50．3．27
小鎚川	小鎚川	14.63	房間沢川合流点	2級河川小鎚川合流点	50．3．27
小鎚川	種戸川	3.91	町道種戸線一の橋（上流端）	2級河川小鎚川合流点	50．3．27
大槌川	大ケ口川	1.00	大ケ口1丁目175番地の52	準用河川大槌川への合流点	54．3．1
大槌川	戸沢川	0.50	金沢第6地割1番の２地先（治山砂防ダム下流30.0m地点）	準用河川大槌川への合流点	54．3．1
小鎚川	臼沢川	0.37	小鎚第20地割82番の内10地先	準用河川大槌川への合流点	56．7．15
大槌川	小枝ヶ沢川	0.36	小鎚第24地割字夏本33番地先	準用河川沢山沢川への合流点	61.10．7
小鎚川	寺野沢川	0.61	小鎚第23地割字雲南128番9地先	準用河川小鎚川への合流点	61.10．7
計		46.89			

※　沢山沢川、小枝ヶ沢川は、河川法の準用はないが、町が管理している河川

2-17-3　重要水防箇所調書

（令和２年度岩手県水防計画抜粋）

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度Ａ区間			重要度Ｂ区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防Ａ（m）	（他の評価と重複）	工作物Ａ（箇所）	堤防Ｂ（m）	（他の評価と重複）	工作物Ｂ（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施工・破堤跡・陸閘(箇所)		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
大槌川	県	桑ノ畑	左岸	堤防高	釜１				51					積土のう工	大槌町
大槌川	県	新町	右岸	堤防高	釜２				126					積土のう工	大槌町
大槌川	県	桑ノ畑	左岸	堤防高	釜３				293					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大石前	右岸	堤防高	釜４				367					積土のう工	大槌町
大槌川	県	源水	右岸	堤防高	釜５				153					積土のう工	大槌町
大槌川	県	辺津ヶ沢	左岸	堤防高	釜６				193					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大ヶ口一～大ヶ口二	右岸	堤防高	釜７				922	(922)				積土のう工	大槌町
大槌川	県	屋敷～大ヶ口	右岸	漏水	釜８	990								月の輪工	大槌町
大槌川	県	大ヶ口二	右岸	堤防高	釜９	68	(68)							積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜１０	68								積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜１１				125					積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜１２	100								積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜１３				315					積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜１４	100								積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜１５				307					積土のう工	大槌町
大槌川	県	渋梨	左岸	堤防高	釜１６				200					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大ヶ口二	右岸	堤防高	釜１７	123								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜１８	104								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜１９				81					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜２０				119					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜２１	580								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜２２				82					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜２３	58								積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜２４				145					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜２５	590								積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜２６				93					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜２７	305								積土のう工	大槌町

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度Ａ区間			重要度Ｂ区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防Ａ（m）	（他の評価と重複）	工作物Ａ（箇所）	堤防Ｂ（m）	（他の評価と重複）	工作物Ｂ（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施工・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
大槌川	県	姥ヶ沢		堤防高	釜２８				131					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢		堤防高	釜２９	10								積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短		堤防高	釜３０				106					積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短		堤防高	釜３１	94								積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短		堤防高	釜３２				275					積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜３３	254								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜３４	410								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜３５	313								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜３６	205								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜３７	109								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜３８				91					積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜３９	83								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜４０				108					積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜４１	217								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口		堤防高	釜４２				33					積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口		堤防高	釜４３	234								積土のう工	大槌町
大槌川	県	白銀		堤防高	釜４４	321								積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口		堤防高	釜４５				182					積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口		堤防高	釜４６	75								積土のう工	大槌町
大槌川	県	桃畑		堤防高	釜４７	189								積土のう工	大槌町
大槌川	県	馬場野		堤防高	釜４８	125								積土のう工	大槌町
大槌川	県	馬場野		堤防高	釜４９	125								積土のう工	大槌町
大槌川　計						5,851	(68)	0	4,498	(922)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度Ａ区間			重要度Ｂ区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防Ａ（m）	（他の評価と重複）	工作物Ａ（箇所）	堤防Ｂ（m）	（他の評価と重複）	工作物Ｂ（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施工・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
小鎚川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜１				488					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	上町	左岸	堤防高	釜２				146					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜３				119					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	桜木町	左岸	堤防高	釜４				735	（400）				積土のう工	大槌町
小鎚川	県	桜木町	左岸	漏水	釜５	600								月の輪工	大槌町
小鎚川	県	桜木町	左岸	堤防高	釜６				199					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜７				213					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	寺野	右岸	堤防高	釜８				99					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜９				128					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	臼沢	右岸	堤防高	釜１０				23					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜１１				95					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜１２				67					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜１３				162					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜１４				101					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	山岸	右岸	堤防高	釜１５				103					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜１６				295					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜１７	97								積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜１８				283					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	曽根	左岸	堤防高	釜１９	99								積土のう工	大槌町
小鎚川	県	曽根	左岸	堤防高	釜２０				101					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜２１				151					積土のう工	大槌町
大槌川　計						976	（0）	0	3,509	（400）	0	0	0		

2-17-4　水防用具資材備蓄基準

(1)　器　具

品　名	単位	数量
スコップ	丁	20
掛矢	丁	20
ツルハシ	丁	5
唐くわ	丁	5
おの	丁	5
のこぎり	丁	5
かま	丁	5
ハンマー	丁	5
ペンチ	丁	5

(2)　資　材

品　名	単位	数量
土のう	袋	2,000
末口3寸・杭木2.5間	本	10
末口3寸・杭木2.0間	本	30
末口3寸・杭木1.0間	本	200
唐竹	本	15
縄	Ｋｇ	1,000
莚・ビニールシート	枚	50
鉄線	Ｋｇ	50

2-18　津波・高潮災害予防計画

2-18-1　海岸保全区域指定延長調

（令和２年１２月現在）

所　管　別	地区海岸名	海　岸　延　長	指 定 済 延 長	備　　考
水　産　庁	大槌地区	6,770 m	1,988 m	
	吉里吉里地区 （浪板地区含）	3,910 m	1,515 m	

（沿岸広域振興局水産部）

2-18-2　海岸防潮堤設置一覧

（令和４年８月現在）

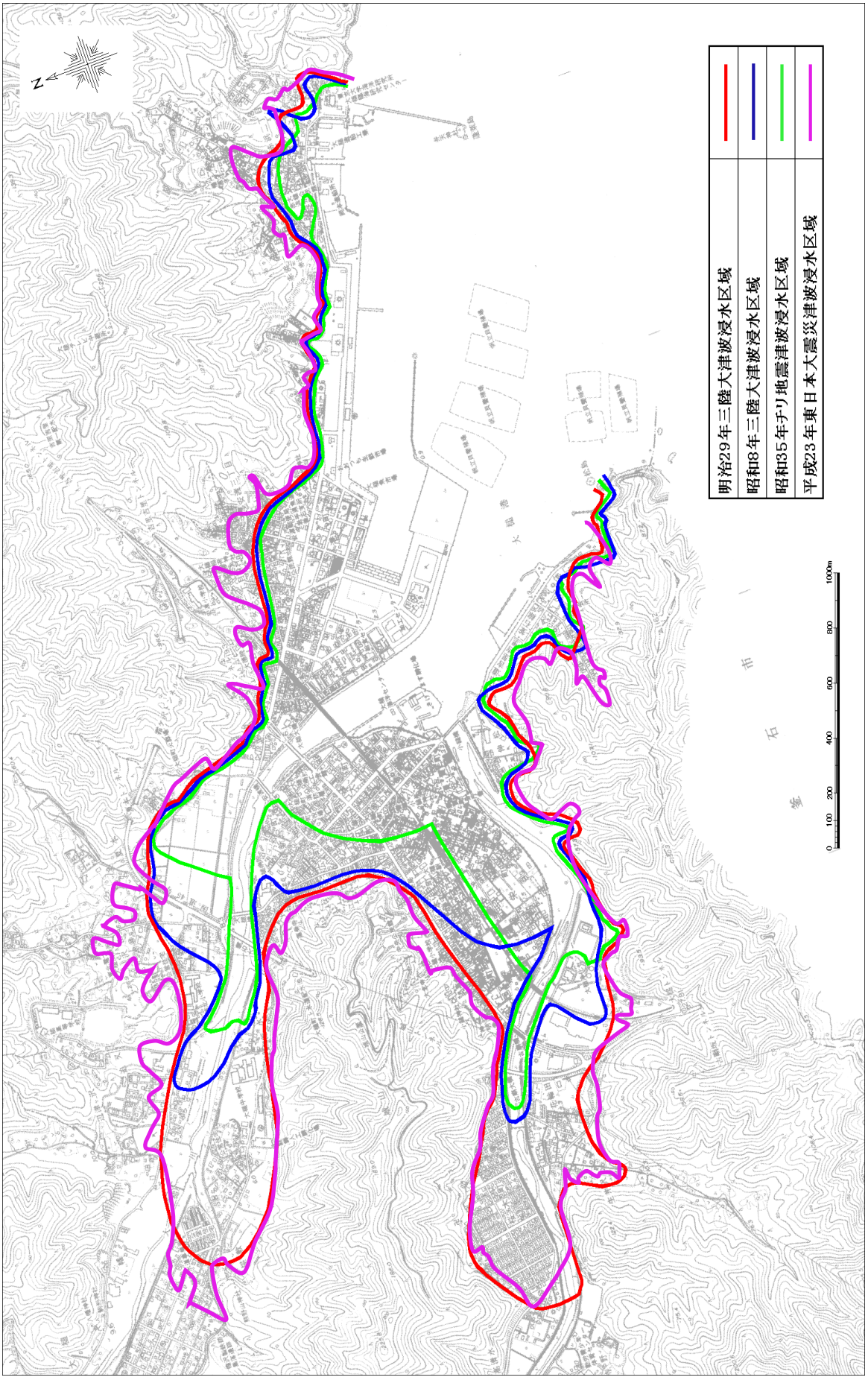
市町村	所管別	地　区　名	堤防延長	堤　高 （T・P）	門　扉		施行年度	摘　　要 （施行者）
					水門	陸閘		
大槌町	水産庁	吉里吉里地区	922.4m	12.80	2	0	平26～ 令和２年	県
		大槌地区	1,977.1m	安渡 14.50 赤浜　6.40 白石　6.40	1	3	平26～ 令和２年	〃

※　東日本大震災津波により全て破堤。令和２年12月に防護ライン完成

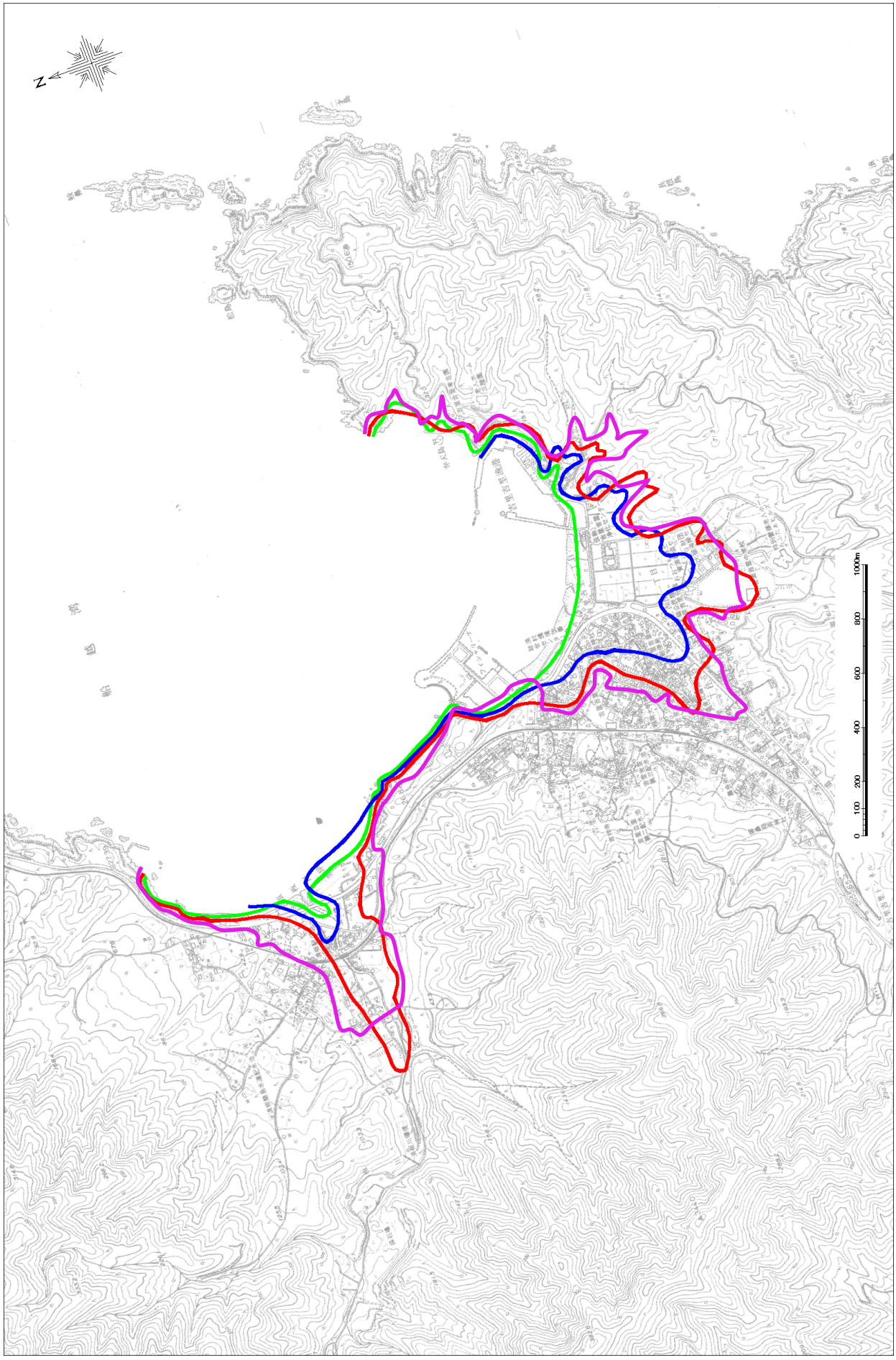
（沿岸広域振興局水産部）

2-18-3　過去の津波による浸水区域

過去の津波浸水区域図１



過去の津波浸水区域図２



2-18-4　水門・門扉一覧

(1)　管理委託海岸水門箇所

漁港名	設置個所			構造		適用
	群・市	町・村	名称	形式	開閉方式	
吉里吉里	上閉伊郡	大槌町	吉里吉里水門	フラップ	自然	
大　槌	上閉伊郡	大槌町	赤浜１号樋門	フラップ	自然	
大　槌	上閉伊郡	大槌町	白石２号樋門	フラップ	自然	
大　槌	上閉伊郡	大槌町	赤浜１号陸閘	フラップ	自然	
大　槌	上閉伊郡	大槌町	赤浜２号陸閘	フラップ	自然	
大　槌	上閉伊郡	大槌町	赤浜３号陸閘	フラップ	自然	

(2)　管理委託河川水門箇所

(令和２年４月現在)

連番	調査票番　号	水系名	河川名	設置個所			水門の種類	
				郡・市	町・村	字	河川	海
１	１	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	花輪田	A	
２	２	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	祝田の１（樋管）	B	
３	６	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	祝田の２（桜木）	A	
４	７	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	花輪田上	A	
５	９	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	中須賀の２	B	
６	１０	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	須賀の１	A	
７	１１	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	祝田の３ 花輪田	A	
８	１３	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	中須賀３	B	
９	１５	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	中須賀５	B	
１０	１９	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	安渡（大槌水門）	A	
１１	２０	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	袰岩（水門）	A	
１２	２１	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	臼沢（臼沢水門）	A	
１３	２２	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	源水（源水水門）	A	
１４	２３	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	新町（新町水門）	A	
１５	２４	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	大ヶ口	A	
１６	２５	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	源水	A	
１７	２７	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	寺野	A	
１８	３６	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	源水の１	B	
１９	３７	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	源水の２	B	
２０	無番	大槌川	大槌川	上閉伊郡	大槌町	新港（大槌川水門）		A
２１	無番	小鎚川	小鎚川	上閉伊郡	大槌町	小鎚第２８地割（小鎚川水門）		A

A：スルース
B：フラップ

2-18-5　大槌町海岸堤防水門管理要領

海　岸　水　門　管　理　要　綱

※海岸水門施設は、平成29年１月23日現在、東日本大震災津波により、流出、破壊または機能喪失となっている。施設整備後に適用。

（趣旨）

第１　この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者が管理する海岸保全区域に設置されている水門及び樋門（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（管理の原則）

第２　水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

（水門等の管理の委託）

第３　海岸管理者は、津波等による危険が切迫した場合における、水門等の操作の緊急性等にかんがみ、海岸保全施設である水門等の維持又は操作その他これらに類する海岸の管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

（海岸管理者の管理事項）

第４　海岸管理者は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

（１）　特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。

（２）　海岸保全施設である水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

（市町村の管理事務）

第５　水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に属する事務を執行するものとする。

（１）　平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア　水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。

イ　水門等の自動開閉装置の導水部分、水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。

（２）　前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視記録（様式第１号）を作成し備えておくものとする。

（３）　水門等は、毎年３回（原則として、７月、11月及び３月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。

（報告）

第６　委託を受けた市町村は、毎年度４月１５日までに当該年度の海岸水門等管理体制（変更）報告書（様式第２号）を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

２　前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変更が生じたときも、その都度提出しなければならない。

３　委託を受けた市町村は、第５第３項に規定する試運転を行ったときは、海岸水門等開閉操作報告書（様式第３号）を、当該試運転の日後10日以内に所管する広域振興局長等に提出しなければならない。

（平成26年2月　岩手県沿岸広域振興局土木部）

様式第１号（第５関係）

海 岸 水 門 等 巡 視 記 録

年　　月　　日	巡視者　氏名　：

巡視状況	水門又は樋門名	巡 視 結 果	※対応状況（有の場合のみ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
		支障（ 有 ・ 無 ）	（ １ ・ ２ ・ ３ ）
	※　対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。 １：障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。 ２：障害の状況を施設管理者へ連絡した。 （連絡日時、相手の氏名：　月　　日　　時　　分　　氏名　　） ３：その他（以下に状況を記載のこと）		

様式第２号（第６関係）

第　　号
年　月　日

沿岸広域振興局長　様

市 町 村 長

年度海岸水門等管理体制（変更）報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第６第１項（第２項）の規定により報告します。

記

水門又は樋門名	設置場所	型式	開閉方法	門数	管理操作責任者住所氏名	管理操作担当者住所氏名	試運転予定月日その他管理方法

様式第３号（第６関係）

第　　号
年　　月　　日

沿岸広域振興局長　様

市 町 村 長

海岸水門等開閉操作報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第６第３項の規定により報告します。

記

水門又は樋門名	設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転及び注油等の月日	試運転の結果及び水門等の異状の有無	措置の状況

注　試運転の結果及び水門等の異状の有無の欄には、具体的に記入すること。

2-19　土砂災害予防計画

2-19-1　大槌町土砂災害警戒区域等の区域数

（令和４年３月末現在）

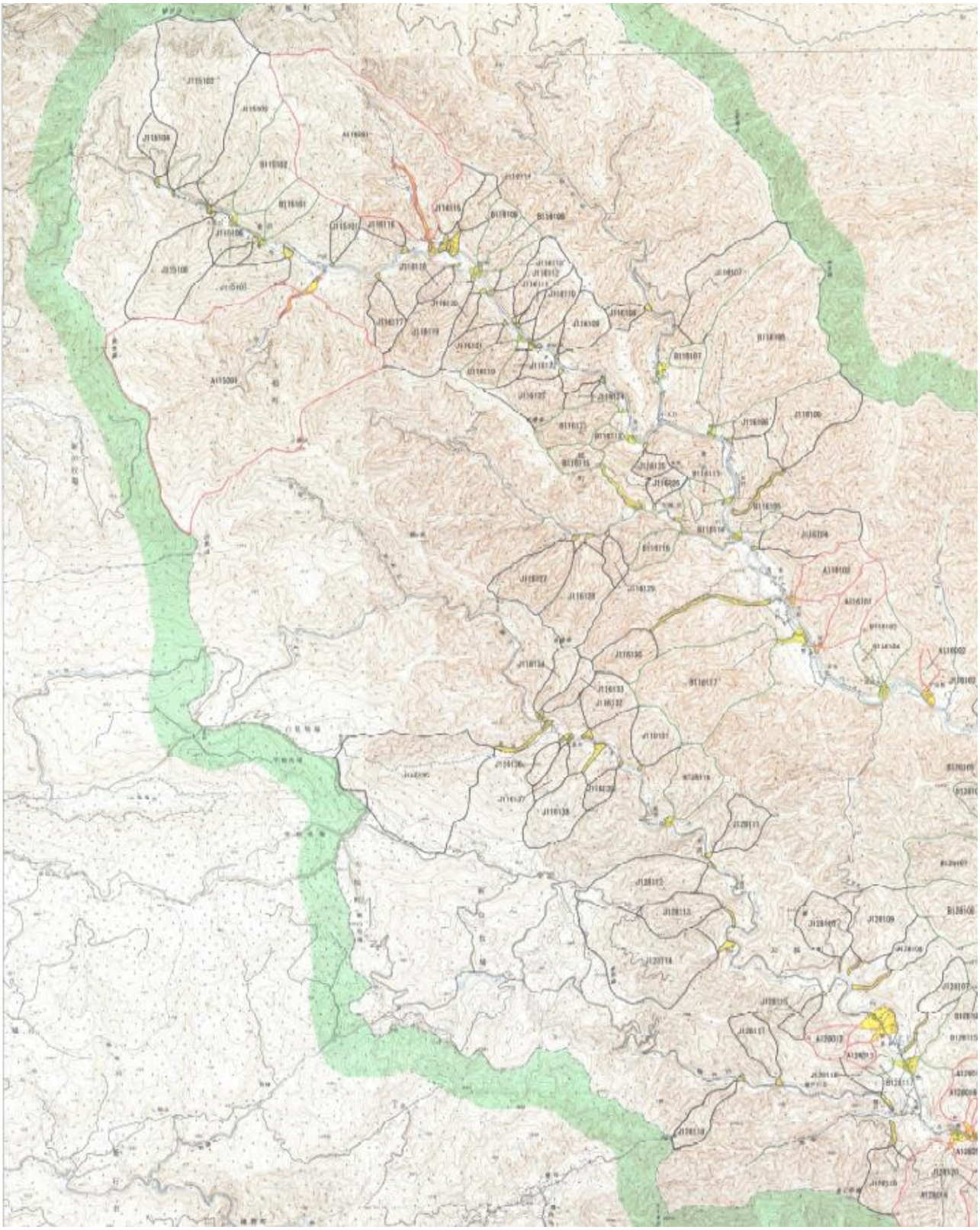
急傾斜		土石流		地すべり	合計
指定済	基礎調査結果公表	指定済	基礎調査結果公表		
２７７	０	１５６	０	０	４３３

2-19-2　土石流危険渓流箇所

(1)　土石流危険渓流カルテ総括表（危険渓流Ⅰ）　（沿岸広域振興局土木部）（令和４年３月末現在）

渓流番号（56渓流）	渓流名	所在地
A115001	戸沢	大槌町戸沢
A116001	中山沢	大槌町中山
A116002	下屋敷の沢	大槌町下屋敷
A116101	あしの沢	大槌町対間
A116102	金沢	大槌町金沢
A128012	徳並の沢	大槌町徳並
A128013	徳並の沢(2)	大槌町徳並
A128014	一ノ渡の沢	大槌町一ノ渡
A128015	一ノ渡の沢(2)	大槌町一ノ渡
A128016	一ノ渡の沢(3)	大槌町一ノ渡
A128017	一ノ渡の沢(4)	大槌町一ノ渡
A128018	蕨打直の沢	大槌町蕨打直
A128019	蕨打直の沢(2)	大槌町蕨打直
A128020	蕨打直の沢(3)	大槌町蕨打直
A128101	曽根の沢	大槌町曽根
A129007	小枕の沢	大槌町小枕の沢
A129008	小枕の沢(2)	大槌町小枕の沢
A129009	小枕の沢(3)	大槌町小枕の沢
A129010	三枚堂の沢	大槌町三枚堂
A129011	臼沢	大槌町臼沢
A129012	臼沢(2)	大槌町臼沢
A129013	寺野の沢	大槌町寺野
A129014	上町の沢	大槌町上町
A129015	上町の沢(2)	大槌町上町
A129016	上町の沢(3)	大槌町上町
A129017	大ヶ口の沢	大槌町大ヶ口
A129018	屋敷の沢	大槌町屋敷
A129019	末広町の沢	大槌町末広町
A129020	沢山の沢	大槌町沢山
A129021	夏本の沢	大槌町夏本
A129022	夏本の沢(2)	大槌町夏本
A129023	安渡の沢	大槌町安渡1丁目
A129024	安渡の沢(2)	大槌町安渡2丁目
A129025	安渡の沢(3)	大槌町安渡2丁目
A129026	安渡の沢(4)	大槌町安渡3丁目
A129027	安渡の沢(5)	大槌町安渡3丁目
A129028	赤浜の沢	大槌町赤浜1丁目
A129029	赤浜の沢(2)	大槌町赤浜2丁目
A129030	赤浜の沢(3)	大槌町赤浜2丁目
A129031	吉里吉里の沢	大槌町吉里吉里3丁目
A129032	吉里吉里の沢(2)	大槌町吉里吉里2丁目
A129033	吉里々々の沢(3)	大槌町吉里々々
A129034	吉里吉里の沢(4)	大槌町吉里吉里4丁目
A129035	吉里吉里の沢(5)	大槌町吉里吉里4丁目
A129036	吉里吉里の沢(6)	大槌町吉里吉里4丁目
A129037	吉里吉里の沢(7)	大槌町吉里吉里4丁目
A129038	吉里吉里の沢(8)	大槌町吉里吉里4丁目
A129039	浪板の沢	大槌町浪板
A129040	浪板の沢(2)	大槌町浪板
A129041	浪板の沢(3)	大槌町浪板
A129042	浪板の沢(4)	大槌町浪板
A129201	大野沢	大槌町安渡3丁目
A129202	屋敷の沢	大槌町大ヶ口
A129203	桜木町の沢	大槌町桜木町
A129204	古廟の沢	大槌町古廟
A129205	吉里々々の沢(9)	上閉伊郡大槌町吉里々々

(2)　土石流危険渓流位置図





2-19-3　山地災害危険区域

(1)　崩壊土砂流出

(令和３年４月現在)

| 危険地区番号 | | 位置 | | | 他の法令等の指定 | | | 公共施設等の実態調査 | | |

危険地区番号		地区名	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			他の法令等の指定			公共施設等の実態調査															
市町村	地区									市町村	大字	字	砂防指定地	急傾斜地	土砂災害	人家戸	工場戸	工場員数	旅館戸	旅館員数	人家その他	学校棟	官公棟	病院棟	災害弱	避難場所	公共その他	国道長	県道長	他道路長	鉄道	判定区分
22-42	34	臼沢		無		無	B	0.11	一部概成	大槌町	小鎚	三枚堂	無	無	無	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	259	0	人家数21戸
22-42	35	臼沢	土流	無		無	B	0.15	一部概成	大槌町	小鎚	小鎚第19地割	無	無	無	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	935	0	人家数11戸
22-42	36	上町	土流	無	砂・急	無	B	0.04	概成	大槌町	小鎚	小鎚第32地割	無	有	無	6	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	58	0	公用公共施設
22-42	37	戸保野		無		無	C	0.25	無	大槌町	金沢	種戸口	無	無	無	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	215	0	人家数2戸
22-42	38	吉里吉里		無		無	B	0.04	概成	大槌町	吉里吉里	弁天	無	無	無	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	716	0	公用公共施設
22-42	39	和野	土流	無		有	A	1.78	一部概成	大槌町	大槌	白銀	無	無	有	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1090	0	人家数11戸
22-42	40	前短	土流	無		有	B	2.12	概成	大槌町	大槌	宮の口	無	無	有	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	人家数3戸
22-42	41	下屋敷	土流	無		無	C	0.08	一部概成	大槌町	金沢	滝野	無	無	無	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146	0	人家数3戸
22-42	42	対間		無		有	C	0.00	概成	大槌町	金沢	第39地割	無	無	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	237	0	道路
22-42	43	元村		無		無	A	0.19	概成	大槌町	金沢	水無沢	無	無	無	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184	133	0	人家数10戸
22-42	44	安瀬の沢		無		有	A	0.50	概成	大槌町	金沢	安瀬の沢	無	無	有	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337	0	人家数6戸
22-42	45	長井		無		無	C	0.03	概成	大槌町	小鎚	長井	無	無	無	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	217	0	人家数6戸
22-42	46	大ヶ口	土流	無		無	A	0.26	概成	大槌町	大槌	渋梨	無	無	無	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	177	0	人家数13戸
22-42	47	大ヶ口	土流	無		無	A	0.16	概成	大槌町	大槌	柾内	無	無	無	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	354	0	人家数9戸
22-42	48	前短		無		無	A	0.47	無	大槌町	大槌	姥ヶ沢	無	無	無	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0	人家数8戸
22-42	49	臼沢		無		無	B	0.14	概成	大槌町	小鎚	高清水	無	無	無	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1058	0	人家数4戸
22-42	50	和野		無		無	B	0.35	一部概成	大槌町	大槌	第3地割	無	無	無	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	人家数8戸
22-42	51	長井		無		無	C	0.14	無	大槌町	金沢	第38地割	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	239	0	道路
22-42	52	長井		無		無	A	0.53	無	大槌町	金沢	第33地割	無	無	無	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	222	0	人家数5戸
22-42	53	対間		無		無	B	1.50	一部概成	大槌町	金沢	第39地割	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	道路
22-42	54	臼沢		無		無	B	0.08	無	大槌町	小鎚	第20地割	無	無	無	22	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2043	0	公用公共施設
22-42	55	大ヶ口		無		無	A	0.10	一部概成	大槌町	大槌	第14地割	無	無	無	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	0	人家数11戸
22-42	56	大ヶ口		無		無	C	0.20	一部概成	大槌町	大槌	第14地割	無	無	無	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	人家数2戸
22-42	57	末広町		無		無	C	0.08	無	大槌町	大槌	第17地割	無	無	無	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	404	0	人家数3戸
22-42	58	上町		無	砂防	無	B	0.14	無	大槌町	小鎚	第32地割	無	有	無	10	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12	13	0	人家数11戸
22-42	59	上町		無	砂防	無	A	0.08	無	大槌町	小鎚	第25地割	無	有	無	62	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1198	0	公用公共施設
22-42	60	前短		無		無	B	0.53	一部概成	大槌町	大槌	小松野	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	251	0	道路
22-42	61	安渡3		無		無	B	0.00	無	大槌町	大槌	第27地割	無	無	無	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	208	247	59	人家数12戸

(2)　山腹崩壊危険個所

危険地区 番号	危険地区 地区	地区名	保安林等	荒廃状況	危険地区の度	面積(ha) 調査地区	面積(ha) 危険地区	面積(ha) 100点以上のメッシュ	治山事業の進捗状況	位置 市町村	位置 大字	位置 字	砂防指定地の法令等の指定	急傾斜地	土砂災害	人家戸	工場戸	工場員数	旅館戸	旅館員数	人家その他	学校棟	官公棟	病院棟	災害弱	避難場所	公共その他	国道長	県道長	他道路長	鉄道	判定区分
22-42	1	大ヶ口		無	A	2	2		無	大槌町	大槌	大ケ口	×	×	×	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3891	0	人家数149戸
22-42	2	大ヶ口		無	A	2	2		一部概成	大槌町	大槌	大石前	×	×	×	17	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	193	3086	0	公用公共施設
22-42	3	安渡		有	C	4	1		概成	大槌町	大槌	安渡	×	○	○	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	651	0	人家数1戸
22-42	4	安渡		無	B	2	1		無	大槌町	大槌	安渡	×	×	○	25	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	626	0	人家数26戸
22-42	5	赤浜		無	C	1	1		無	大槌町	大槌	赤浜	×	×	×	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	29	0	人家数3戸
22-42	6	赤浜		無	C	1	1		無	大槌町	大槌	赤浜	×	×	○	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0	人家数2戸
22-42	7	末広町		無	B	3	3		無	大槌町	末広	末広沢山	○	○	×	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	437	0	人家数3戸
22-42	8	上町		無	B	1	1		一部概成	大槌町	本町	本町沢山	○	○	×	16	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	115	132	0	公用公共施設
22-42	9	上町		無	B	2	2		概成	大槌町	桜木	祝田	○	×	×	54	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	1955	0	公用公共施設
22-42	10	上町		無	A	3	3		無	大槌町	桜木	祝田	○	×	×	239	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5737	0	公用公共施設
22-42	11	大町		無	B	2	1		無	大槌町	小鎚	小枕	×	×	×	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	638	0	人家数11戸
22-42	12	大町		無	C	1	1		無	大槌町	小鎚	小枕	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178	190	0	道路
22-42	13	中川原		有	A	4	3		概成	大槌町	金沢	中山	×	×	×	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	356	412	0	人家数5戸
22-42	14	吉里吉里		有	B	1	1		概成	大槌町	吉里吉里	弁天	×	×	○	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136	0	人家数1戸
22-42	15	吉里吉里		有	B	1	1		概成	大槌町	吉里吉里	小久保	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0	0	道路
22-42	16	吉里吉里		有	B	1	1		概成	大槌町	吉里吉里	戸鼻	×	×	○	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	94	0	人家数2戸
22-42	17	浪板		有	B	1	1		概成	大槌町	吉里吉里	波板	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0	0	道路
22-42	18	折合		有	B	1	1		無	大槌町	大槌	小又口	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	204	0	0	道路
22-42	19	大ヶ口	土流	無	A	1	1		無	大槌町		第17地割	×	×	×	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1332	0	公用公共施設
22-42	20	上町		無	A	1	1		無	大槌町	小鎚	第25地割	×	×	×	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	725	0	人家数14戸
22-42	21	元村	土流	無	C	1	1		無	大槌町	金沢	寺の沢	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	0	道路
22-42	22	小久保	土崩	無	C	2	1		無	大槌町	吉里吉里	大久保	×	×	×	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138	0	人家数1戸

2-19-4　急傾斜地崩壊危険区域

崩壊危険区域名	所　在　地	指定面積(ha)	保全人家戸数(戸)	地形の状況			指定年月日
				勾　配	長　さ	高　さ	
安　渡　（１）	大槌町安渡大字大槌	0.35	30	60	95	20	S52．2．18
桜木町（1）	〃　桜木町大字小鎚	2.08	50	65	350	40	〃
上　町　（１）	〃　上町大字小鎚	1.03	26	60	240	30	〃
本　町	本町 〃　32地割 小鎚	1.97	44	60	334	10～35	S57．6．1
安　渡	〃　大槌安渡	0.59	22	63～73	129.4	20	S61．7．4
赤　浜	〃　吉里吉里第22地割	0.13	5	45～70	25	16	H元．3．7
末　広　町	〃　末広町	0.28	10	50	65	26	H2．1．23
上　町　（２）	〃　上町～小鎚第32地割金崎	0.94	19	63	145	28	H2.12.18
安　渡	〃　安渡三丁目	0.76	13	30～61	156	15～38	H9．9.19
吉里吉里	〃　吉里吉里二丁目	0.23	6	53	100	7.2～10.9	H9．9.19
安渡(その２)	〃　安渡三丁目	0.02	13	20～35	91	16～45	H11．6．8
安渡(2)－４	〃　安渡三丁目	1.17	12	39	208	27	H16.12.21
安渡一丁目４	〃　安渡一丁目	0.59	14	30～64	132	12～30	H17．4．26

（令和４年度 岩手県水防計画）

2-20　火災予防計画

2-20-1　消防防災施設の現状

（令和４年８月１日現在）

区　　分	消防車両等		消　防　水　利		無線通信施設	
	ポンプ車	小型付積載車	消 火 栓	防火水槽	車　　積	携　　帯
釜石大槌地区行政事務組合 大槌消防署	３		２１２	５９	８	３０
大槌町消防団	８	６			１５	２９

2-21　林野火災予防計画

2-21-1　林野火災消火機（器）材

区　分 所　管	背負い式 消火水のう	山林防災 スプレーヤー	移動式 水　槽	スコップ	唐　鍬	備　考
釜石大槌地区行 政事務組合 大槌消防署	８３	１	７	０	０	県から委託

３　災害応急対策計画

3-1　活動体制計画

3-1-1　大槌町災害警戒本部設置要領

大槌町災害警戒本部設置要領

（制定　昭和61年７月１日）

（目的）

第１　この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速、かつ円滑に行うため、大槌町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置基準）

第２　災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 気象警報（海上に対する警報を除く。）又は津波注意報が発せられたとき。

(2) 沿岸南部地域に震度４以上の地震を観測したとき。

(3) 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、防災対策課長が必要と認めるとき。

(4) 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、防災対策課長が必要と認めるとき。

（所掌事項）

第３　災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 気象情報及び河川の水位、潮位の変化等の情報の収集に関すること。

(3) 町の地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。

(4) 警戒、巡視活動状況の把握に関すること。

(5) その他情報の収集等に関し必要な事項

（組織）

第４　災害警戒本部の組織及び構成員は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本 部 長　防災対策課長

(2) 副本部長　総務課長

(3) 本部職員　防災対策課員、総務課員及び本部長が指名する職員

２　本部長は、本部職員のうち、災害等の様態及び規模により、参集の範囲を縮減することができる。

（本部長及び副本部長）

第５　本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

２　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６　災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（事務所）

第７　災害警戒本部の庶務は、防災対策課において処理する。

（大槌町災害対策本部との関係）

第８　災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、大槌町災害対策本部を設置するものとする。

（補則）

第９　この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要領は、昭和61年７月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日）

この要領は、平成27年４月１日から適用する。

附　則（平成31年４月１日告示第84号）

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第30号）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

3-1-2　大槌町災害対策本部条例

大槌町災害対策本部条例

昭和38年10月１日
条例第14号

〔注〕　平成25年6月から改正経過を注記した。

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、大槌町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。
一部改正〔平成25年条例20号〕

（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成８年３月13日条例第９号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成25年６月19日条例第20号）
この条例は、公布の日から施行する。

3-1-3　大槌町災害対策本部規程

大槌町災害対策本部規程

平成８年12月25日
訓令第４号

〔注〕　平成17年５月から改正経過を注記した。

目　次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　本部（第３条―第７条）
第３章　現地災害対策本部（第８条）
第４章　配備体制（第９条―第14条）
第５章　災害情報（第15条）
第６章　雑則（第16条・第17条）
附則

第１章　総則

（趣旨）
第１条　この訓令は、大槌町災害対策本部条例（昭和38年条例第14号。以下「条例」という。）第５条の規定により、大槌町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織等）
第２条　本部は、次に掲げる組織をもって構成する。
(1) 部及び班
(2) 現地災害対策本部
２　本部の事務所は、大槌町役場内に置く。ただし、役場庁舎が被災し、本部としての使用に耐えないと見込まれたとき及び津波警報又は大津波警報が発表されたときは、直ちに代替本部を大槌町中央公民館に置く。
一部改正〔平成30年訓令3号・令和3年１号〕

第２章　本部

（災害対策本部長、副本部長及び災害対策本部員）
第３条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長ともって充てる。
２　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。
３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、議会事務局長及び主幹を除く全ての課長級以上の職員をもって充てる。
４　町長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、町の職員のうちから本部員を指名することができる。
５　本部のその他の職員には、町の職員をもって充てる。
６　本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副町長、教育長の順序により副本部長がその職務を代理する。
一部改正〔平成18年訓令7号・19年1号・30年3号・令和3年1号〕

（本部員会議）
第４条　本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。
２　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
３　本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか、一部の本部員の出席により会議を開催する。ただし、災害等の状況により、副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。
一部改正〔平成30年訓令3号・令和3年1号〕

（部）
第５条　本部に、別表第１に掲げる部を置く。
２　部に部長及び副部長を置き、部長にあっては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、副部長にあっては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
３　部長は上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。
４　副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（班）
第６条　部に、別表第2に掲げる班を置く。
２　班に班長を置き、班長は別表第２の右欄に掲げる職にある者を充てる。

（部及び班等の分掌事務）
第７条　部及び班の分掌事務は、別表第３のとおりとする。

第３章　現地災害対策本部

（現地災害対策本部）
第８条　本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を置く。
２　現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
(2) 災害応急対策を実施すること。
(3) 関係機関との連絡に関すること。
(4) その他本部長が特に命じること。

第４章　配備体制

（配備体制）
第９条　本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員の範囲
１号非常配備	ア　気象警報が発表され、町の広範囲に影響する大規模な災害（河川の氾濫、幹線道路の通行止、住宅密集地における土砂災害等）が発生する可能性が高い、又は発生したとき イ　沿岸南部地域で震度５弱又は５強を観測した場合において災害対策本部長が必要判断したとき ウ　避難情報を発令し、避難所を開設したとき エ　その他相当規模の災害が発生したとき	① 本部長 ② 本部運営部及び総務部職員 ③ 本部長指示職員 （避難所開設時は避難所運営職員）

１号津波非常配備	津波注意報が発表されたとき	① 本部員 ② 本部運営部及び総務部職員 ③ 本部長指示職員 ④ 避難所運営職員
２号非常配備	ア　大地震が発生した場合において、本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められるとき イ　沿岸南部地域で震度６弱以上を観測したとき ウ　津波警報又は大津波警報が発表されたとき	全職員

２　本部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、１号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

一部改正〔平成17年訓令1号・20年4号・23年15号・29年1号・30年3号・令和3年1号・令和4年6号〕

（活動要領）

第10条　非常配備体制において各部長は、あらかじめ次の措置を講ずる。

(1)　情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。

(2)　予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。

(3)　予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を検討すること。

(4)　状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。

２　１号非常配備・1号津波非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、前項各号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。

(2) 本部長は本部員会議を直ちに開催し、状況に対応する措置を講じる。

(3) 本部運営部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により、関係省庁への報告等の措置を講じる。

３　２号非常配備体制においては、本部のすべての組織及び機能をあげて、災害応急対策を実施する。

一部改正〔平成29年訓令1号・30年3号・令和4年6号〕

（配備指令）

第11条　本部長は、第９条第１項に規定する配備基準に従い、各部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することができる。

２　各部長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。

３　前項の指令を受けた職員は、各部長の定めるところにより、当該職員の所属公所、配置場所に参集し、又は自宅等で待機する。

一部改正〔平成30年訓令3号〕

（自主参集）

第12条　配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において第9条第1項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、所属公所、配置場所に参集する。ただし、危険が伴う等、やむを得ない事情により、所属公所等に参集できないときは、最寄りの避難所に参集又は安全な場所で待機する。

一部改正〔平成29年訓令1号・30年3号〕

（応急配備）
第13条　前条において、当該職員は、参集先の避難所の責任者に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。
２　前項の規定による到着の報告を受けた避難所の責任者は、その職員の参集状況を取りまとめ、速やかに、本部運営部長に報告する。
３　避難所の責任者は、その後の事情により、第２項に規定する職員を所属公所に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属部長と協議の上、当該職員の移動を命じる。
一部改正〔平成29年訓令1号・令和4年6号〕

（応援職員の配置）
第14条　各部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する班がある場合は、部内の他の班から応援職員を配置し、又は本部長に対し応援職員の派遣を要請する。
２　本部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合は、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。

第５章　災害情報

（災害情報）
第15条　各部長は、各班から受けた災害情報を調査部長に報告する。
２　調査部長は、各部長から受けた災害情報を取りまとめ、本部運営部長報告する。
３　本部運営部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種　類		内　　容	報　告　先
被害情報	発生報告	被害発生直後に当該被害の概要を報告	沿岸広域振興局経営企画部
	中間報告	災害の規模及び状況が判明したときに随時報告	当該情報に係る事務を分掌する担当課
	決定報告	被害状況が確定し、災害応急対策が終了したときに報告	当該情報に係る事務を分掌する担当課
応急対策報告		被害情報と併せて、災害応急対策の内容及び進捗状況を報告	沿岸広域振興局経営企画部
その他の報告		上記以外の報告で、必要な事項について報告	沿岸広域振興局経営企画部

４　本部運営部長は、収集した災害情報のうち、主要なものについて本部長に報告し、必要と認めるものについては、次の措置を講じる。
(1) 本部員会議への付議
(2) 大槌町災害対策支援本部に対する通知
(3) 防災関係機関の長に対する通知
(4) 報道機関に対する通知
一部改正〔平成22年訓令1号・29年1号・令和4年6号〕

第６章　雑　則

（補則）
第17条　この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
附　則
この訓令は、平成9年1月1日から施行する。
附　則（平成10年3月16日訓令第1号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
　附　則（平成10年3月19日訓令第2号）
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
　附　則（平成11年4月1日訓令第4号）
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。
　附　則（平成11年6月30日訓令第7号）
この訓令は、平成11年7月1日から施行する。
　附　則（平成17年5月19日訓令第1号）
この訓令は、公表の日から施行する。
　附　則（平成18年7月1日訓令第7号）
この訓令は、公布の日から施行する。
　附　則（平成19年3月20日訓令第1号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
　附　則（平成20年3月17日訓令第4号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
　附　則（平成22年3月31日訓令第1号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
　附　則（平成23年10月31日訓令第15号）
この訓令は、平成23年11月1日から施行する。
　附　則（平成25年11月12日訓令第15号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
　附　則（平成26年3月31日訓令第4号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
　附　則（平成29年1月13日訓令第1号）
この訓令は、平成29年2月1日から施行する。
　附　則（平成29年3月31日訓令第6号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
　附　則（平成30年3月30日訓令第3号）
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
　附　則（平成31年4月1日訓練第19号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
　附　則（令和2年4月1日訓令第8号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
　附　則（令和3年4月1日訓令第1号）
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
　附　則（令和4年9月1日訓令第6号）
この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

別表第１（第５条関係）

全部改正〔平成29年訓令6号〕、一部改正〔平成30年訓令3号・31年19号・令和2年8号・32号・3年1号・4年6号〕

本部に置く部並びに部長及び副部長

部	部長に充てる職	副部長に充てる職
本部運営部	防災対策課長	
総　務　部	総 務 課 長	監査委員室長
企　画　部	企画財政課長	
調　査　部	税務会計課長	
町　民　部	町 民 課 長	
福　祉　部	健康福祉課長	協働地域づくり推進課長
産　業　部	産業振興課長	
土　木　部	技　　監	地域整備課長
水　道　部	上下水道課長	
教　育　部	教 育 次 長	学務課長、生涯学習課長

※　部長と副部長が兼務となっている場合、副部長は、本部長が指名する職員をもって充てる。

別表第２（第６条関係）

全部改正〔平成29年訓令6号〕、一部改正〔平成30年訓令3号・31年19号・令和2年8号・32号・3年1号・4年6号〕

部に置く班及び班長

部	班	班長に充てる職
本部運営部	本部運営班	防災対策班長
総務部	総務班	総務班長
	情報班	職員情報班長
企画部	財政班、輸送・管財班	財政管財班長
	企画調整班	企画政策班長
調査部	調査班	課税班長
	出納班	出納班長
町民部	救援班	国保年金班長
	防疫班	戸籍・住基班長
	食糧班	
	清掃班	環境生活班長
福祉部	福祉班	地域福祉班長
	被災者支援班	
	救護班	健康長寿班長
	地域包括支援班	介護班長
産業部	産業振興班	主幹兼商工観光班長
土木部	管理班	管理班長
	工務班	地域整備課工務班長
水道部	情報班	上下水道課工務班長
	調査復旧班	
	浄水場・処理場班	
	総務班	業務班長
教育部	学校班	大槌型教育推進班長
	避難施設班	生涯学習班長

※　本部長が、班長を副部長として指名した場合、次席の者を班長とみなす。

別表第３（第７条関係）

全部改正〔平成29年訓令6号〕、一部改正〔平成30年訓令3号・31年19号・令和2年32号・3年1号・4年6号〕
本部の部及び班の分掌事務

部	班名	分掌事項
本部運営部	本部運営班	①災害対策本部の開設及び閉鎖に関すること ②情報の収集、報告に関すること ③災害に対する応急対応又は拡大防止のための対策立案に関すること ④各部の行う防災対策の総合調整に関すること ⑤災害対策本部会議に関すること ⑥県、他市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑦避難所の開設判断、運営調整及び施設管理者との連絡調整に関すること ⑧避難指示等の発令に関すること ⑨防災行政無線等の通信業務に関すること ⑩警戒区域の設定及び立入り制限等に関すること
総務部	総務班	①本部の庶務に関すること ②総合相談窓口の設置に関すること ③自衛隊の災害派遣要請に関すること ④国、県に対する災害に関する要請、陳情、行政外団体との交渉に関すること ⑤報道対応及び報道機関との連絡調整に関すること ⑥災害救助法のとりまとめに関すること ⑦その他、他部に属さない事項
	情報班	①職員の安否確認及び参集状況の把握に関すること ②応援職員の派遣要請に関すること ③県本部に対する資材等のあっせん及び協力要請に関するこ ④災害対策応急作業に係る従事命令に関すること ⑤情報の伝達に関すること ⑥通信（器材含む）の確保に関すること
企画部	財政・輸送・管財班	①災害時の財政計画に関すること ②物的応急公用負担命令並びに補償に関すること ③災害関係物品の購入並びに受払に関すること ④緊急輸送車両の確保及び災害時緊急通行車両に関すること ⑤輸送車両用燃料の確保並びに給油券の発行に関すること ⑥町有財産の被害調査・応急対策に関すること ⑦町有車両の集中管理及び配車計画に関すること ⑧災害応急復旧工事等の契約に関すること ⑨災害対応予算に関すること
	企画調整班	①緊急輸送体制確保のため外部機関との連絡、内部調整に関すること ②関係交通機関との連絡調整に関すること ③被災地の交通に関すること
調査部	調査班	①罹災証明の発行に関すること ②災害の情報及び被害状況等の調査取りまとめに関すること ③被災納税者の取扱いに関すること（減免、徴収猶予）

	出納班	①災害対策等の費用の経理に関すること ②応急業務の出納管理に関すること ③会計に関すること
町民部	救援班	①生活必需物資の調達及び配分に関すること ②被災者台帳システムに関すること ③避難者名簿を用いた避難者数の把握・報告に関すること ④国民年金申請免除に関すること ⑤町民の安否確認情報に関すること ⑥物資の集積拠点及び倉庫の管理に関すること
	防疫班	①防疫用資器材の確保・配布に関すること ②被災地域の防疫に関すること ③おおつち斎苑の被害状況調査に関すること ④おおつち斎苑来客者・委託先従業員の安否確認に関すること ⑤御遺体の情報収集に関すること ⑥安置所への収容に関すること ⑦検視支援に関すること ⑧御遺体の引渡しに関すること ⑨御遺体の埋葬許可に関すること ⑩遺体処理班に関すること ⑪火葬費用の支給に関すること
	食糧班	①応急食料の調達給与に関すること
	清掃班	①一般廃棄物処理に関すること ②し尿処理に関すること ③リサイクルセンターの被害状況調査に関すること ④避難所のごみ回収に関すること
福祉部	福祉班	①社会福祉施設等の被害調査に関すること ②生業生活資金の貸与に関すること ③災害救助法事務に関すること ④ボランティア活動に係る連絡調整に関すること ⑤福祉に関する相談窓口等の設置、運営に関すること ⑥福祉避難施設との連絡調整及び搬送に関すること ⑦避難行動要支援者の安否確認に関すること ⑧身体障がい者等に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせんに関すること
	救護班	①救護班の編成及び救護所の設置に関すること ②医療機関並びに医療関係者の動員に関すること ③町内（避難弱者）の輸送及び看護に関すること ④医療施設等の被害調査に関すること ⑤医療薬品及び衛生材料の把握と手配に関すること ⑥健康管理活動に関すること ⑦臨時予防接種の実施に関すること ⑧感染症情報の収集と対策に関すること ⑨疫学調査等への協力に関すること ⑩避難所の感染症対策に関すること ⑪避難所での健康確認に関すること ⑫避難行動要支援者連絡（在宅医療介護連携業務）に関すること ⑬病院診療体制の確認に関すること

	被災者 支援班	①義援金の受付、配分に関すること ②義援物資、町備蓄物資等の授受、配布に関すること ③在宅避難者等の把握・報告に関すること ④被災者の生活再建に係る相談に関すること ⑤災害広報、記録に関すること ⑥応急仮設住宅の管理に関すること
	地域包括 支援班	①指定居宅介護支援事業所利用者の安否確認に関すること ②高齢者総合相談窓口の開設に関すること ③在宅高齢者の実態調査に関すること ④避難所高齢者の実態調査に関すること ⑤施設替えの調整に関すること ⑥福祉施設及び居宅介護施設の被害調査及び被害額の算定に関すること
産業部	産業振興班	①産業振興関係の被害調査に関すること ②県営漁港の被害状況確認に関すること ③観光客対策に関すること ④産業関係機関の状況整理に関すること ⑤産業振興関係の応急復旧及び応急体制調整に関すること ⑥産業振興関係の町有施設の復旧に関すること ⑦産業振興関係の災害廃棄物処理調整に関すること ⑧国・県との補助支援制度調整に関すること ⑨金融機関との融資調整に関すること
土木部	工務班	①公共土木施設等の被害調査に関すること ②応急復旧用資材の確保、調達、斡旋に関すること ③道路施設の保全及び交通制限に関すること ④道路､河川､橋梁の応急対策及び障害物除去に関すること ⑤国、県道管理機関との連絡調整に関すること
	管理班	①町営住宅及び公共建築物対策に関すること ②応急仮設住宅の用地選定、建設、供与及び応急修理に関すること ③住宅情報相談窓口の設置に関すること ④被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関すること ⑤公園管理、都市計画施設の被害調査、復旧に関すること
水道部	情報班	①被害状況等の情報収集に関すること ②関連行政部局への連絡調整に関すること ③民間企業等との連絡調整に関すること ④緊急点検及び調査に関すること ⑤汚水溢水及び浸水等の緊急対策に関すること ⑥汚水処理場及び雨水ポンプ場の応急復旧に関すること ⑦災害復旧事業の確認に関すること ⑧災害査定申請準備に関すること
	調査復旧班 浄水場・処理場班	①応急給水に関すること ②応急給水に係る支援要請に関すること ③浄水場の応急復旧に関すること ④上下水道管路施設の応急復旧に関すること
	総務班	上下水道に係るデータ類の保護に関すること

教育部	学校班	①学園施設、OLAI等の被害調査及び応急復旧に関すること ②学用品及び教材等の調達、確保に関すること ③災害時の応急教育に関すること ④被災児童･生徒の被害調査及び応急対策に関すること ⑤被災児童・生徒に対する学用品等の支給に関すること ⑥被災児童・生徒に対する学校給付金等の減免措置に関すること
	避難施設班	①社会教育施設等の被害調査及び応急復旧に関すること ②指定文化財の被害状況調査及び保護に関すること ③避難所の被害状況調査及び開設に関すること ④避難住民の誘導、受け入れに関すること ⑤避難住民の安全確保に関すること ⑥備蓄物資の保管、使用に関すること ⑦避難所の応急復旧に関すること

3-2　気象予報・警報等の伝達計画

3-2-1　気象警報・注意報の発表基準

令和2年8月6日現在
発表官署　盛岡地方気象台

大槌町	府県予報区		岩手県		
	一次細分区域		沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域		釜石地域		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	9	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	113	
	洪水		流域雨量指数基準	大槌川流域＝22.9　小鎚川流域＝17	
			複合基準　＊1	大槌川流域＝(5,20.5)　小鎚川流域＝(5,12.2)	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風		平均風速	陸上	15m／ｓ
				海上	20m／ｓ
	暴風雪		平均風速	陸上	15m／ｓ雪を伴う
				海上	20m／ｓ雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30ｃｍ
				山沿い	12時間降雪の深さ50ｃｍ
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.3m	
注意報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	6	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	75	
	洪水		流域雨量指数基準	大槌川流域＝15.1　小鎚川流域＝13.6	
			複合基準　＊1	大槌川流域＝(5,14.6)　小鎚川流域＝(5,11)	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風		平均風速	陸上	10m／ｓ
				海上	15m／ｓ
	暴風雪		平均風速	陸上	10m／ｓ雪を伴う
				海上	15m／ｓ雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
				山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	3.0m	
	高潮		潮位	0.9m	
	雷		落雷とうにより被害が予想される場合		
	融雪		融雪により被害が予想される場合		
	濃霧		視程	陸上	100m
				海上	500m
	乾燥		①最小湿度40%、実効温度65%、風速7m／ｓ以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効温度60%		
	なだれ		①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温		夏季：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季：①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜		早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
	着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温－2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm	

＊1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

3-3　通信情報計画

3-3-1　災害時優先電話

(1)　災害時優先通信

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービス。

ア　優先電話の概要

災害等で電話が込み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

イ　優先電話の利用に関する注意点

優先電話は、あくまで電話を「優先」扱いするものであって、必ずつながることを保証するものではない。災害時の通信手段については、優先電話のみに頼ることなく、衛星電話、専用線、自営無線等の複数の通信システムの活用とあわせ、防災機関等において適切に確保することが求められる。

優先電話の割り当てを受けた防災機関等においては、いざという時に優先電話を確実に利用できるよう、優先電話となる電話機にシールを貼る等して、関係者への周知を行うとともに、優先電話を発信専用電話として利用する。

〈参　考〉

電気通信事業法（昭和59年12月・法律第86号）第８条

電気通信事業法施行規則（昭和60年４月・郵政省令第25号）

第５章・第55号～第56号

3-3-2　専用通信施設の設置状況（町）

（令和４年８月現在）

設置場所	施設の名称（呼出名称）	基地、中継、固定、移動の別	無線機		通信の方式	電波の型式	周波数 MHz	設置（常置場所）	通信管理者	使用目的
			出力	台数						
大槌町	ぼうさいおおつちやくば	固定局	1W	1	単信	F3E	63.56	中央公民館	防災対策課長	防災行政用
	ぼうさいおおつちこうほう	固定局	10	1	〃	〃	69.165	大槌町役場	〃	〃

3-3-3　東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）

構成員名
岩手県
岩手県警察本部
盛岡市
宮古市
大船渡市
北上町
久慈市
遠野市　消防本部
陸前高田市
釜石市
八幡平市
奥州市
雫石町
滝沢市
大槌町
山田町
岩泉町
田野畑村
普代村

構成員名
野田村
洋野町
一戸町
東北漁業無線協会
日本放送協会盛岡放送局
(株)アイビーシー岩手放送
(株)テレビ岩手
(株)岩手めんこいテレビ
(株)岩手朝日テレビ
(株)エフエム岩手
(株)ラヂオもりおか
奥州エフエム放送(株)
盛岡ガス(株)
三陸鉄道(株)
岩手県北自動車(株)
岩手県開発鉄道(株)
(社)岩手県タクシー協会
(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部
(株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

3-4　情報の収集・伝達計画

3-4-1　被害状況の判定基準

(1)　災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分			判定基準
人的被害	死者		死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明		所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷者	１月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	１月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全焼、全壊 流失		住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%に達した程度のもの
	半壊、半焼		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの
	一部破損		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの
田畑の被害	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊		国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の損害
	橋梁流失		市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法による１級河川及び２級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明になったもの
		破損	修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(2)　被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用　　語	定　　義
住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物で全壊、半壊程度の被害をうけたものをいう。
船　　舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害をうけた世帯をいう。
り　災　者	り災世帯の構成員をいう。

(3)　災害情報は、次の種類別に報告する。

種　　類		内　　容	報告様式	伝　達　手　段
被害情報	発生報告	被害発生直後にその概要を報告するもの	様式１	防災行政無線 (音声、FAX)
	中間報告	被害の規模及びその状況が判明したとき、随時、報告するもの	様式２ ～22	防災行政無線及び電話 (音声、FAX)
	決定報告	被害状況が確定し、災害応急対策が終了したときに報告するもの	様式２ ～22	文書
応急対策報告		発生報告と併せて、災害応急対策の内容とその進捗状況を報告するもの	様式１	防災行政無線 (音声、FAX)
その他の報告		前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	文書

3-6　交通確保・輸送計画

3-6-1　町内主要事業所所有重機一覧表

（令和５年２月現在）

名　　称	ブルドーザ	ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	グレーダー	バックホー	電　話
大槌町			1	1		42-2111
松村建設㈱		5	１０		１０	42-3640
八幡組			3		6	42-8600
㈲小松組		3	9		１０	42-7268
㈲田中興業		1	3			42-5792
㈱藤原組	1	1	3		8	45-2026
㈲岩間建設工業			4		4	42-5151
㈲まるたに商事			1		3	42-3626
三浦設備㈱		1	6		7	26-5641
㈱山口建設			2		2	42-6005
山千㈱		2	2		1	42-3111
福士鉱業所		4	１１ (11t)		5	44-3011

（資料：令和５年２月現在　大槌町地域整備課）

3-6-2　緊急通行車両一覧表

（令和３年８月現在）

No	所属課	自動車登録番号	車種	災害応急対策用務等	済証年月日	受付番号	タイプ（用途）
1	総務課	岩手 300 る 6207	日産 エクストレイル	応急復旧用務	H25.9.9	13391	普通乗用車（町長車）
2	企画財政課	岩手 300 ゆ 7787	日産 キャラバン	応急復旧用務	H25.9.9	13376	普通乗用
3	企画財政課	岩手 200 さ 1938	トヨタ コースター	応急復旧用務	H25.9.9	13375	マイクロバス
4	企画財政課	岩手 400 つ 3723	トヨタ ハイエース	応急復旧用務	H25.9.9	13394	普通乗用
5	企画財政課	岩手 580 ち 65	スズキ ワゴンＲ	応急復旧用務	H21.8.4	11187	軽乗用
6	企画財政課	岩手 502 た 6045	トヨタ アクア	応急復旧用務	R3.8.16	17767	普通乗用
7	企画財政課	岩手 502 た 6046	トヨタ アクア	応急復旧用務	R3.8.16	17768	普通乗用
8	企画財政課	岩手 502 せ 4509	トヨタ カローラ	応急復旧用務	R3.8.16	17769	普通乗用
9	企画財政課	岩手 400 つ 3882	トヨタ サクシード	応急復旧用務	R3.8.16	17770	普通乗用
10	企画財政課	岩手 501 ほ 6698	トヨタ カローラ	応急復旧用務	R3.8.16	17771	普通乗用
11	企画財政課	岩手 300 や 987	プジョー	応急復旧用務	R3.8.16	17772	普通乗用
12	企画財政課	岩手 480 け 3798	スズキ キャリィ	応急復旧用務	R3.8.16	17773	軽貨物
13	企画財政課	岩手 480 け 4612	ダイハツ ハイゼットトラック	応急復旧用務	R3.8.16	17774	軽貨物
14	企画財政課	岩手 400 つ 9525	三菱 キャンター	応急復旧用務	R3.8.16	17775	中型貨物
15	企画財政課	岩手 100 せ 4197	三菱 キャンター（箱）	応急復旧用務	R3.8.16	17776	中型貨物
16	企画財政課	岩手 400 と 5046	日産 ＡＤバン	応急復旧用務	R3.8.16	17777	普通乗用
17	税務会計課	岩手 480 こ 1400	スズキ アルトバン	応急復旧用務	R3.8.16	17778	軽乗用
18	町民課	岩手 480 こ 2069	ダイハツ ハイゼットトラック	応急復旧用務	R3.8.16	17779	軽貨物
19	リサイクルセンター	岩手 480 か 3791	スバル サンバー軽ダンプ	応急復旧用務	H20.11.21	10455	軽ダンプ
20	リサイクルセンター	岩手 480 こ 5900	スズキ エブリィ	応急復旧用務	R3.8.16	17780	小型軽貨物
21	健康福祉課	岩手 400 つ 3996	日産 ＡＤバン	被災者の救援・救助	H25.9.9	13393	ライトバン
22	健康福祉課	岩手 580 ぬ 4300	ダイハツ タント	被災者の救援・救助	R3.8.16	17781	軽乗用
23	健康福祉課	岩手 580 ぬ 4301	ダイハツ タント	被災者の救援・救助	R3.8.16	17782	軽乗用
24	健康福祉課	岩手 800 す 6171	日産 キャラバン	被災者の救援・救助	R3.8.16	17783	普通乗用
25	健康福祉課	岩手 580 ぬ 1700	マツダ ＡＺワゴン	被災者の救援・救助	R3.8.16	17784	軽乗用
26	健康福祉課	岩手 580 ぬ 1701	マツダ ＡＺワゴン	被災者の救援・救助	R3.8.16	17785	軽乗用
27	健康福祉課	岩手 580 よ 6674	ダイハツ ミライース	被災者の救援・救助	R3.8.16	17786	軽乗用
28	産業振興課	岩手 400 つ 4598	マツダ ファミリア	応急復旧用務	R3.8.16	17787	普通乗用

29	産業振興課	岩手 400 つ 1186	マツダ ファミリア	応急復旧用務	R3.8.16	17788	普通乗用
30	産業振興課	岩手 581 く 8688	スズキ ジムニー	応急復旧用務	R3.8.16	17789	軽乗用
31	環境整備課	岩手 300 る 6206	日産 エクストレイル	応急復旧用務	H25.9.9	13392	普通乗用車
32	環境整備課	岩手 400 つ 1187	マツダ ファミリア	応急復旧用務	R3.8.16	17790	普通乗用
33	環境整備課	岩手 480 け 3874	スズキ キャリィ	応急復旧用務	R3.8.16	17791	軽貨物
34	環境整備課	岩手 480 こ 1397	スズキ アルトバン	応急復旧用務	R3.8.16	17792	軽乗用
35	学務課	岩手 200 さ 1633	日産 シビリアン	応急教育用務	H25.9.9	13384	マイクロバス（ＳＢ）
36	学務課	岩手 200 さ 1636	三菱 ローザ	応急教育用務	H25.9.9	13385	マイクロバス（ＳＢ）
37	学務課	岩手 200 さ 1693	日野 リエッセ	応急教育用務	H25.9.9	13389	マイクロバス（ＳＢ）
38	学務課	岩手 200 さ 1857	日産 シビリアン	応急教育用務	H25.9.9	13377	マイクロバス（ＳＢ）
39	学務課	岩手 220 さ 1858	日産 シビリアン	応急教育用務	H25.9.9	13378	マイクロバス（ＳＢ）
40	学務課	岩手 220 さ 1859	日産 シビリアン	応急教育用務	H25.9.9	13379	マイクロバス（ＳＢ）
41	学務課	岩手 220 さ 1860	日産 シビリアン	応急教育用務	H25.9.9	13380	マイクロバス（ＳＢ）
42	学務課	岩手 220 さ 1861	日産 シビリアン	応急教育用務	H25.9.9	13381	マイクロバス（ＳＢ）
43	大槌型教育推進班	岩手 480 こ 763	ダイハツ ハイゼットトラック	応急教育用務	R3.8.16	17793	軽貨物
44	大槌型教育推進班	岩手 480 こ 1401	スズキ アルトバン	応急教育用務	R3.8.16	17794	軽乗用
45	大槌型教育推進班	岩手 200 は 705	いすゞ ガーラミオ	応急教育用務	R3.8.16	17795	マイクロバス（ＳＢ）
46	大槌型教育推進班	岩手 200 さ 1458	三菱 ローザ	応急教育用務	H22.10.21	11736	マイクロバス（ＳＢ）
47	大槌型教育推進班	岩手 200 さ 2424	トヨタ コースター	応急教育用務	R3.8.16	17796	マイクロバス（ＳＢ）
48	大槌型教育推進班	岩手 200 さ 2469	トヨタ コースター	応急教育用務	R3.8.16	17797	マイクロバス（ＳＢ）
49	大槌型教育推進班	岩手 200 は 769	日野 メルファ	応急教育用務	R3.8.16	17798	マイクロバス（ＳＢ）
50	生涯学習課	岩手 480 き 4715	スズキ エブリー	被災者の救援・救助	H21.8.4	11191	軽ワゴン
51	生涯学習課	岩手 480 け 4613	ダイハツ ハイゼットトラック	被災者の救援・救助	R3.8.16	17799	軽貨物
52	生涯学習課（図書）	岩手 480 こ 9860	スバルサンバー	被災者の救援・救助	R3.8.16	17800	軽貨物
53	学校給食センター	岩手 480 く 5473	マツダ スクラムトラック	被災者の救援・救助	R3.8.16	17801	軽貨物
54	上下水道課	岩手 800 す 6064	日野 デュトロ	応急復旧用務	H24.3.27	12242	トラック（給水車）
55	上下水道課	岩手 480 け 4598	ダイハツ ハイゼットカーゴ	応急復旧用務	R3.8.16	17802	軽貨物
56	上下水道課	岩手 480 こ 5901	スズキ エブリィ	応急復旧用務	R3.8.16	17803	軽乗用
57	上下水道課	岩手 480 け 3876	スズキ キャリィ	応急復旧用務	R3.8.16	17804	軽貨物
58	上下水道課	岩手 480 こ 1398	スズキ アルトバン	応急復旧用務	R3.8.16	17805	軽乗用

3-6-3　町内運送業者

町内運送業者一覧

事　業　者　名	住　　所	電　話
㈲大槌運送	大槌町吉里吉里1-8-4	44-3211
㈲東開運送	大槌町吉里吉里1-141-1	44-3050
ナカサンカーゴ	大槌町小鎚第19地割38-1	42-3740
ヤマト運輸三陸中央営業所（大槌））	大槌町第13地割76-1	0570-200-000

（資料：令和４年４月１日　大槌町防災対策課）

3-6-4　用途別、車種別自動車数調

総　数	貨　物　用			乗 合 用		乗　用		特殊用用途		小型二輪車	軽自動車
	普通車	小型車	被牽引車	普通車	小型車	普通車	小型車	特殊車	大型特殊車		
9,378	299	354	3	11	39	1,664	1,955	181	28	174	4,670

（資料：令和元年度版　岩手県統計年鑑）

3-6-5　船艇の所属現有数

船艇の所属現有数及び可動数

種　別 / 所属及び調達先	無動力船	動　力　船	計	備　考
新おおつち漁業協同組合	1	３２２	３２３	無動力船は定置網漁用

（資料：令和４年11月現在　新おおつち漁業協同組合）

3-6-6　石油プロパン取扱業者一覧表

（令和４年11月現在）

区分	住　　所	店　　名	電　話	備　考
石油類	大槌町小鎚第20地割3-4	冨士見総業（株）	42-8883	
	大槌町大槌12-125	赤武石油ガス(株)	42-3167	
	大槌町大槌12-B棟	(有)小國石油店	42-3062	油種限定
	大槌町吉里吉里1-2-50	(有)釜甚興産	44-2432	
	大槌町安渡1-19-1	(有)さとだて石油	42-5008	
	大槌町吉里吉里2-5-10	川勝商店	44-2858	油種限定
	大槌町大槌22-18-1	(有)サトウ商会	42-6211	油種限定
	大槌町金沢28-42-2	金沢灯油販売	46-2011	油種限定
プロパンガス	大槌町大槌12-125	赤武石油ガス(株)	42-3167	
	大槌町吉里吉里2-5-10	川勝商店	44-2858	
	大槌町大槌24-30-14	後藤プロパン	42-4333	
	大槌町大槌23-E棟	(株)鈴藤商店	42-3362	
	大槌町大槌16-25	(有)ＪＡとおのライフサービス ＬＰＧセンター大槌	42-7715	

3-13　災害救助法の適用計画

3-13-1　災害救助法による救助の種類、程度、期間等

（令和４年４月１日現在）

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 １人　１日当たり 320 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○　建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,610,000 円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000 円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上建設した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は2年以内
		○　借上型仮設住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生のひから速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様

<table>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1人1日当たり
1,140 円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（1食は 1/3 日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,500</td><td>23,800</td><td>35,100</td><td>42,000</td><td>53,200</td><td>7,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>30,600</td><td>39,700</td><td>55,200</td><td>64,500</td><td>81,200</td><td>11,200</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,200</td><td>14,800</td><td>18,700</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,800</td><td>18,100</td><td>21,500</td><td>27,100</td><td>3,500</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>○医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明の状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住するこ</td><td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分
一世帯あたりの限度額
584,000 円以内</td><td>災害発生の日から1ヶ月以内</td><td></td></tr>
</table>

	とが困難である程度に住家が半壊（焼）した者。			
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具および通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学生児童　　4,400 円 ・中学校生徒　　4,700 円 ・高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1体当たり 大人（12歳以上） 211,300 円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四井の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処置	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ　3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ　6 千万円を超え 1億 円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ　1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ　2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ　3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト　5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

3-15　医療・保健計画

3-15-1　医療施設等一覧表

（令和４年４月現在）

(1)　医療施設

病　　院　　名	所　　在　　地	電話番号
県　立　大　槌　病　院	大槌町小鎚23-1-1	42-2121
大槌おおのクリニック	大槌町吉里吉里2丁目9番20号	44-3122
藤井小児科内科ｸﾘﾆｯｸ	大槌町小鎚27-3-4ｼｰｻｲﾄﾞﾀｳﾝﾏｽﾄ2F	42-7788
道又内科小児科医院	大槌町大槌15地割字辺地ヶ沢95-255	42-2500
植　　田　　医　　院	大槌町小鎚23地割字寺野23-1	42-2130
ふじまる内科医院	大槌町上町1-16	27-5151
おしゃち外科クリニック	大槌町大町6-5	27-5656

(2)　歯科医院

病　　院　　名	所　　在　　地	電話番号	備　　考
小　松　歯　科　医　院	大槌町大槌第15地割95-15	42-7702	
近　藤　歯　科　医　院	大槌町小鎚22地割42-1	42-7667	
おおつちじょうない歯科医院	大槌町大ケ口2丁目100-10	42-8418	

(3)　薬局・薬店

病　　院　　名	所　　在　　地	電話番号	備　　考
菊　　屋　　薬　　局	大槌町小鎚27-3-4ｼｰｻｲﾄﾞﾀｳﾝﾏｽﾄ2F	42-3526	
つくし薬局　本店	大槌町小鎚第23地割23-1	42-8500	
ひょっこり薬局	大槌町大槌第15地割95-256	27-5220	
ハ　ー　ブ　薬　局	大槌町吉里吉里1丁目504-10	44-3171	
薬王堂㈱岩手大槌店	大槌町大槌22-20-1	42-8399	
ドラッグ１００９	大槌町小鎚27-3-4ｼｰｻｲﾄﾞﾀｳﾝﾏｽﾄ1F	42-4700	
ドラックヒラノ	大槌町大ケ口1-7-17	42-3835	
ク　リ　ス　薬　局	大槌町本町6-18	55-5891	
ツルハドラッグ大槌	大槌町大槌第23地割字沢山8-1	27-5472	

(4)　その他の施設

病　　院　　名	所　　在　　地	電話番号	備　　考
橋　本　整　骨　院	大槌町大ケ口1丁目13-16	42-5308	

3-17　給水計画

3-17-1　水道事業者一覧表

【　町　内　業　者　】　　（令和４年９月３０日現在）

給水	排水	工　事　店　名	所　在　地	電話番号
○	○	SKC 水道設備	大槌町赤浜 1 丁目 1 番 1 号	090-8254-9108
○	○	有限会社　丸晴	大槌町赤浜 2 丁目 2 番 22 号	0193-42-6217
	○	有限会社　岩間建設工業	大槌町安渡 1 丁目 6 番 3 号	0193-42-5151
○	○	大安環境　有限会社	大槌町安渡 3 丁目 11 番 17 号	0193-42-2263
○	○	家子不動産開発　株式会社	大槌町上町 14 番 28 号	0193-42-7721
	○	有限会社　田中興業	大槌町大槌第 6 地割字宮ノ口 150 番地 14	0193-42-5792
○	○	有限会社　小松組	大槌町大槌第 7 地割 112 番地 1	0193-42-7268
○	○	中村設備	大槌町大槌第 12 地割 13 番地 5	0193-42-3329
○		赤武石油ガス　株式会社	大槌町大槌第 12 地割 125 番地	0193-42-3167
	○	株式会社　山口建設	大槌町大槌第 13 地割 5 番地 1	0193-42-6005
○	○	有限会社　エイワ工業	大槌町大槌第 15 地割 51 番地 19	0193-42-2611
○	○	山陰設備　株式会社	大槌町大槌第 16 地割 20 番地 54	0193-27-8145
○	○	松村建設　株式会社	大槌町大槌第 22 地割字下野 216 番地	0193-42-3640
○	○	株式会社　鈴藤商店	大槌町末広町 11 番 8 号	0193-42-3362
	○	阿部勝建設	大槌町大槌第 23 地割 36 番地 6	0193-42-7381
○	○	阿部設備	大槌町金澤第 42 地割 4 番地	0193-27-7210
○	○	川勝商店	大槌町吉里吉里 2 丁目 5-10	0193-44-2858
	○	司士建	大槌町吉里吉里 3 丁目 5 番 13 号	0193-44-2110
○		吉里吉里水道工事	大槌町吉里吉里 4 丁目 3 番 38 号	0193-44-3851
	○	野崎建設	大槌町吉里吉里第 9 地割 4 番地	0193-44-2036
○	○	株式会社　藤原組	大槌町小鎚第 11 地割 76 番地	0193-45-2026
○	○	有限会社　八幡組	大槌町小鎚第 3 地割 14 番地	0193-42-8600
○	○	有限会社　トミーシステム	大槌町小鎚第 20 地割 49 番地	0193-42-7603
	○	株式会社　藤清工務店	大槌町小鎚第 23 地割 91 番地 1	0193-42-3974
○	○	有限会社　荒屋タイル店	大槌町小鎚第 26 地割 172 番地	0193-42－6866

【　町　外　業　者　】

給水	排水	工　事　店　名	所　在　地	
○	○	有限会社　高橋設備	奥州市胆沢区小山字小林17	0197-47-2370
○	○	株式会社　ワールド設備機器	奥州市胆沢区小山字峠27番地1	0197-47-1572
○	○	株式会社　サンライフ	奥州市水沢区字田小路16番地4	0197-51-2288
○	○	株式会社　東環	大船渡市大船渡町字赤沢19番地１	0192-27-7347
○		株式会社　板宮建設	金ヶ崎町西根矢来19番地	0197-42-2225
○	○	有限会社　山繁水道	釜石市鵜住居町4丁目207番地	0193-28-2622
○	○	株式会社　東北水道工事	釜石市大字平田第２地割20番1	0193-26-7311

○		濱口設備	釜石市平田第2地割25番地120	0193-26-5625
○	○	三浦設備　株式会社	釜石市平田第2地割64番地8	0193-26-5641
○	○	株式会社　エイゼン建工	釜石市大字平田第6地割3番地2	0193-26-5941
○	○	有限会社　日管水道	釜石市小川町4丁目2番地32号	0193-23-0316
○	○	有限会社　石川住宅設備	釜石市小川町4丁目3番28号	0193-23-3643
○	○	有限会社　佐藤設備	釜石市定内町1丁目14番4号	0193-23-8107
	○	有限会社　花崎産業	釜石市定内町3丁目2番31号	0193-23-2100
○	○	株式会社　山元	釜石市只越町2丁目6番20号	0193-22-1805
○	○	有限会社　荒井電気商会	釜石市只越町3丁目4番13号	0193-22-5247
○	○	株式会社都南建設釜石支店	釜石市千鳥町2丁目1番5号	0193-25-2135
○		(有)電化プラザカネヨシ	釜石市中妻町1丁目15番15号	0193-25-2461
○	○	松村工業　株式会社	釜石市中妻町2丁目4番7号	0193-23-1888
○	○	アタック	釜石市唐丹町字花露辺136	0193-23-9177
○	○	釜石ガス工事　株式会社	釜石市鈴子町147-5	0193-22-5907
○		株式会社　まるも	北上市鍛冶町2丁目-14-12	0197-65-2231
○	○	内田工事　株式会社	北上市孫屋敷13番11号	0197-64-7213
○	○	北桜設備　株式会社	北上市村崎野24地割20番地17	0197-62-5222
○	○	株式会社　近藤設備	北上市流通センター6-13	0197-62-5090
○	○	有限会社　丸水工業	雫石町名子242番地2	019-692-5456
	○	ヤナセ設備サービス	雫石町御明神志戸前86-6	019-681-8140
○	○	アクア設備株式会社岩手支店	紫波町二日町字北七久保186-14	019-676-6550
○	○	(株)アベ設備工業岩手支店	滝沢市巣子169番地18	019-601-2861
○	○	栄伸産業	滝沢市根堀坂120-7	019-681-6181
○	○	ほほえみ水道	田野畑村和野332番地4	0194-34-2012
○	○	有限会社　菊池設備	遠野市青笹町中沢2地割27番地1	0198-62-8356
○	○	株式会社　鈴陶	遠野市中央通り6番18号	0198-62-2463
○	○	株式会社　立石工務店	遠野市早瀬町2丁目7番31号	0198-63-1731
○	○	遠野水道工業　株式会社	遠野市松崎町白岩10地割41番地6	0198-62-3739
○	○	株式会社　平山工業所	遠野市松崎町白岩字地森64番地2	0198-62-2541
○	○	有限会社　小田嶋設備工業	花巻市石鳥谷町上口2丁目1-6	0198-45-5583
○	○	花南水道土木　株式会社	花巻市下根子352番地	0198-22-3988
○	○	有限会社マツモト機材工業	宮古市太田2丁目4番44号	0193-62-9666
○	○	株式会社　K設備	宮古市金浜第2地割2番地8	0193-63-1308
○	○	角登設備　有限会社	宮古市先鍬ケ崎第4地割23番地	0193-64-0011
○	○	有限会社　ｼﾞｵﾆｯｸ・ﾌﾛﾝﾄ	宮古市田鎖第5地割34番地7	0193-89-1600
○	○	有限会社　盛合水道工業所	宮古市津軽石第7地割95番地2	0193-67-3539
○	○	有限会社　山舘設備工事	宮古市津軽石第14地割38番地4	0193-67-2888
○	○	株式会社　神道設備	宮古市長町1丁目6番16号	0193-77-4067
○	○	浜田設備	宮古市藤原1丁目6番41号	0193-62-0136
○	○	株式会社　高設	盛岡市上厨川字横長根10番地	019-645-4286
○	○	株式会社　よつばテクノ	盛岡市上堂3丁目6番28号	019-646-5110
○	○	有限会社　浜名設備	盛岡市上堂3丁目10番31号	019-641-0251
○		藤原工業	盛岡市黒川8地割36-9	090-1062-5575
○	○	ソークテクノ　株式会社	盛岡市下飯岡14地割99番地11	019-614-2511
○	○	積和建設東北（株）北東北支店	盛岡市津志田中央2丁目7番18号	019-638-1222
○	○	アクア工業　株式会社	盛岡市西青山2丁目18番1	019-647-2775
○	○	株式会社　小澤設備	盛岡市東松園1丁目1-8	019-601-9720
○		見前設備	盛岡市東見前7-94-23	019-639-1225

○	○	有限会社　瀬田燃料店	盛岡市みたけ3丁目4番14号	019-641-2364
○	○	有限会社　北山水道工業所	盛岡市三ツ割3丁目2番20号	019-661-1511
○	○	有限会社　エコシステム	盛岡市緑ヶ丘4丁目1番63号	019-663-8663
○	○	有限会社　昆組	矢巾町高田第4地割17番地4	019-697-6058
○	○	株式会社　矢幅エンジニア	紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地2	019-697-8155
○	○	有限会社　佐藤建業	山田町大沢第3地割9番地9	0193-82-9832
○	○	鈴木設備	山田町大沢第9地割26番地1	0193-82-3462
○	○	有限会社　最上商店	山田町豊間根第3地割33番地	0193-86-2622
○	○	有限会社　斎藤設備	山田町豊間根第3地割285番地	0193-86-3373
○		泉金物産(株)山田営業所	山田町川向町7-30	0193-82-3557
○	○	篠澤管工業　有限会社	山田町船越第10地割36番地4	0193-84-3644
○		有限会社　旭技研	山田町織笠第14地割60番地28	0193-82-6131
○	○	株式会社　越田工業	山田町織笠第22地割55番地	0193-82-0494
○	○	サトー設備	山田町山田第19地割129番地	0193-82-0126

【　岩　手　県　外　】

給水	排水	工　事　店　名	所　在　地	
○		株式会社　溝淵建設	札幌市北区百合が原5丁目6-17	011-774-2754
○		株式会社　共栄設備	青森県青森市浪岡福田2丁目8番地17	0172-62-0216
○		(有)ゴトウ設備 仙台支店	仙台市青葉区折立1-13-6エスポワール折立111号	050-5806-3736
○		株式会社　クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜1丁目2番地	045-473-8181

3-17-2　給水用具保有一覧

1　給水車、運搬車及び給水タンク　　（令和４年９月３０日現在）

自走式タンクローリー形給水車					
車両番号	容　量	全　長	車両総重量	燃　料	備　考
岩手800す6046	3.0㎥	523cm	6745kg	軽油	

可搬式給水タンク（ＳＵＳ、アルミ、ＦＲＰなどのハードタンク等）			
容　量	保有数	材　質	備考
1.00㎥	1 基	ステンレス	
0.50㎥	2 基	ＦＲＰ	
0.50㎥	4 基	ＰＶＣ	

2　拠点給水用仮設水槽（ソフトタンク・バッグ・バルーン等）

可搬式仮設水槽						
容　量	種　別	保有数	素　材	架　台	蛇口	備　考
1.00㎥	ソフトタンク	4基	ＰＶＣ	有	４栓	組立式

3　応急給水袋・ポリタンク

応急給水袋・ポリタンク		
容　量	応援可能数量	備　考
6 Ｌ	4,640枚	うちメーカー期限切れ560枚（使用は可能）
ポリタンク：数量は10単位、100単位で切り捨てを行う。		
容　量	応援可能数量	備　考
20 Ｌ	5 個	

【災害時の給水活動について】

○　災害時の給水活動計画は、災害の条件（上下水道施設、住宅等給水施設の被害状況）によって複数のパターンが考えられ、一様にまとめることが難しく整理ができていない。ただし、災害時の対応として、緊急遮断弁（サイフォン式：流量感知）を有する安渡配水池及び赤浜配水池にて応急給水が可能（ステンレスよ蛇口にて直接給水が可能）となっている。

○　上記２施設以外は、耐震性能や緊急遮断弁、配水池からの直接給水が可能な蛇口等がないため、災害発生直後の応急給水拠点（災害時給水拠点）としての機能はない。
○　大ヶ口浄水場の水源及び浄水・送水機能が確保された場合は、大ヶ口浄水場での直接給水のほか、大ヶ口浄水場から安渡配水池への送水（当該区間お送水管はすべて耐震性能を有する）が可能となるため、安渡配水池を中長期的な災害時給水拠点として利用可能。また、安渡系の配水管のバイパス切替により、沢山幹線道路内の配水管（耐震管）を経由し、大槌学園及び大槌高校への送水が可能。
※　安渡配水池：737㎥のうち、緊急遮断弁作動により約480～580㎥を配水池内に確保可
※　赤浜排水池：225㎥のうち、緊急遮断弁作動による約150㎥を配水池内に確保可

3-20　廃棄物処理・障害物除去計画

3-20-1　ごみ処理業者一覧

所在地	名　　称	電　話	所有能力	所有台数	備　　考
大槌町安渡3-10-1	大安環境衛生㈲	42-2263	4t	1台	委託分
大槌町新港町11-1	マルコ清掃社	42-6661	4t	1台	委託分

3-20-2　し尿処理業者一覧

所在地	名　　称	電　話	所有能力	所有台数	備　　考
大槌町小鎚14-60	大槌衛生社	42-2556	6t	2台	2t 1台､4t 1台
大槌町安渡3-5-2	大安㈱環境衛生部	42-4141	15t	3台	7t 1台､4t 2台

4　災害復旧・復興計画

4-2　災害復旧・復興計画

4-2-1　災害復興住宅等に関する融資一覧表

（令和元年12月1日現在）

種目	(1)　災害復興	(2)　地すべり関連	(3)　宅地防災
概　要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、購入又は補修に要する資金の貸付 （独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第5項）	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付 （同左法第13条第6項）	宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事に要する資金の貸付 （同左法第13条第6項）
融資の対象	1　住宅の建設 2　住宅の購入 3　住宅の補修	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による勧告等に基づく 1　住宅の移転又は建設 2　住宅の購入	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令に基づく 1　のり面の保護 2　排水施設の設置 3　整地 4　擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む）
融資要件	1　自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体からり災証明書を交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書を交付されていること。 ・補修の場合は、住宅に被害が生じた旨のり災証明書を交付されていること。 2　自分が居住するために建設、購入又は補修する方であること。 3　年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと。 4　個人（日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方）又は法人であること。	1　関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること。 2　関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内に申込むこと。 3　年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと。 4　自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等する方であること。 5　個人の方（日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方）又は法人であること。	1　宅地について勧告又は改善命令を受けた方であること。 2　勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申込むこと。 3　住宅金融支援機構の資金以外に必要となる資金を用意できること。 4　年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと。 5　申込日現在、原則として79歳未満であること。 6　個人の方（日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方）であること。
一戸当たりの床面積及び構造階数等の要件	1　各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。 2　木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること（建設・購入の場合のみ） 3　敷地の利権が転貸借でないこと。 4　住宅部分の床面積は、制限がなし。ただし店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上が必要	1　各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。 2　住宅部分の床面積が建設の場合は原則として13㎡以上、購入の場合は50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上）であること。 3　木造の場合は一戸建て又は連続建てであること（建設・新築購入の場合のみ） 4　敷地の権利が転貸借でないこと。 5　建築基準法その他関係法令に適合していること。	

貸付金の限度		所要額又は融資限度額のいずれか低い額	1,170万円又は工事費の9割のいづれか低い額
利率	個人向け 0.36 % （令和元年12月1日現在）	個人向け 0.36 % 事業者向け 0.16 % （令和元年12月1日現在）	個人向け 0.36 % 事業者向け 0.16 % （令和元年12月1日現在）
期間	25年又は35年以内	25年又は35年以内	15年以内

4-2-2　災害復興住宅資金

（令和元年12月1日現在）

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1　建設資金 (1)　住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2)　整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3)　土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）	1　建設資金 1,680 万円 2　整地資金 450 万円 3　土地取得資金 970 万円	1　据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2　返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）　35年以内 木造（一般）　25年以内 3　利子 固定金利 4　返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
2　購入資金 (1)　購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2)　土地取得金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合		1　新築購入資金 2,650 万円 2　中古住宅購入資金 (1)　リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,650 万円 (2)　リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320 万円 ※　購入資金のうち、土地取得資金は 970 万円が限度	1　据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2　返済期間 (1)　新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）　35年以内 木造（一般）　25年以内 (2)　中古住宅購入 リー・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション　35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション　25年以内 3　利子 固定金利 4　返済方法 現金均等返済又は元利均等返済

3　補修等資金 (1)　補修資金 　住宅に被害が生じた旨のり災証明書の交付を受けた場合 (2)　引方移転資金 　補修する家屋を引方移転する場合 (3)　整地資金 　宅地に被害を受けて整地する場合		1　補修資金 　740 万円 2　引方移転資金 　450 万円 3　整地資金 　450 万円 ※　2と3を合わせて利用する場合は、合計で450 万円が限度	1　据置期間 　1年以内（返済期間は延長しない。） 2　返済期間 　20年以内 3　利子 　固定金利 4　返済方法 　元金均等返済又は元利均等返済

4-2-3　生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他から融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）	融資資金福祉費（災害援護資金）	1世帯　150 万円以内	1　据置期間 　6か月以内 2　償還期間 　据置期間経過後7年以内 3　連帯保証人 　原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能） 4　利子 　連帯保証人有：無利子 　連帯保証人無：年1.5% 5　償還方法 　年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能） 6　申込方法 　借入申込書に官公署が発行するり災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1世帯　250 万円以内	

4-2-4　災害援護資金

（平成27年4月1日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯　220 万円以内 2人世帯　430 万円以内 3人世帯　620 万円以内 4人世帯　730 万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1　世帯主の1ヵ月以上の負傷　150 万円 2　住居の全壊　250 万円 3　住居の半壊　170 万円 4　家財の3分の1以上の損害　150 万円 5　重複被害 (1)　＝1＋2　350 万円 (2)　＝1＋3　270 万円 (3)　＝1＋4　250 万円 6　住居全体の滅失若しくは流失　350 万円	1　据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2　償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3　貸付 利率　年 3 % （据置期間中は無利子） 4　償還方法 年賦又は半年賦 5　延滞利率 年 10.75 %

5　災害協定

5-1　災害協定等の締結状況

5-1-1　災害医療救護活動に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
釜石医師会	所在地	釜石市中妻町3-6-10
	電話番号	0193-23-7875
	ＦＡＸ番号	0193-23-5485
	締結年月日	平成10年11月１日
	協定締結事項等	災害時の医療救護活動
釜石歯科医師会	所在地	釜石市大町3-1-35
	電話番号	0193-22-6480
	締結年月日	平成30年１月11日
	協定締結事項等	災害時の歯科医療救護活動

5-1-2　岩手県防災ヘリコプター応援協定

協定締結先	項　目	内　　容
岩手県	所在地	花巻市葛3-183-1 岩手県航空防災センター
	電話番号	0198-26-5251
	ＦＡＸ番号	0198-26-5256
	締結年月日	平成８年10月１日
	協定締結事項等	防災ヘリの応援要請等

5-1-3　災害時におけるプロパンガス設備の応急対策用機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
岩手県高圧ガス保安協会 釜石支部	所在地	釜石市鈴子町147-5釜石ガス㈱内
	電話番号	0193-22-3535
	ＦＡＸ番号	0193-22-3542
	締結年月日	平成19年２月１日
	協定締結事項等	プロパンガス及び設備等

5-1-4　災害時における応急対策燃料の調達等に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
岩手県石油商業協同組合 釜石支部	所在地	大槌町吉里吉里1-2-50
	電話番号	0193-44-2432
	ＦＡＸ番号	0193-44-2118
	締結年月日	平成21年６月24日
	協定締結事項等	応急対策用燃料等
冨士見総業（株）	所在地	青森県弘前市紺屋町185
	電話番号	0172-33-8533
	ＦＡＸ番号	0172-35-6735
	締結年月日	平成23年８月１日
	協定締結事項等	災害時石油系燃料確保及び供給協力

5-1-5　災害時における応急生活物資の調達に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
株式会社マイヤ	所在地	大船渡市盛町字木町14番地５号
	電話番号	0192-27-2165
	衛星携帯電話	090-7338-2214
	ＦＡＸ番号	0192-27-9849
	締結年月日	平成21年10月１日
	協定締結事項等	応急生活物資の調達等
ＤＣＭホーマック株式会社	所在地	札幌市厚別区厚別中央三条2-1-1
	電話番号	011-892-6611
	災害用専用電話	0120-228-047
	ＦＡＸ番号	011-892-2164
	締結年月日	平成21年10月１日
	協定締結事項等	応急生活物資の調達等
株式会社みずかみ	所在地	岩手県遠野市松崎町白岩地森
	窓　口	①株式会社みずかみ ②みずかみ大槌店
	電話番号	①0198-62-0190 ②0193-42-4057
	締結年月日	令和３年７月15日
	締結事項等	応急生活物資の調達等
花巻農業協同組合	所在地	岩手県花巻市野田316-1
	窓　口	①営農部産直課 ②だぁすこ沿岸店
	電話番号	①0198-24-2914 ②0193-42-8151
	締結年月日	令和３年８月18日
	締結事項等	応急生活物資の調達等
株式会社薬王堂	所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢
	窓　口	①経営戦略本部経営企画部 ②薬王堂大槌店
	電話番号	①019-697-2615 ②0193-42-8399
	締結年月日	令和３年８月20日
	締結事項等	応急生活物資の調達等
岩手生活協同組合	所在地	岩手県滝沢市土沢
	窓　口	①内部統制推進室 ②災害時要請窓口
	電話番号	①019-603-8299 ②019-687-1321
	締結年月日	令和３年８月31日
	締結事項等	応急生活物資の調達等

5-1-6　災害時における電力復旧協力に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
東北電力（株） 釜石電力センター	所在地	釜石市甲子町10-210-3
	電話番号	0193-27-2501
	ＦＡＸ番号	0193-27-2591
	締結年月日	平成29年12月19日
	協定締結事項等	電力復旧

5-1-7　災害時における資機材等物資の供給協力に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
ＤＣＭホーマック株式会社	所在地	札幌市厚別区厚別中央三条2-1-1
	電話番号	011-892-6611
	災害用専用電話	0120-228-047
	ＦＡＸ番号	011-892-2164
	締結年月日	平成21年10月１日
	協定締結事項等	災害時における資器材等物資の供給協力に関する協定

5-1-8　災害時の情報交換に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
国土交通省 東北地方整備局	所在地	宮古市藤の川4-1
	電話番号	0193-62-1711
	ＦＡＸ番号	0193-63-0887
	締結年月日	平成21年11月９日
	協定締結事項等	災害対策現地情報連絡員派遣

5-1-9　災害時の相互応援に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
岩手県内市町村	締結年月日	平成８年10月７日
	協定締結事項等	物資・資機材の提供、職員の派遣等
豊中市	所在地	大阪府豊中市中桜塚3-1-1
	電話番号	06-6858-2683
	ＦＡＸ番号	06-6858-2667
	Ｅメール	kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp
	自治体衛星通信	7-027-503-8900(大槌内線発番号)
	締結年月日	平成25年６月14日
	協定締結事項等	物資・資機材の提供、職員の派遣等
富士宮市	所在地	静岡県富士宮市弓沢町150番地
	電話番号	0544-22-1319
	ＦＡＸ番号	0544-22-1239

	Ｅメール	bosai@city.fujinomiya.lg.jp
	自治体衛星通信	7-022-249-9000、9001(大槌内線発番号)
	締結年月日	平成29年８月８日
	協定締結事項等	物資・資機材の提供、職員の派遣等
大阪府泉南市	所在地	大阪府泉南市樽井一丁目１番１号
	電話番号	072-479-3601
	ＦＡＸ番号	072-483-0325
	Ｅメール	kikikanri@city.sennan.lg.jp
	自治体衛星通信	080-8934-0519
	締結年月日	令和４年11月21日
	協定締結事項	大規模災害時における相互応援協定

5-1-9-ア　大槌町と千代田区との相互発展に向けた連携に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
東京都千代田区	所在地	東京都千代田区九段南
	窓　口	危機管理課
	電話番号	03-5211-4187
	締結年月日	令和２年２月28日
	協定締結事項等	相互発展に向けた連携

5-1-9-イ　富田林市・大槌町との連携協定に関する基本協定

協定締結先	項　目	内　　容
大阪府富田林市	所在地	大阪府富田林市常盤町
	窓　口	危機管理室
	電話番号	0721-25-1000
	締結年月日	令和２年11月29日
	協定締結事項等	連携協定

5-1-9-ウ　明治学院大学と大槌町との協働連携に関する基本協定

協定締結先	項　目	内　　容
明治学院大学	所在地	東京都港区白金台
	窓　口	総合企画室
	電話番号	03-5421-5247
	締結年月日	平成24年３月28日
	協定締結事項等	協働連携

5-1-10　大規模災害発生時における支援協定

協定締結先	項　目	内　　容
岩手県生活衛生同業組合 中央会	所在地	盛岡市志家町3-13　岩手県美容会館内
	電話番号	019-624-6642
	ＦＡＸ番号	019-654-2741
	締結年月日	平成25年１月22日
	協定締結事項等	避難場所及び情報の提供等
釜石地区生活衛生同業組合 連絡協議会	所在地	釜石市中妻町2-18
	電話番号	0193-23-1203
	締結年月日	平成25年１月22日
	協定締結事項等	避難場所及び情報の提供等

5-1-11　災害時における応急車両整備等の支援協力に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
岩手県自動車整備振興会 釜石支部	所在地	釜石市鈴子町55-5　トヨタ部品東北共販株式会社釜石営業所内
	電話番号	0193-24-2065
	ＦＡＸ番号	0193-22-0396
	締結年月日	平成29年７月21日
	協定締結事項等	災害業務従事車両の応急整備及び資機材の貸出

5-1-12　復興と防災への取り組みに関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
Google Ireland Limited	締結年月日	平成25年２月15日
	効力発生日	平成25年３月７日
	協定締結事項等	災害情報に関する技術的な協力等

5-1-13　災害時における物資供給に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
ＮＰＯ法人 コメリ災害対策センター	所在地	新潟市南区清水4501-1
	電話番号	025-371-4185
	ＦＡＸ番号	025-371-4151
	Ｅメール	npo@komeri.bit.or.jp
	締結年月日	平成23年12月23日
	協定締結事項等	災害時における物資の供給

5-1-14　災害時における物資輸送等に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店	所在地	北上市流通センター17-3
	電話番号	0120-01-9625
	ＦＡＸ番号	0197-68-2863
	締結年月日	平成30年５月14日
	協定締結事項等	災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等

5-1-15　災害時における飲料の確保に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
みちのくコカ・コーラ ボトリング株式会社	所在地	紫波郡矢巾町大字広宮沢1-279
	電話番号	0193-26-7575（釜石営業所）
	ＦＡＸ番号	0193-26-7574（釜石営業所）
	締結年月日	平成29年７月19日
	協定締結事項等	災害時における飲料の確保

5-1-16　災害支援に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
特定非営利活動法人 市民航空災害支援センター	所在地	埼玉県さいたま市北区日進町2-544-1 埼玉NPOハウス内
	電話番号	048-729-6151
	ＦＡＸ番号	048-729-6152
	締結年月日	平成28年２月４日
	協定締結事項等	航空機による人員、物資の搬送及び 調査、視察

5-1-17　災害時等の救助犬の出動に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
佐々木　光義	所在地	大槌町桜木町第15地割地内
	締結年月日	平成28年４月14日
	協定締結事項等	救助を要する者の存在を救助犬により確認

5-1-18　災害時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
岩手県土地改良事業 団体連合会	所在地	盛岡市本宮二丁目10番１号
	電話番号	019-631-3200
	ＦＡＸ番号	019-631-3260
	締結年月日	平成29年７月18日
	協定締結事項等	農地等災害復旧に関する支援

5-1-19　自然災害時における災害対応に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
有限会社田中興業	所在地	大槌町大槌6-150-14
	電話番号	0193-42-5792
	ＦＡＸ番号	0193-42-6366
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
株式会社山千	所在地	大槌町大槌12-65
	電話番号	0193-42-3111
	ＦＡＸ番号	0193-42-5336
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
松村建設株式会社	所在地	大槌町大槌22-216
	電話番号	0193-42-3640
	ＦＡＸ番号	0193-42-4976

	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
有限会社岩間建設工業	所在地	大槌町安渡1-6-3
	電話番号	0193-42-5151
	ＦＡＸ番号	0193-42-5152
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
有限会社まるたに商事	所在地	大槌町上町2-12
	電話番号	0193-42-3626
	ＦＡＸ番号	0193-42-3673
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
株式会社山口建設	所在地	大槌町大槌15-1-13
	電話番号	0193-42-6005
	ＦＡＸ番号	0193-42-6005
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
有限会社小松組	所在地	大槌町大槌7-112-1
	電話番号	0193-42-7268
	ＦＡＸ番号	0193-42-7357
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
有限会社八幡組	所在地	大槌町小鎚3-14
	電話番号	0193-45-2105
	ＦＡＸ番号	0193-42-8601
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施
株式会社藤原組	所在地	大槌町小鎚11-76
	電話番号	0193-45-2026
	ＦＡＸ番号	0193-45-2987
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る公共施設応急対策の実施

5-1-20　自然災害時等における緊急対応業務に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
三浦設備株式会社	所在地	釜石市大字平田2-64-8
	電話番号	0193-26-5641
	ＦＡＸ番号	0193-26-6124
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
松村建設株式会社	所在地	大槌町大槌22-216
	電話番号	0193-42-3640
	ＦＡＸ番号	0193-42-4976

	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
有限会社岩間建設工業	所在地	大槌町安渡1-6-3
	電話番号	0193-42-5151
	ＦＡＸ番号	0193-42-5152
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
有限会社小松組	所在地	大槌町大槌7-112-1
	電話番号	0193-42-7268
	ＦＡＸ番号	0193-42-7357
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
有限会社八幡組	所在地	大槌町小鎚3-14
	電話番号	0193-45-2105
	ＦＡＸ番号	0193-42-8601
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施
株式会社藤原組	所在地	大槌町小鎚11-76
	電話番号	0193-45-2026
	ＦＡＸ番号	0193-45-2987
	締結年月日	平成29年４月１日
	協定締結事項等	自然災害に係る下水道関連施設応急対策業務の実施

5-1-21　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
介護老人保健施設 ケアプラザおおつち （医療法人あかね会）	所在地	大槌町小鎚14-82-1
	電話番号	0193-41-1200
	ＦＡＸ番号	0193-41-1202
	締結年月日	平成22年８月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
グループホーム 城山の杜 （株式会社信樹会）	所在地	大槌町大槌15-5-1
	電話番号	0193-55-4012
	ＦＡＸ番号	0193-55-4032
	締結年月日	平成22年８月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
大槌町ディサービスセンター はまぎく （社会福祉法人 大槌町社会福祉協議会）	所在地	大槌町小鎚23-86-4
	電話番号	0193-42-2059
	ＦＡＸ番号	0193-42-2051
	締結年月日	平成22年８月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用

小規模多機能型 居宅介護事業所 ほっとおおつち （社会福祉法人 大槌町社会福祉協議会）	所在地	大槌町大槌12-71-2
	電話番号	0193-55-6011
	ＦＡＸ番号	0193-55-6012
	締結年月日	平成22年８月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
障がい者支援施設 四季の郷 （社会福祉法人大洋会）	所在地	大槌町小鎚16-18-1
	電話番号	0193-41-1521
	ＦＡＸ番号	0193-41-1522
	締結年月日	平成22年８月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
特別養護老人ホーム 三陸園 （社会福祉法人堤福祉会）	所在地	大槌町吉里吉里32-18-25
	電話番号	0193-44-2121
	ＦＡＸ番号	0193-44-3768
	締結年月日	平成22年８月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
特別養護老人ホーム らふたぁヒルズ （社会福祉法人堤福祉会）	所在地	大槌町吉里吉里29-21-57
	電話番号	0193-43-1133
	ＦＡＸ番号	0193-43-1135
	締結年月日	平成22年８月30日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
幼保連携型認定こども園 つつみこども園 （社会福祉法人堤福祉会）	所在地	大槌町吉里吉里2-2-3
	電話番号	0193-44-2838
	ＦＡＸ番号	0193-44-3223
	締結年月日	平成28年５月18日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
吉里吉里保育園 （社会福祉法人 吉里吉里保育園）	所在地	大槌町吉里吉里21-60-8
	電話番号	0193-44-2535
	ＦＡＸ番号	0193-44-2535
	締結年月日	平成28年５月18日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用
まごころ就労支援センター おおつち （特定非営利活動法人 遠野まごころネット）	所在地	大槌町大槌7-9
	電話番号	0193-42-7666
	ＦＡＸ番号	0193-42-7666
	締結年月日	平成28年５月18日
	協定締結事項等	福祉避難所としての施設利用

5-1-22　大槌町防災行政無線同報系設備の設置及び運用に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
新おおつち漁業組合	所在地	大槌町安渡
	窓　口	台野　晃一
	電話番号	0193-27-5551
	締結年月日	平成24年10月31日
	協定締結事項等	防災行政無線の設置及び運用

5-1-23　大槌町防災行政無線同報系設備の運用に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
釜石大槌地区行政事務組合	所在地	釜石市鈴子町
	窓　口	消防本部

	電話番号	0139-22-0119
	締結年月日	平成30年３月31日
	協定締結事項等	防災行政無線同報系設備の運用

5-1-24　岩手県水門・陸閘自動閉鎖システムに関する管理協定

協定締結先	項　目	内　　容
岩　手　県	所在地	釜石市新町
	窓　口	沿岸広域振興局土木部河川港湾課
	電話番号	0193-27-5572
	締結年月日	平成31年３月29日
	協定締結事項等	水門・陸閘自動閉鎖システム管理

5-1-25　災害時における福祉用具の貸出及び設置等に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
南部屋産業株式会社	所在地	大槌町小鎚
	窓　口	代表取締役　小笠原　正年
	電話番号	0193-42-8187
	締結年月日	平成30年１月26日
	協定締結事項等	福祉用具の貸出及び設置

5-1-26　災害に係る情報発信等に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
ヤフー株式会社	所在地	東京都千代田区紀尾井町
	窓　口	災害協定運用担当
	電話番号	03-6898-6763
	締結年月日	令和３年３月24日
	協定締結事項等	災害に係る情報発信

5-1-27　災害時における救助犬出動の補助活動に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
災害救助犬 サポーターズクラブ	所在地	大槌町大町
	窓　口	代表　佐々木 光義
	電話番号	090-3144-3847
	締結年月日	令和３年３月25日
	協定締結事項等	災害救助犬出動時の補助活動

5-1-28　災害時における電動車両等の支援に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
岩手三菱自動車販売株式会社・ 三菱自動車工業株式会社	所在地	①盛岡市南仙北 ②同上 ③東京都港区芝浦3-1-21
	窓　口	①岩手三菱自動車販売 ②総務部長　恵津森 正行 ③三菱自動車工業総務渉外部　大石 博基
	電話番号	①019-635-8487 ②080-6014-5325 ③080-1301-5406
	締結年月日	令和３年７月29日
	協定締結事項等	災害時の電動車両支援

5-1-29　大槌町と日本郵便との包括的連携に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
日本郵便株式会社 （大槌郵便局）	所在地	大槌町末広町
	窓　口	大槌郵便局
	電話番号	0193-42-2132
	締結年月日	令和２年11月５日
	協定締結事項等	日本郵便との包括的連携

5-1-30　衛生安否確認サービス通信端末提供に関する協定書

協定締結先	項　目	内　　容
内閣府 （宇宙開発戦略推進事務局）	所在地	東京都千代田区永田町
	窓　口	準天頂衛生システム戦略室
	電話番号	03-6257-1778
	締結年月日	令和３年10月22日
	協定締結事項等	衛生安否確認サービス通信端末提供

5-1-31　災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
三陸花ホテル はまぎく	所在地	大槌町浪板海岸
	窓　口	総支配人　立花　和夫
	電話番号	0193-44-2111
	締結年月日	令和４年10月17日
	協定締結事項等	災害時における宿泊施設の提供等

5-1-32　自然災害時及び緊急漏水等の対応に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
（有）荒屋タイル店	所在地	大槌町小鎚第26地割172-2
	電話番号	0193-42-6866
	締結年月日	令和４年４月１日
	協定締結事項等	自然災害時及び緊急漏水対応
（有）トミーシステム	所在地	大槌町小鎚第20地割49
	電話番号	0193-42-7603
	締結年月日	令和４年４月１日
	協定締結事項等	自然災害時及び緊急漏水対応
（有）丸晴	所在地	大槌町赤浜２丁目2-22
	電話番号	0193-42-6217
	締結年月日	令和４年４月１日
	協定締結事項等	自然災害時及び緊急漏水対応
三浦設備（株）	所在地	釜石市平田第２地割64-8
	電話番号	0193-26-5641
	締結年月日	令和４年４月１日
	協定締結事項等	自然災害時及び緊急漏水対応

5-1-33　自然災害時の対応に関する協定

協定締結先	項　目	内　　容
高木電気管理事務所	所在地	大槌町末広2-15
	電話番号	0193-42-3388
	締結年月日	令和４年４月１日
	協定締結事項等	自然災害時の対応
細川電気管理事務所	所在地	大船渡市松崎町高清水73-3
	電話番号	080-5587-8976
	締結年月日	令和４年４月１日
	協定締結事項等	自然災害時の対応

5-2　災害等に関する覚書

5-2-1　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

協定締結先	項　目	内　　容
東日本電信電話株式会社 （ＮＴＴ東日本）	所在地	盛岡市中央通1-2-2
	電話番号	019-625-4960
	ＦＡＸ番号	019-629-1566
	締結年月日	平成25年11月27日
	協定締結事項等	特設公衆電話の設置・利用

5-2-2　避難施設の鍵の管理に関する覚書

協定締結先	項　目	内　　容
岩手県立大槌高等学校	所在地	大槌町大槌第15地割71-1
	電話番号	0193-42-3025
	締結年月日	平成25年４月25日
	協定締結事項等	避難施設の鍵の管理
安渡町内会	所在地	大槌町安渡2-11-1
	電話番号	0193-42-2111
	締結年月日	平成29年９月１日
	協定締結事項等	避難施設の鍵の管理
沢山町内会	所在地	大槌町大槌第15地割71-9
	電話番号	0193-42-2023
	締結年月日	平成29年12月１日
	協定締結事項等	避難施設の鍵の管理
吉里吉里公民館長	所在地	大槌町吉里吉里
	窓　口	吉里吉里分館長
	電話番号	090-1064-7903
	締結年月日	令和４年５月25日
	協定締結事項等	避難施設の鍵の管理
赤浜自治会長	所在地	大槌町赤浜
	窓　口	①自治会長　天満 昭広 ②防災部長　中村 誠一
	電話番号	①090-2790-7797 ②090-9531-1110
	締結年月日	令和４年５月27日
	協定締結事項等	避難施設の鍵の管理

5-2-3　施設使用に関する覚書

協定締結先	項　目	内　　容
臼澤　富久	所在地	大槌町小鎚第20地割地内
	締結年月日	平成25年11月５日
	協定締結事項等	防災用備蓄倉庫を設置するための土地の借上げ
宗教法人吉祥寺	所在地	大槌町吉里吉里4-4-7
	締結年月日	平成25年11月５日
	協定締結事項等	防災用備蓄倉庫を設置するための土地の借上げ

5-2-4　災害時における避難所に関する覚書

協定締結先	項　目	内　　容
臼澤　富久 臼澤鹿子踊保存会	所在地	大槌町小鎚第20地割地内
	締結年月日	平成26年３月25日
	協定締結事項等	避難施設としての活用
宗教法人吉祥寺	所在地	大槌町吉里吉里4-4-7
	締結年月日	平成26年４月１日
	協定締結事項等	避難施設としての活用

5-2-5　ヘリコプター緊急離着陸場指定に関する土地利用についての覚書

協定締結先	項　目	内　　容
岩手県立大槌高等学校	所在地	大槌町大槌
	窓　口	学校長
	電話番号	0193-42-3025
	締結年月日	平成30年10月23日
	協定締結事項等	ヘリコプター緊急離着陸場指定に関する土地利用

5-2-6　三陸沿岸道浪板地区の緊急連絡路門扉に関する覚書

協定締結先	項　目	内　　容
南三陸国道事務所	所在地	釜石市鵜住居
	窓　口	南三陸沿岸国道事務所
	電話番号	0193-28-4731
	締結年月日	平成31年３月29日
	協定締結事項等	浪板地区緊急連絡門扉の利用

5-2-7　小鎚第２トンネル電気室管理用スペースの利用に関する覚書

協定締結先	項　目	内　　容
南三陸国道事務所	所在地	釜石市鵜住居
	窓　口	南三陸沿岸国道事務所
	電話番号	0193-28-4731
	締結年月日	平成31年３月29日
	協定締結事項等	小鎚第２トンネル電気室管理用スペースの利用

5-2-8　備蓄倉庫の鍵の管理に関する覚書

協定締結先	項　目	内　　容
県営屋敷前アパート 自治会長	所在地	大槌町大槌
	窓　口	会長　上野 峻斗
	電話番号	080-6009-4316
	締結年月日	令和２年４月１日
	協定締結事項等	備蓄倉庫の鍵の管理
源水自治会長	所在地	大槌町大槌
	窓　口	会長　越田 由美子
	電話番号	090-4552-4645
	締結年月日	令和３年２月12日
	協定締結事項等	備蓄倉庫の鍵の保管
松の下町営住宅 自治会長	所在地	大槌町末広町
	窓　口	①自治会長　上野 秀雄 ②自 治 会　中村　純子
	電話番号	①080-1844-4451 ②090-6853-6011
	締結年月日	令和４年10月17日
	協定締結事項等	備蓄倉庫の鍵の保管

5-2-9　桜木町三陸沿岸道路避難スペースの利用に関する覚書

協定締結先	項　目	内　　容
南三陸国道事務所	所在地	釜石市鵜住居
	窓　口	南三陸沿岸国道事務所
	電話番号	0193-28-4731
	締結年月日	令和３年３月２日
	協定締結事項等	桜木町三陸沿岸道路避難スペースの利用

5-2-10　津波災害時における緊急避難場所に関する覚書

協定締結先	項　目	内　　容
阿部　三平	所在地	大槌町小鎚
	窓　口	阿部　三平
	電話番号	①0193-42-4451 ②090-5594-5539
	締結年月日	令和４年９月22日
	協定締結事項等	津波災害時における緊急避難場所の利用

資料 ６　地区防災計画

6-1　安渡地区津波防災計画（平成25年10月策定）

安 渡 地 区 津 波 防 災 計 画

～ 東日本大震災の教訓を次世代に継承する ～

【2013 年 10 月版】

安　渡　町　内　会

2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災（以下、「3.11」と略称する。）は、わが町安渡地区（安渡１丁目・２丁目・３丁目・港町・新港町）にも甚大な被害をもたらした。津波等による犠牲者は 218 人にも上った（人口 1,943 人に占める 11.2%）。

安渡地区は、町内でも屈指の防災に熱心な地区と評価されてきた、にもかかわらず、である。安渡地区でなぜこれほどの被害が出てしまったのか、その検証と防災計画の見直しが必要である。

安渡地区の住民のほとんどが地区外の応急仮設住宅等に居住し、集まるのもままならない中で、2012 年４月、地区内の３つの町内会をひとつに統合し安渡町内会を設立した。今回の地区防災計画づくりを、新しいコミュニティ再生の契機としたい。

そこで、安渡町内会（会長：佐藤稲満）は、3.11 での住民の避難行動や避難所運営を検証し、既存の防災計画を抜本的に見直すことを目的に、2012 年６月２日、町内会役員を中心に、大槌町、外部専門家で構成する「安渡町内会防災計画づくり検討会」を設置し、2012･13 年度の全１１回の「検討会」、13 年４月 19 日の「大槌町長への計画案報告会」、同８月４日の「住民懇談会」、同９月の「住民意向調査」等を経て、この新しい防災計画を作成した。

今後とも、自然災害に決して油断せず、3.11 の教訓を次世代に継承し、地域防災力の向上を続けることを肝に銘じるものである。

目　次

１ 3.11 の教訓とルール …… 2
（１）避難行動 …… 2
（２）避難所運営 …… 6
２ 安渡町内会の防災組織図 …… 10
３ 今後の予防対策 …… 12
４ 検討会参加者 …… 12



写真　大槌町を襲う巨大津波
（2011 年 3 月 11 日、橋本匠市氏撮影、煙山佳成氏提供）

■ 1　3.11 の教訓とルール ■■■

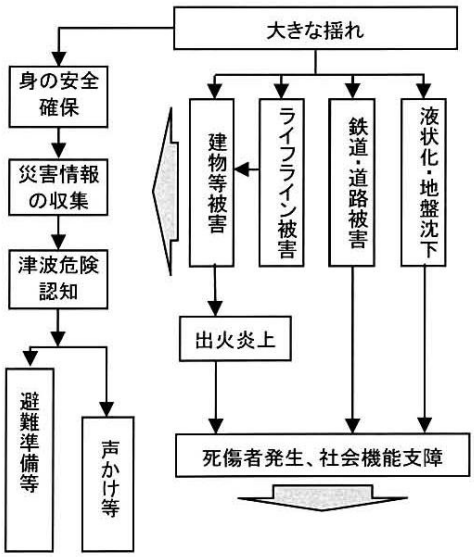
（1）避難行動

1）3.11 での避難行動の教訓

3.11 での安渡地区住民の避難行動について、アンケート・ヒアリング・検討会での協議結果等をもとに、その教訓と論点を抽出した。

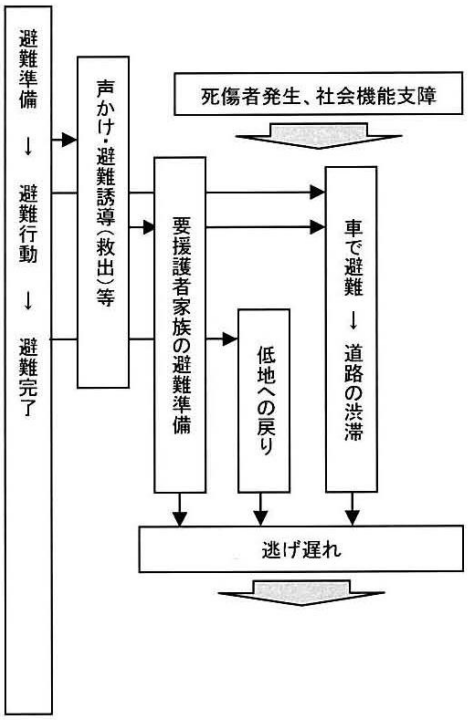
なお、避難行動の要因分析の手法は**資料編第３章**に、犠牲者を対象とした「死亡状況調査」の速報は**資料編第４章**に収録する。

【凡例】ア：アンケート結果、ヒ：ヒアリング結果、検：検討会、他：その他

被災・対応の流れ	避難行動の教訓と論点
(1) 地震直後～10 分程度 大きな揺れによるわが街の被害の様子と、それに対する住民、地域社会による対応をイメージします。  	**（地震発生後の避難開始時間）** ・「5分以内」34%、「10 分以内」56%、「20 分以内」84%、逆に「21 分以上」9%【ア】。 **（避難の信念）** ・「地震発生当時にいた場所が危険だと思った」(51%)、「地震の後、津波が来ることを知っていた」(47%)人は早く避難した【ア】。 ・沿岸部に近い事業所や保育園、高齢者等が率先避難した【ヒ・検】。 **（避難の遅れ）** ・避難が遅れた人の 49%は「地震発生当時にいた場所まで津波が来るとは思わなかった(「想定外」)」【ア】。 ・道路渋滞・要援護者の存在・安否確認・低地への戻り等で逃げ遅れた【ア・ヒ・検】。 ・犠牲者のうち、自宅で避難しなかった、あるいは逃げ遅れて自宅付近にいた人が 2/3 に上る【他】。 ⇒「想定外による逃げ遅れ」をいかに防ぐか？ ⇒夜間での要援護者支援は可能か？ **（避難のきっかけ）** ・災害情報(防災行政無線等)、声かけに促された人は少なかった(前者 15%、後者 20%)【ア】。 ・津波を見に行って、逃げ遅れた【ヒ・検】。 ⇒避難のきっかけをどう提供できるか？

(2) 10～30 分程度

街の被害の連鎖と、住民の避難行動、地域での避難支援と逃げ遅れの状況をイメージします。



（車での避難）

・道路の渋滞で逃げ遅れた（11%）【ア】。
・道路の渋滞が徒歩避難の支障になった【ヒ・検】。
・車が要援護者の搬送に役立った【ヒ・検】。
・町外から車で戻ってきた【ヒ・検】。

（「車での避難」を認める条件）

・「要援護者を搬送する場合」（62%）、「車道が混雑し始める早い時期」（36%）、「車道が広い場合」（27%）等【ア】。

⇒「車での避難」をどこまで認めるか？

（要援護者）

・家族に要援護者がいて逃げ遅れた（7%）【ア】。
・要援護者を支援して逃げ遅れた（4%）【ア】。
・避難路に階段があり上れず犠牲になった【ヒ・検】。
・消防無線を持たない消防団員が逃げ遅れた【ヒ】。
・そもそも高齢者率が高いのに対し、支援者が少ない（共助の限界）【他】。

⇒要援護者をどのように支援するか？

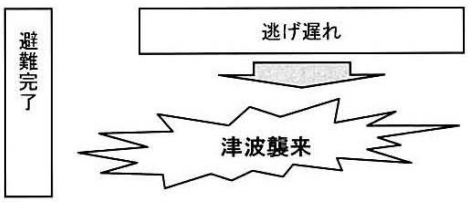
（低地に戻ること）

・大切なモノを取るために低地（浸水区域）に戻って逃げ遅れた（5%）【ア】。

⇒「低地への戻り」をいかに防ぐか？

(3) 津波襲来時

津波襲来時の住民の避難完了と、地域での逃げ遅れの状況をイメージします。



（避難場所等への津波襲来前の到着時間）

・「5分以内」34%、「10 分以内」57%、「20 分以内」91%、逆に「21 分以上前」9%【ア】。
・早く避難を開始しているのに、避難の完了が遅い（犠牲者と紙一重の人が 34%）【他】。
・「安渡地区内の指定避難場所」に避難した人が 40%（＝地区内避難者の 72%）【ア】。
・安渡全体で 218 人の犠牲者が出た（→犠牲者の死亡原因調査が必要）【検】。
・今後の益々の高齢化、担い手不足を想定すると、自助の啓発、夜間等の「想定外」での自助・共助の検討が重要【検】。

⇒今回の教訓を現在の復興事業、今後の防災計画にどう反映するか？

2）避難行動のルール

3.11 での教訓等を踏まえ、避難行動のルールを以下のとおり定める。

(1) 地震直後～10 分程度

＜避難の遅れ、避難の信念＞

1. **住民は、想定にとらわれず自主的な判断で、安全な避難場所・避難路を目指せるよう、家庭の避難計画、避難訓練を考えること。**

2. **町内会は、「想定外による逃げ遅れ」をなくすため、より一層の自助の啓発を行うこと**（地域・学校での防災教育、町民による語り部、災害教訓の記録・伝承、想像力を喚起する避難訓練、脆弱性の可視化（標高や海岸線からの距離等）、ハザードマップの開示等の方法を考えること）。

3. **町内会は、「想定外による逃げ遅れ」をなくすため、厳しい条件での避難行動（支援）手順を考えること。**

■厳しい条件（夜間の要援護者支援）での行動手順（例示）

- 住民も役員も率先避難・声かけ（自・共）
- （家族で搬送できない場合）要援護者を玄関まで出す（自）
- （地震後早い時間の場合）役員は避難場所方向に向かいながら搬送する（共）
- （地震後早い時間の場合）自動車で搬送してもよい（自・共）
- 役員は避難場所に到着したら避難場所に止まり、避難所運営の準備を始める（共）
- 役員は低地に戻ろうとする住民等を避難場所に引きとめる（共）
- 役員は避難者・行政等と協働で避難所運営を行う（共）

〔凡例〕（自）＝自助、（共）＝共助

＜避難のきっかけ＞

4. **住民は、住民自ら率先避難をしながら、周囲に声かけをすること。**

5. **町内会は、避難のきっかけづくり（率先避難、声かけ等）について防災教育等を通じて波及させること。**

6. **町内会は、行政に対して、災害情報等の情報伝達手段の整備を要望すること**（防災行政無線同報系の配備、避難場所への通信手段・電源・燃料等の配備、避難支援者への無線機の配備等）。

(2) 津波襲来まで

＜車での避難＞

7. **町内会は、「車での避難」について、一定の条件の下で認めることとし、そのルールを協議して決めること。**

■「車での避難」を認める条件（例示）

- 対象者：徒歩避難が難しい要援護者
- 利用時間：車道が混雑し始める前の早い時期（およその時間を想定しておく）
- 対象避難路：スロープ、手すりなど要援護者への配慮がなされた幅員の広い道路
- 対象避難場所：安全性、広さ、避難生活に必要なもの等が備わった施設
- その他

8. 町内会は、行政に対して、7.の条件に合う避難場所・避難路の整備等を要望すると同時に、施設整備に合わせた避難計画を考えること。

＜災害時要援護者支援＞

9. 町内会は、要援護者支援に関わる基本任務（率先避難、声かけ、避難所運営等）と、それを超えて対応する場合に備えるべき条件を考えること。

■要援護者支援に関わる条件（例示）

- 支援の時間を限定する（地震後 15 分以内を目安）
- 避難のタイミングを知らせる無線機を携帯する
- 支援の内容を限定する（安全な避難場所に向かって、率先避難、声かけ、避難所運営等）
- 予め登録している（一定の自助活動を行っている）要援護者を対象とする
- それ以上の支援は、自己責任で行うものとし、町内会の任務としない
- その他

10. 要援護者の家族は、必要な移動手段の準備や避難訓練への参加などの一定の自助を行うこと。

＜低地に下りること＞

11. 住民は、低地に再び下りないよう、家族の避難方法（待合せ場所）を事前に話し合っておくこと、地震後は「津波てんでんこ」で各自がその場で最善の避難を行うこと。

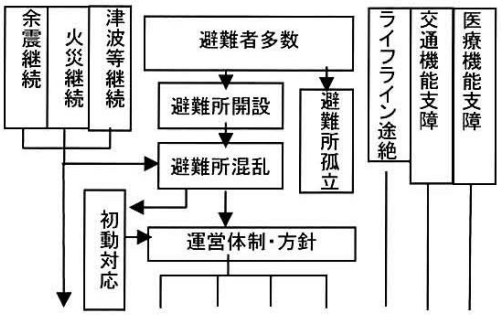
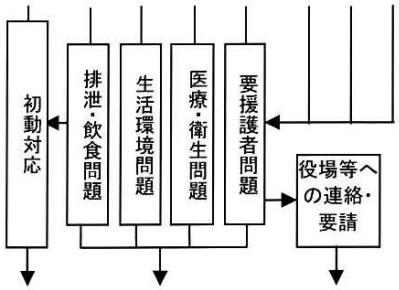
12. 町内会は、低地に下りることを避難場所で抑止すること。

（２）避難所運営

１）3.11 での避難所運営の教訓

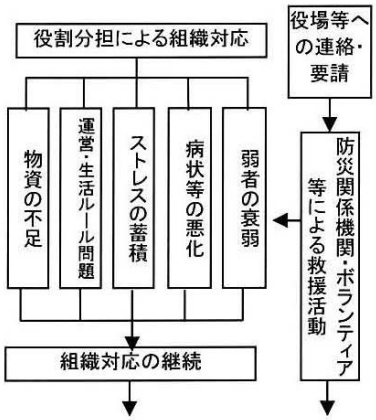
3.11 での安渡地区における避難所運営について、アンケート・ヒアリング・検討会での協議結果等をもとに、その教訓と論点を抽出した。

【凡例】ア：アンケート結果、ヒ：ヒアリング結果、検：検討会、他：その他

被災・対応の流れ	避難所運営の教訓と論点
(1) 津波到達後 3 時間程度 津波到達後、多くの避難者で混乱する避難所の様子と、それに対する町内会の初動対応をイメージします。  	・安渡小学校に 800 人超の避難者で混乱【検】 ・避難生活の場所：[安渡小学校 25%、その他避難所 14%、自宅 15%、親戚宅等 6%、その他 37%]【ア】 ・大徳院には生活機能が備わっていたので避難所として利用できた【検】。 ・本部開設のため、2丁目町内会役員を中心に数人が参集（参集できない役員もいた）【検】 ・町内会が学校長と施設利用方針を協議（耐震性に問題があり決断が遅れる）【ヒ・検】 ・避難者を校庭等に一時待機（テント設置）【ヒ・検】 ・備蓄物資・資器材の不足（米 30kg、発電機等）【検】 ・想定していなかった活動への対応（燃料班など）【検】 ・児童・住民、傷病者・要援護者等の安否確認【ヒ】 ・傷病者の保護・応急処置【ヒ・検】 ⇒大勢の避難者をどう受け入れるか？
(2) 3～24 時間程度 避難者を受け入れるも、人・モノ・情報・空間が不足する中、様々な問題解決に迫られる状況をイメージします。  	・建物の安全確認後、避難者の受入（3/11 の 17 時頃に講堂を開放、講堂に 130 人収容他）、教室を片づけて徐々に生活面積を拡大【ヒ・検】 ・要援護者を学校長・会長宅で保護【ヒ】 ・保健室、保育所の確保 ・「安渡2丁目町内会自主防災事業部」による運営（～3/12）【ヒ】 ・物資の調達（遠野に買い出し、沢で水くみ等）【ヒ】 ・炊き出し（小おにぎり一人一つずつ配給、要援護者を優先）【ヒ】 ・傷病者等対応（低体温症で死亡、重傷者・妊婦を医大に搬送）【ヒ】 ・避難者情報の収集と避難者への情報提供【検】 ⇒施設利用方針、優先業務をどう考えるか？

(3) 24～72時間程度

避難所の問題状況の深刻化と、それに対する組織的対応（本部会議や班別活動）等をイメージします。

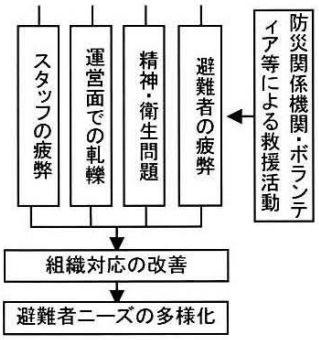


- 「安渡地区津波対策本部」の体制開始（3/13～、救援物資班、施設管理班、防災警備班、燃料・機械班、給水給食班）【ヒ】
- 本部会議の開催（第1回：3/15、議題は避難者の状況、行政等との連携、健康相談）【ヒ】
- ［避難所運営で作業分担した人：47％（生活物資の調達・仕分け・配分、炊き出し等）、分担しなかった人：34％］【ア】。
- 朝礼での各種情報提供（被害・応急復旧情報、行政情報、行事、注意等）【ヒ】
- 傷病者等対応（肺炎、インフルエンザ等、救急車で搬送）
- 必要設備等の製作（ガレキの活用）【ヒ】
- 自衛隊による救援活動（3/13～、物資、給食、入浴、捜索、瓦礫等）【ヒ】
- 避難者名簿は2日目に作成（1週間以上後にパソコンで管理）【ヒ】
- 物資の流れ：自衛隊⇒津波対策本部⇒避難所⇒救援物資班⇒避難者【検】
- 救援物資は、ある程度集まってから、平等に配分（救援物資班）。＊物資の配分がとくに大変【検】
- 在宅避難者、他の避難所等への対応（物資の配分等）
- 避難所運営でとくに困ったこと：［「生活物資 45％」、「生活環境 41％」、「運営ルール 28％」等］【ア】。

⇒組織体制、運営方針・生活ルールをどう考えるか？

(4) 4日～1ヶ月程度

組織対応の改善と、関係者の疲弊、ニーズの多様化等をイメージします。

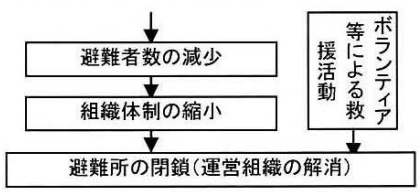


- 医療・保健・衛生関係の救援等（3/15～、軽度医療、メンタルケア、健康相談、衛生管理等）【ヒ】
- ボランティア活動の受け入れ【ヒ】
- 大槌町避難所代表者会議の開催（第1回：3/20、避難所間の連携等）【ヒ】
- ライフラインの救援（発電機、3/22 電話、3/23 水）【ヒ】
- 救援物資が続々到着（ニーズとのギャップ、アクセス道路の重要性）【ヒ・検】
- 食品の安全（食生活改善協議会）、食物アレルギー等への配慮（乳幼児、高齢者、女性等）【ヒ】
- 避難者ニーズ多様化への対応（洗濯、入浴、プライバシー、散髪等）【ヒ】

⇒医療・保健・衛生面の問題、多様な避難者ニーズへの対応は？

(5) ～4・5ヶ月後（7/31）

避難者の減少に伴う避難所の縮小・閉鎖までの状況をイメージします。



- 避難者の減少　→組織体制の縮小【ヒ】
- 避難所の閉鎖（7/31）【ヒ】
- 今後の避難所運営対策としてとくに大事なこと：［生活物資の備蓄 40％、情報収集・伝達手段の配備 33％、医療救護所の整備 23％、等］【ア】。
- 今後は、在宅避難を前提にした避難所運営対策【検】
- 避難と避難所運営をセットにした訓練【検】

⇒今後の避難所運営対策としてとくに大事なことは？

2）避難所運営のルール

3.11での教訓等を踏まえ、避難所運営のルールを以下のとおり定める。

(1) 災害前

＜平常時の体制づくり＞

1. 災害時に「避難所運営本部」を有効に機能させるため、平常時から、「防災拠点本部」（本部長：安渡町内会長）を設置し、避難所運営に関する協議や訓練を行うこと。

2. 安渡小学校跡地のコミュニティ施設を地域の避難所とし、古学校及び惣川の集会所を臨時避難所とすること。

(2) 津波到達後3時間程度

＜避難所の開設・受入＞

3. 避難所の開設判断は、夜間・休日の場合も考慮して、施設管理者だけでなく、町内会が主体的に対応できる仕組みを作ること（開設基準、判断の主体等）。

4. 防災拠点本部、施設管理者、区担当職員が協議して、避難所運営本部を設置すること。避難所運営本部には、本部長の下に、総務・情報班、施設管理班、物資・燃料班、救護・救援班を設置すること（但し、災害後に班の新設・変更はありうる）。

5. 避難者受入のため、建物の被害点検を行い、必要に応じて、被害箇所の応急処置（片付け、養生、立ち入り禁止の張り紙等）を行うこと。

6. 避難してきた避難者等に対して、負傷者・要援護者、避難所運営に協力できる人、待機する人などの目的に応じた集団化（「目的集団化」）を図ること。

＜在宅避難者への対応＞

7. 住宅被害を免れた住民には出来る限り自宅での生活を継続してもらうこととし、運営本部は在宅避難者に対し、物資や情報等を供給する仕組みを作ること。

＜初動期の組織体制＞

8. 初動期の組織体制は、4.の役割分担を基本としつつも、役員が参集できない場合や想定外の活動に対して柔軟な対応が求められる。そのため、平常時から、多様な運営シナリオと訓練を繰り返し、災害対応力の向上を図ること。

＜初動期の対応＞

9. 初動対応での優先業務としては、安否確認、食料確保、傷病者対応、ライフライン確保等が重要であり、それらの事前準備・備蓄を図ること。但し、優先業務が時間によって変化することにも留意すること。

10. 傷病者や要援護者の安否確認や保護、応急処置、生活支援等を優先的に行うこと。

11. 生活物資の不足が最大の問題の一つであったため、平常時からトイレ・水・発電機・燃料・生活物資・資器材等の備蓄や、事業所・住民との協定等を進めること。なお、沢水や受水槽・浄化槽の活用、井戸水へのポンプ設置、手造り工作物など、地区にあるものの活用方法を発掘しておくこと。

(3) 3～24 時間程度

＜施設利用＞

12. 災害時に必要な施設用途として、生活場所、会議室、救護所、物資の保管場所、調理室、炊き出し、仮設トイレ、たき火、ゴミの場所等を想定すること。コミュニティ施設の整備においては、平常時の文化・教養機能等との整合を図りながら、防災機能の充実を図ることを町に要望すること。

13. 物資や情報等の流れを円滑に進めるため、避難所の生活場所毎に「生活班」を設定し、班長を決めること。

14. トイレの設置は組立式や便袋など多様な手段を用いて迅速に行い、トイレの利用・清掃・処分は避難者でルールを決め分担すること。

＜情報収集・伝達＞

15. 運営上必要な避難者情報について、受入後出来るだけ速やかに、名簿の作成を行い、継続的に更新すること（名簿の記入例：氏名、性別、住所、避難所の生活場所区分、公開の可否、入退所日等）。

16. 避難者が必要とする情報について、町役場や関係団体等から速やかに収集し、朝礼や貼り紙などを用いて提供すること（情報例：災害・余震、被害・安否、町の応急対策、物資・ライフライン等の供給、避難所の施設配置、作業当番等）。

(4) 24～72 時間程度

＜避難所の円滑な運営＞

17. 避難所運営本部の円滑な運営のため、本部会議・班別会議の開催等を通じて、運営班長との調整、生活班長や在宅避難者との連携を図ること。

18. 物資等の配分は、要援護者等に優先的に配慮にし、健常者には公平に行うこと。

19. 3.11 では避難所運営や生活をめぐるトラブルは少なかったが、今後の円滑な避難所運営のため、運営ルール、生活ルールを策定すること。また、状況に応じて適宜修正すること。
①運営ルール：人・モノ・情報・空間などの資源調達・配分・管理の方法等の決まり。
②生活ルール：生活時間、生活空間の使い方、生活マナー（ゴミの分別の徹底、身の回りの清掃、飲酒・タバコ等）、プライバシー等の決まり。

(5) 4 日～1 ヶ月程度

＜避難者ニーズの多様化と縮小＞

20. 傷病者への応急救護、病院への移送等の医療救護体制を構築するため、事前に町と協働で検討しておくこと。

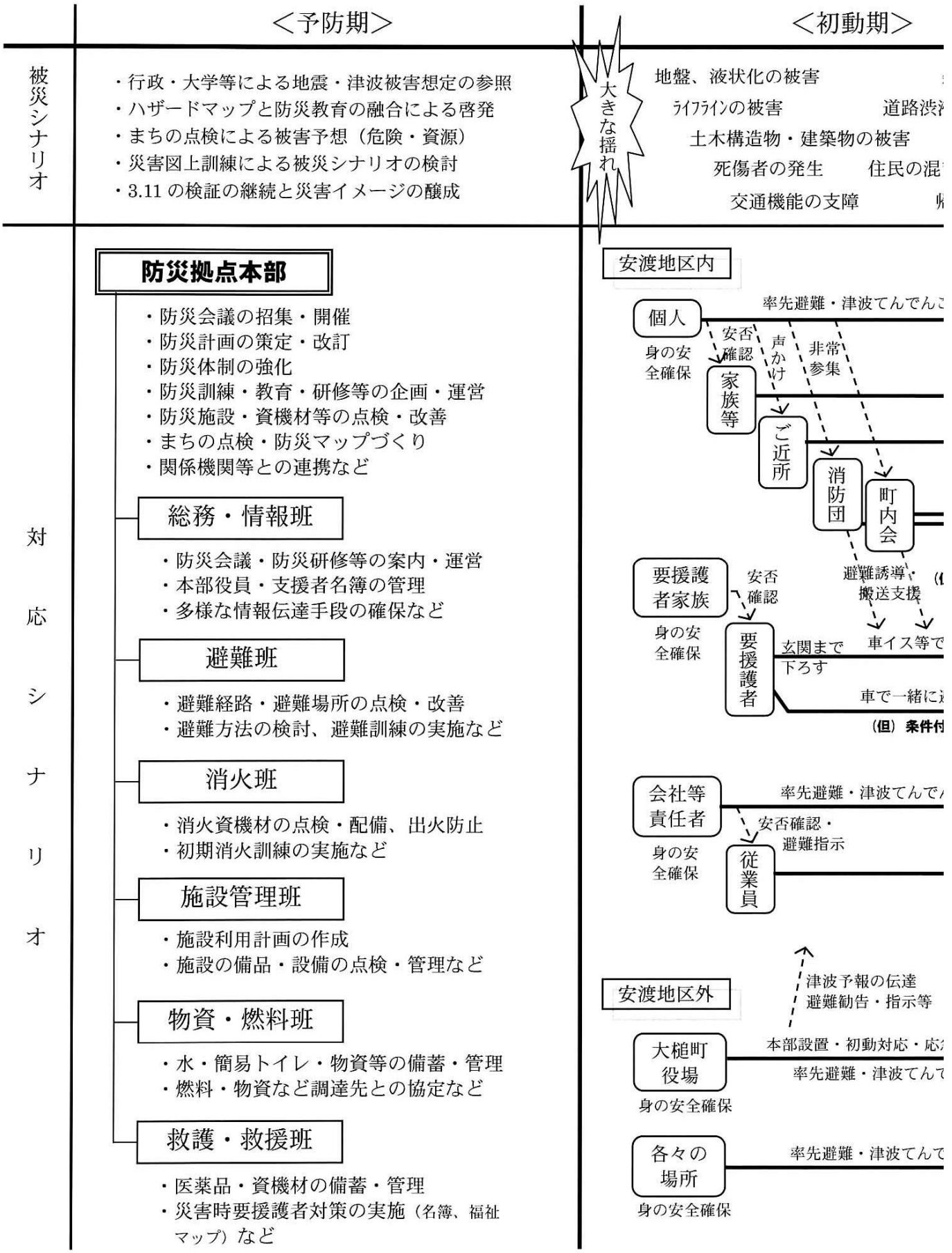
21. 避難生活の継続に伴い、感染症予防、健康相談、心理カウンセリング等、保健・衛生面での対応が求められることから、事前に町と協働で検討しておくこと。

22. 時間とともに、避難者の生活ニーズが多様化することから、温かい食事、寒さ、暑さ、風呂、洗濯など、継続的にニーズ把握と対応の準備を行うこと。

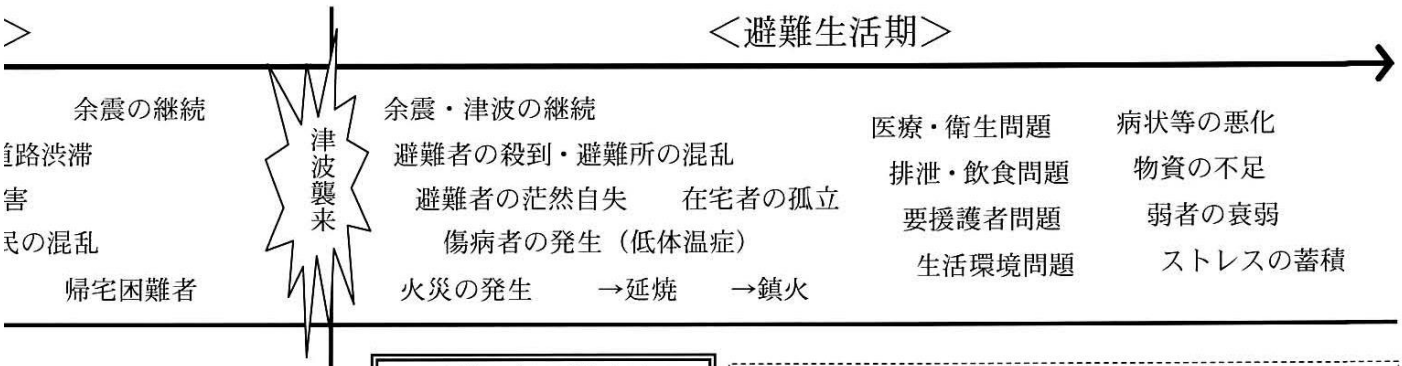
23. 避難者の減少に合わせて、避難所運営の体制等を徐々に縮小・合理化するなど、施設利用の平常化に向けた対応についても、事前に検討しておくこと。

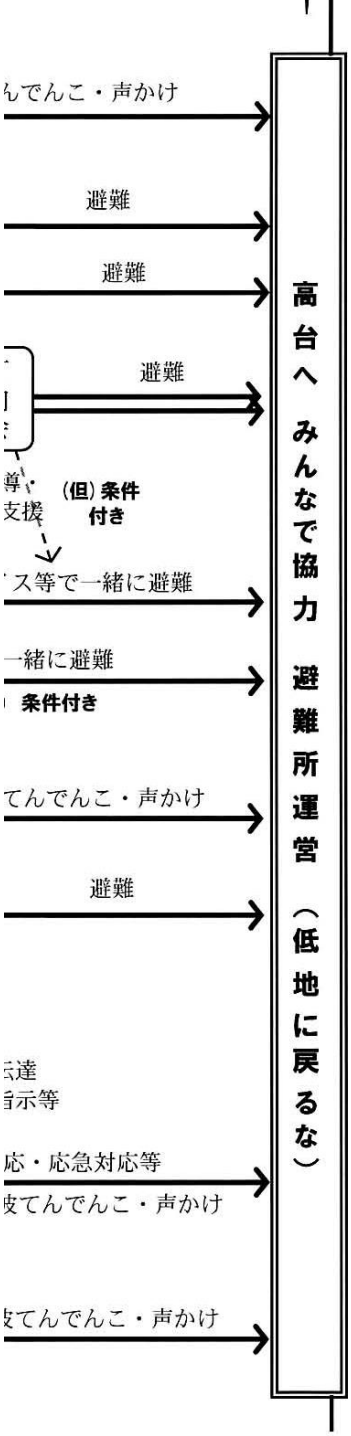
■ 2 安渡町内会の防災組織図 ■■■

＜初動期＞は、率先避難と声かけをしながら「てんでんこ」で
間の調達・配分・管理等を一致協力して行う。＜予防期＞は、



こ」で高台に避難する。＜**避難生活期**＞では、避難所運営本部を設置し、避難所運営のための人・モノ・情報・空＞は、防災拠点本部を設置し、避難行動、避難所運営等に関わる自助の啓発、共助の計画・訓練等の備えを行う。





避難所運営本部

人・モノ・情報・空間の調達・配分・管理等

- 役員参集→本部設置→本部長・班長等の決定
- 避難者の校庭での待機→目的集団化（行動／待機／要援護）
- 被害等の情報収集・分析・意思決定・伝達
- 避難所開設をめぐる施設管理者・町等との協議・判断
- 建物被害点検→施設利用計画→避難者の受入
- 当面やるべき優先課題への対応

⇨
- 避難所の組織的運営
- 外部支援の受入
- 運営ルール・生活ルールの制定
- 環境改善・問題解決
- 多様ニーズへの対応
- 体制の縮小
- 本部・施設閉鎖

総務・情報班

情報の収集・伝達、町への報告・要請、人の管理

- 情報収集・伝達体制の確保
- 通信手段・文具等の確保
- 避難者の数・状況の把握
- 班としての活動準備

⇨
- 本部事務局
- 情報収集・分析・伝達
- 避難者名簿の作成・ﾆｰｽﾞ把握
- 外部組織への応援要請・受入

施設管理班

施設・空間の安全・利用計画・管理

- 建物等の被害点検・応急処置
- 施設利用計画（受入）の検討
- 班としての活動準備

⇨
- 施設利用ルールの検討
- 必要設備等の工作
- 生活環境の改善

物資・燃料班

物資のニーズ把握・調達・炊き出し・配布・管理

- 倉庫の被害点検・応急処置
- ﾄｲﾚ・水・物資等の調達・管理
- 燃料・発電機等の確保
- 班としての活動準備

⇨
- 物資等の調達・給水・管理
- 在宅避難者への物資等の配分

救護・救援班

傷病者・要援護者の救護・救援・生活支援等

- 傷病者・要援護者等の安否確認・応急処置・病院への搬送
- 保健室（救護所）の確保
- 班としての活動準備

⇨
- 感染症の予防、防疫
- 食品の安全・衛生
- 健康相談
- 福祉避難所への搬送

■ 3　今後の予防対策 ■■■

（1）基本的な考え方

◎3.11 の教訓・ルール（「安渡地区津波防災計画」）にもとづく地域防災力の向上

「東日本大震災の教訓を次世代に継承する」ため、3.11 の教訓・ルールをいかに予防対策に盛り込み、地区住民に啓発・継承し、実行性を高めていけるかが永遠の課題である。そのため、その啓発・継承の仕組みを絶えず検討すると同時に、安渡地区における防災教育や防災訓練等の予防対策を工夫・継続し、地域防災力の向上を図る。
→具体的には、１）地域や学校での防災教育の活性化、２）想像力・実行力を高める防災訓練の絶えざる工夫、３）今後益々の高齢社会に向けた災害時要援護者支援対策の検討、４）「大槌町地域防災計画」への反映等を行う。

（2）今後の主な検討事項

１）地域や学校での防災教育の活性化

- 3.11 や過去の様々な記録にもとづく「安渡アーカイブ化プロジェクト」（仮）の推進
- 語り部・現地ガイド等による災害経験の伝承
- 地域の歴史や文化、地域・地形等の学習
- 「地区防災計画」の普及啓発・講義

２）想像力・実行力を高める防災訓練の絶えざる工夫

- 「地区防災計画」（避難行動・避難所運営のルール等）の検証を狙いとする各種防災訓練、避難～本部の開設・運営・情報伝達等を目的とする総合防災訓練の企画・運営
- 大槌町、消防署、消防団、警察署、学校、産業・福祉事業者、隣接町内会等との連携

３）今後益々の高齢社会に向けた災害時要援護者支援対策の検討

- 「要援護者支援に関わるルール」にもとづく、要援護者・支援者の名簿登録、福祉マップづくりのあり方、共助による個別支援内容の具体化等を検討する。
- 要援護者支援避難誘導訓練：「要援護者支援に関わるルール」の検証を狙いとする各種防災訓練の企画・運営

４）「大槌町地域防災計画」への反映、その他

- 「地区防災計画」を「大槌町地域防災計画」に反映するため、大槌町との懇談会を開催する。
- 脆弱性の可視化（標高や海岸線からの距離等）、ハザードマップの開示方法など、必要に応じて適宜検討する。

6-2　吉里吉里地区防災計画　（本編・１～４を転載（平成26年7月策定））

大槌町吉里吉里地区自主防災計画

～津波からの避難について～

（案）

平成 26 年 7 月 24 日

吉里吉里地区自主防災計画策定検討会

あいさつ

あの忌まわしい大震災から３年半になろうとしております。
「災害は忘れたころにやってくる」という有名な格言がありますが、
数百年に一度ともいわれる大津波は、私達の予測をはるかに超える被害をもたらしました。当大槌町吉里吉里地区では９７名の方が犠牲となり、３５０余世帯の家屋が被災しました。

その後、多くの皆さんには、避難所や親戚知人宅への避難、そして仮設住宅等への入居など不自由な生活を余儀なくされております。
復興も当初計画どおりに進まず、焦る気持が高まる中に、一方では、時間の経過とともに、震災意識の風化も否めないことであります。

二度とこのような惨事に遭わないためには、**「いち早く逃げる」「高い所に避難する」**という極めて基本的なことが希薄になっていたのではないかと、自問自答し、家族や友人とも思いを新たにしたのです。

幸い岩手大学防災センターから当地区での自主防災活動について支援があり、町内会、消防団、小中学校ＰＴＡ等とともに平成２５年３月からこれまで８回にわたって自主防災について話し合いを重ねてきました。

復興計画が目に見えない中、自主防災への関心は十分とは言えませんが、意識を絶やさず、継続し繋いでいくことが大切だろうと考えます。

今回の案を更に多くの皆さんに読んでもらい、理解を深めながら、災害に備える地区自主防災の一つの指針としてまとめあげたいと考えます。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里地区
自主防災計画策定検討会　藤本 俊明

目　次

Ⅰ　本編

１．検討会の趣旨と吉里吉里の取り組み　・・・・・・1

２．被害状況と復興計画の概要　・・・・・・2

３．検討の経過　・・・・・・7

４．避難の指針・心構え　・・・・・・10

５．避難の指針・心構え（解説編）　・・・・・・12

６．今後の予防対策（検討課題）　・・・・・・21

Ⅱ　資料編

１．吉里吉里地区自主防災計画検討会　議事録　・・・・・・25

２．「吉里吉里地区避難行動調査」の結果と検証　・・・・・・＊＊

３．「図上訓練 DIG（災害想像力ゲーム）」の成果　・・・・・・＊＊

４．検討会参加者名簿　・・・・・・＊＊

Ⅰ　本　編

吉里吉里地区自主防災計画

１．検討会の趣旨と吉里吉里地区の取り組み

ここ大槌町吉里吉里地区では、東日本大震災によって、関連死も含めて 97 名の方が犠牲となりました。その一方で、非常に多くの住民が自主的に避難し、また地区内の各種関係者が避難支援や広報にあたり、また被災者の救援・救助にあたりました。こうした地区内の助け合い活動がなければ、被害はもっと大きかったと思われます。こうした経験を踏まえ吉里吉里地区では、犠牲となった方がたのことを想い、また地区内で取り組んだことを振り返り、将来の防災に備えるための準備を開始しました。

津波などの大災害が発生すると予想された段階で、その被害を最小限度に食い止めるためにすばやくかつ落ち着いて行動できるのは、地域住民と、その時点で地域内にいる関係者（公務員や事業関係）です。それゆえ、住民や関係者自身の手で、自主防災計画をつくる必要があります。

いざというときは、数十年後かもしれませんし数百年後かもしれませんが、その時のために、まず、自分自身や家族が身を守るためにどのように行動するのか、また、地域内の被害を最小限度に抑えるために住民のリーダーや各種関係者がどのように行動したらよいのかを、災害が起こる前から策定しておこうというものです。被害の危険をあらかじめ想定して、自分たち自身で心構えをもち、行動の指針をもち、なおかつ、時間の進行に合わせて対応していくシナリオ（段取り）を持とうというものです。そして、これらを整理して、地区住民や関係者のだれにでもわかりやすい文言や図式にしたものが、自主防災計画です。

吉里吉里地区では、この計画を策定する会議を発足させました。会議は、住民が主体となって、地区の自主防災計画を策定するという趣旨で、平成 25 年（2013 年）３月に、まず準備会として勉強会のようなかたちで発足しました。この検討会議の発展や進行には、地区復興まちづくり協議会役員、町内会会長・役員、小学校・中学校関係者・PTA 会長、地元消防団（第三分団１部・２部）、民生児童委員、そして１丁目から４丁目の住民の有志が加わりました。論議を活性化するために、岩手大学地域防災研究センターや防災都市計画研究所、ほか各分野の専門家も加わりました。以後、会議は、地区住民が自由に参加できるかたちで、進めました。

こうして、平成 25 年３月からの約１年３ヶ月間に、合計８回の会議を重ねてきました。その結果、初年度（平成 25 年度）のテーマである「津波から命をまもること」について、吉里吉里版「津波のよけ方」（津波災害からの自主防災計画）、別の言い方をすれば「津波避難行動の心構え・指針」を策定することとしました。

平成 26 年度（2014 年度）からは、①他の災害の危険の検討、②避難所の立ち上げと運営、③地区自主防災計画案を基にした大槌町役場との協議（懇談）へと、進めていきたいと思います。また、復興まちづくりの進展に合わせて適宜、自主防災計画を見直していきたいと思います。

吉里吉里地区防災自主計画策定検討会議長　藤本俊明

吉里吉里地区自主防災計画

事務局：大槌町中央公民館吉里吉里分館長　芳賀博典
岩手大学教育学部社会学研究室／地域防災研究センター

２．被害状況と復興計画の概要

防災計画を考える上での前提条件として、①東日本大震災における大槌町および吉里吉里地区での被害概況、②復興計画（復興事業）とそれが実現した場合のまちの環境を把握しておく必要がある。

(1) 東日本大震災における大槌町での被害概況

東日本大震災に伴う津波は、三陸沖を震源とするM9.0の地震により引き起こされ、東北地方を中心とする広い沿岸地域に甚大な被害をもたらした（写真2-1）。気象庁は、地震発生後3分後に大津波警報を発表し、津波第1波が到達してから30時間ほど経過後津波警報へ切替え、13日早朝に津波注意報に切替え、13日夕刻に津波注意報を解除した。津波の最大波は釜石で4.2m以上となっているが、これは波高の観測可能な範囲を超えてしまっており、正確な値は得られていない。津波の浸水範囲と痕跡高の調査結果は図2-1に示すとおりで、低平地のほとんどの地域が浸水した。陸上浸水高は海岸線に近い殆どの地域で10mを上回っており、これは3階建ての建物が完全に水没してしまうことになる（表2-1）。



写真2-1　津波来襲後の吉里吉里地区の様子（写真提供：自衛隊）

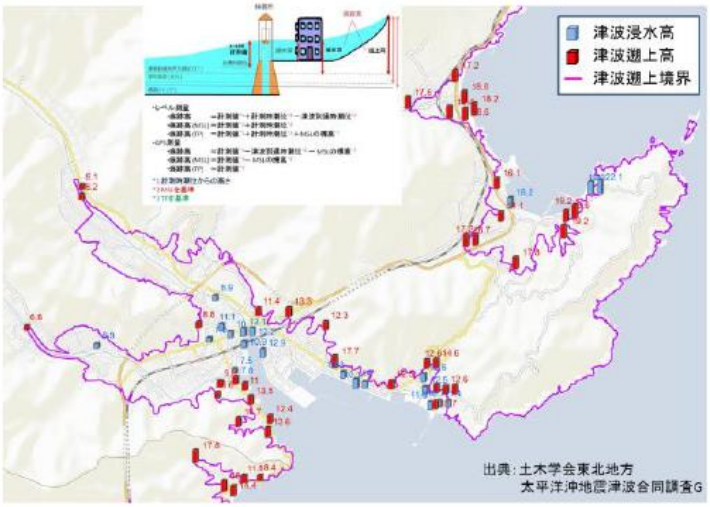


図 2-1　津波浸水範囲と痕跡高（浸水高・遡上高）

表 2-1　東日本大震災津波の概要

発生日時	平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分頃
震央地名	三陸沖：北緯 38° 6.2″ ,東経 142° 51.6″
震源の深さ	24km
規模	モーメントマグニチュード 9.0
周辺の震度	震度 6 弱（釜石市）
来襲津波への対応	3 月 11 日 14 時 49 分：大津波警報発表 3 月 12 日 20 時 20 分：津波警報に切替 3 月 13 日 07 時 30 分：津波注意報に切替 3 月 13 日 17 時 58 分：津波注意報解除
津波の最大波（観測値）	大船渡：8.0m 以上（15 時 18 分） 釜石：4.2m 以上（15 時 21 分） 久慈：8.6m 以上（15 時 21 分） 宮古：8.5m 以上（15 時 26 分）
大槌町での浸水面積	約 4km²（住宅地・市街地面積の 52%）
津波浸水高	**吉里吉里**：16.1m **吉里吉里漁港東側**：22.2m 赤浜：12.9m 安渡：13.7m 新港町：12.7m 大槌町役場付近：10.7m 浪板（※津波遡上高）：19.1m

出典：気象庁（地震の概要・津波最大波），国土地理院（津波浸水高・浸水面積）

津波被害の概要を表 2-2 に示す。建物被害は住家建物の 3,717 棟が全壊もしくは半壊しており、海岸線に近い地域ほど被害の程度が大きかった（図 2-2）。吉里吉里地区での被災者率は町全体平均を下回っているが，死者・行方不明者は 100 名に達している（表 2-3）。建物被害は津波遡上境界付近で半壊もしくは被害無となっている地域もあるが，ほとんどが流出もしくは全壊している（図 2-3）。

表 2-2　津波による大槌町被害の概要

人的被害	死者・行方不明者：1,307 人（平成 23 年 11 月 30 日現在）
家屋被害	全壊・半壊：3,717 棟（平成 23 年 9 月 28 日現在） 一部損壊：161 棟（平成 23 年 9 月 28 日現在）
産業被害	15,059,519 千円
公共施設被害	61,691,238 千円

出典：大槌町総務部

吉里吉里地区自主防災計画

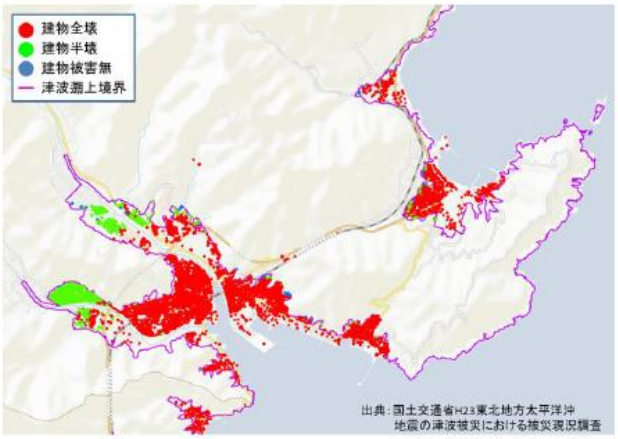


図 2-2　津波による被害建物の分布と破壊区分（大槌町全体）

表 2-3　地域別の死亡者および行方不明者数（※関連死を除く）

地域名	人口(人)	身元判明者(人)	行方不明者(人)	死亡者数(人)	死亡者率(%)
町方	4,483	329	279	608	13.6
桜木町・花輪田	1,421	28	2	30	2.1
小枕・伸松	272	24	12	36	13.2
沢山・源水・大ヶ口	3,104	103	14	117	3.8
安渡	1,953	150	49	199	10.2
赤浜	938	57	36	39	9.9
吉里吉里	2,475	74	23	97	3.9
浪板	404	15	10	25	6.2
小鎚	499	24	3	27	5.4
金沢	509	1	1	2	0.4
合計	16,058	805	429	1,234	7.7

出典：大槌町民生部町民課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

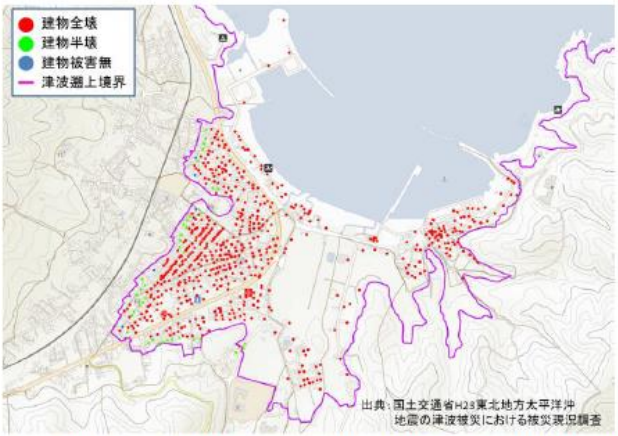


図 2-3　津波による被害建物の分布と破壊区分（吉里吉里地区）

(2) 「大槌町復興計画」における吉里吉里地区の将来像

3.11 の検証結果・教訓を踏まえつつも、今後の防災計画を検討する前提条件としては、吉里吉里地区の復興後の土地利用や建物環境を想定しておく必要がある。以下では「大槌町復興計画」における吉里吉里地区の復興まちづくりの将来像や考え方を記載する。

①大槌町のまちの将来像

海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある「美しいまち」

②大槌町の復興まちづくりの基本的な考え方

●津波防災の基本的考え方

「避難する、避難できる」を基本とし、津波による犠牲者を一人も出さない「津波被害に強い安全・安心なまちづくり」を目指します。仮に被災しても人命が失われず被害を最小化する「減災」の考え方とし、①防災教育の推進や防災体制の強化、②防潮堤など海岸保全施設の整備推進、避難路や避難施設等の整備、高台移転や土地の嵩上げ、③住居等の建築制限など土地利用規制等を組み合わせた「多重防災型まちづくり」を取組の基本とします。

●土地利用の基本的考え方

高台移転を基本とします。この場合、高台等ですべての宅地等の確保は困難であることから、今回の津波浸水範囲に盛土するなどによって安全度を高めた宅地等を確保します。また、早期の生活再建を促進するため、公営住宅の建設を優先的に進めます。

●交通体系の基本的考え方

高規格道路として整備される三陸縦貫道が、国道 45 号が被災した場合の代替ルートとしての機能が確保されるようにします。また、防災拠点機能を有する町の中心部と町内各地域を結ぶ幹線道路について災害時の代替性を持つ交通ネットワークとして整備します。

③吉里吉里地区の復興まちづくりの方針

●基本的考え方

・砂浜の広がる海と漁港やフィッシャリーナ、それらに面し低地から斜面地へと広がる集落という魅力的な地の利を活かし、住民も来訪者も海とのつながりを感じることの出来る美しい吉里吉里地域を再生します。

・昭和三陸津波後に住民の手による復興計画で生まれたまちの中心を残しながら、居住エリアを山側へ移動し、安全でかつコミュニティを維持できる集落に再編します。

●復興方針

・被災前のまちの中心部を残すために、国道 45 号の内側に幹線道路を配置し、その山側を盛土することで、商業系を含む居住エリアを構築します。また、新たに吉里吉里中学校周辺、西側の国道 45 号沿い、吉里吉里四丁目等を移転候補地として検討し、宅地および災害公営住宅を整備します。

・日常的な利用が見込まれる場所を選び、新たに JR 山田線を越えて高台へ移動できる避難路や、地域の高台へと繋がる避難路を複数確保するとともに、合わせて既存道路網の拡幅整備を検討します。

・低地部の危険な区域には居住しないこととし、緑地や公園、観光施設等を配置します。

・当地域の重要な観光資源である砂浜を再生するとともに、海と集落の境界部分に砂浜と集落が一体的に感じられる空間整備を行うことで、災害発生時に海岸利用者が速やかに避難できると同時に、海とのつながりを感じられる魅力的な場所を創出します。

・漁港および必要な関連施設を早期に整備します。

●復興まちづくりのイメージ

吉里吉里地区では、防災集団移転促進事業による 6 カ所の住宅団地造成と、都市再生区画整理事業による中心部を嵩上げした宅地造成が計画されている。区画整理区域には、「海の広場」・「まちの広場」・「海への軸」を配置するなど、新たなまちと海とが連続する一体的な空間づくりが行われ、防潮堤の建設や避難路の計画も含まれている。（図 2-4、図 2-5）。



図 2-4　吉里吉里地区復興計画案（平成 25 年 8 月 27 日現在）

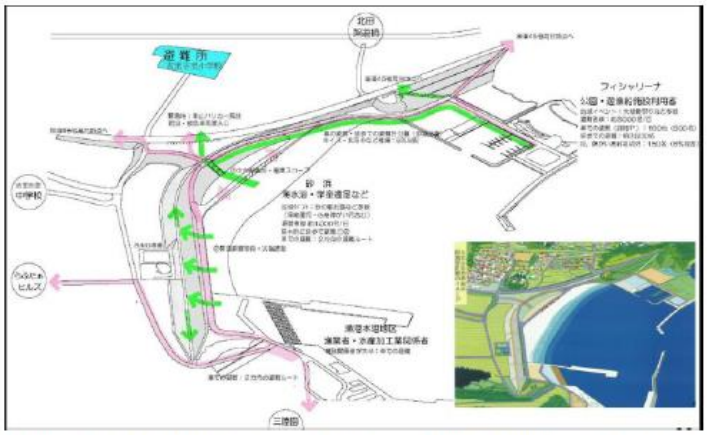


図 2-5　吉里吉里漁港海岸防潮堤イメージおよび避難路構想図（平成 25 年 8 月 27 日現在）

３．検討の経過

2013 年 3 月、吉里吉里地区の町内会、復興まちづくり懇談会、消防団、教育機関などが中心となって、吉里吉里地区自主防災計画策定検討会を発足した。この検討会の趣旨は、東日本大震災の教訓を受けて、津波被害の検証や地域防災に関する学習を通した、住民主体による自主防災計画づくりを進めていくことである。

吉里吉里地区津波防災計画は、前述の目的および前提条件を踏まえ、検討会の発足と同時期に行われた今次津波における避難行動調査（岩手大学教育学部麦倉研究室実施）の結果を組み入れながら、計 8 回の検討会で話し合われた内容を取りまとめている。なお、検討会の議事録は資料編第 1 章に収録する。

第 1 回検討会（2013 年 3 月 17 日）では、はじめに検討会（勉強会）の発足として、自然災害の略史と岩手県における災害対策、この先の防災に対する考え方について学習し、吉里吉里地区における防災上の特徴を確認した。その後、関係者の紹介が行われ、計画づくりの基本方針や内容、今後の展望について検討した。

第 2 回検討会（2013 年 5 月 31 日）では、被災状況と避難行動の検証をテーマに、住民主体で防災計画づくりに取り組む意義と課題について学習した後、3.11 の記憶と行動に関して話し合った。グループ討議では 1～4 丁目までの町内会ごとに分かれて、東日本大震災に関する住民同士の情報共有を図るとともに、そこから浮かび上がった地域防災上の教訓について検討した。

第 3 回検討会（2013 年 8 月 3 日）では、地区における災害避難の課題と対応をテーマに、津波の知識や被害のメカニズムなどについて学習した後、吉里吉里地区における津波避難のあり方を話し合った。地域防災力の強化に向けた課題が挙げられ、自主防災組織とその防災計画づくりを中心とした取り組みの方向性について検討した。また、予防期・初動期・避難生活期の行動ルールが、検討会の当面の課題として確認されました。

第 4 回検討会（2013 年 9 月 29 日）では、地域防災に向けた地域住民による取り組みをテーマに、津波被害の地域特性と避難方法、避難行動の流れと影響要因について学習した後、地域防災のために住民自身ができることを話し合った。災害対策基本法の改正を受けて、検討会で話し合われたことの実効性を高めること、また、「自助」を避難の基盤にすることについて検討した。町政側からの参加者もあり、住民と行政との協働について触れる機会にもなった。

第 5 回検討会（2013 年 11 月 24 日）では、自主防災計画づくりに向けた図上訓練を実施した。これまでの検討会で上げられた課題や対策を踏まえ、実際に災害が起きたときの行動について、DIG（ディザスター・イマジネーション・ゲーム，ディグ）と MM（マップ・マヌーバー）の 2 手法を組み合わせて検討した。DIG により災害に対する地域特性について、土地的な条件と人的な条件を把握し、続けて MM で時間経過を踏まえた避難行動のシミュレーションを行い、局所的・全体的な課題を検証した。

第 6 回検討会（2014 年 1 月 26 日）では、第 1 回～第 5 回までの成果を取りまとめて作

成した自主防災計画（案）（たたき台）について、地区住民への概要説明があった後、計画案の内容を項目ごとに点検した。吉里吉里地区の地域特性に適したものになっているか、避難の心構えとして地区住民が共有できる指針になっているか検討した。また、今回は消防団からの希望により、公助および共助の性格を持つ消防団は単独のグループをつくり、グループ討議を進めることとなった。地域内での協力体制を構築していくため、この検討会のなかで一緒に話し合っていく兆しが窺える回となった。

第 7 回検討会（2014 年 3 月 17 日）では、第 6 回で出された意見を受けて修正した自主防災計画（案）について地区住民への報告があった後、改めて計画案の内容を点検した。津波による被害を受けた 1～3 丁目のグループと、浸水しなかった 4 丁目グループに分かれて、それぞれ自主防災に取り組むための基本方針と、避難行動の各課題に対する具体的な対策について話し合った。

第 8 回検討会（2014 年 5 月 23 日）では、第 7 回で 2 つのグループが各々話し合った内容を照らし合わせて、吉里吉里地区全体での共有を目指す自主防災計画（案）として取りまとめた。最後に、参加者がこれまでの経緯を振り返りながら感想を述べ合い、検討会を継続していくことの必要性について確認された。

今回作成した計画案は、住民一人ひとりが備えておく津波避難の指針・心構えとして、それぞれの家庭、事業所、学校などで検討を加えてもらうための、基本方針として位置づけられる。この先、自分達の避難行動ルールを考え、計画に価値を与えていくことが大切となる。このことについて、第 8 回の検討会では参加者たちによる意思の共有が窺われた。

今後は、本計画案を精査し「吉里吉里地区自主防災計画」として策定することを第一目標に、引き続き検討会を開催する予定である。また、避難所運営、要援護者の避難支援、自動車避難のルール、防災訓練、まちづくりとの関連性など、さらなる検討課題を踏まえて改善を加える。なお、現在は住民有志で進めている検討会を継続しつつ、復興後のコミュニティに応じた自主防災組織へと移行させていくこと、また、共助による避難ルールへと発展していくことについて、その可否を含めて話し合いを深めることが課題である。



写真 3-1　検討会の会場となった小学校（左）と公民館（右）

吉里吉里地区自主防災計画

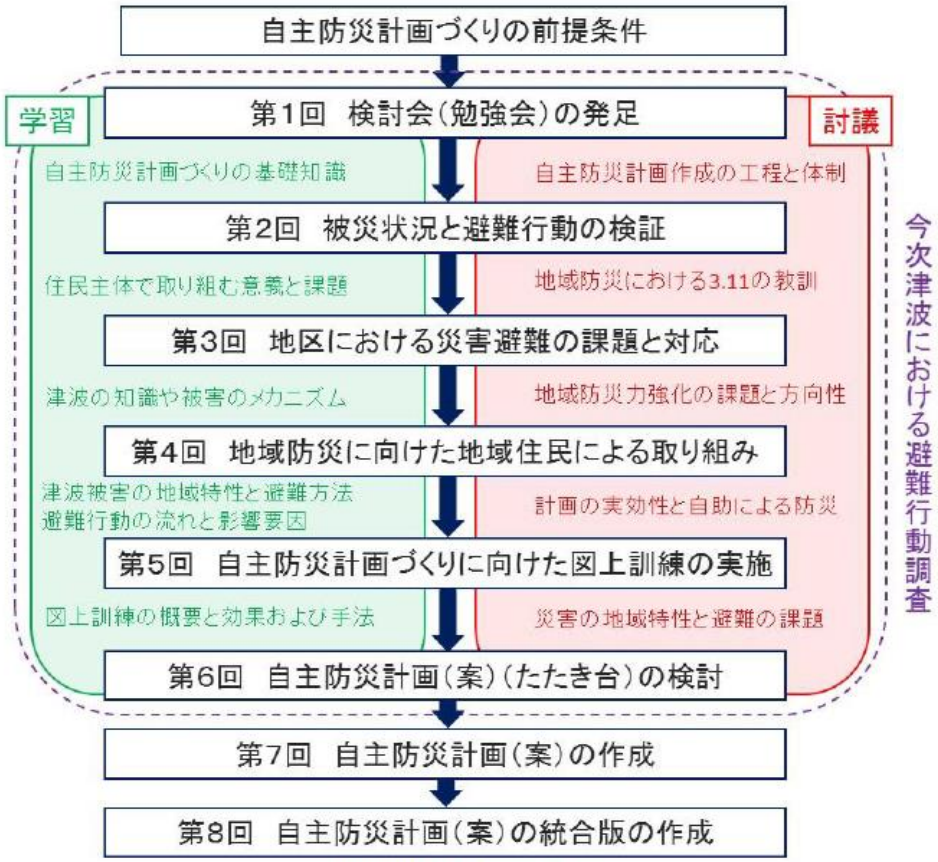


図 3-1　検討会の流れ

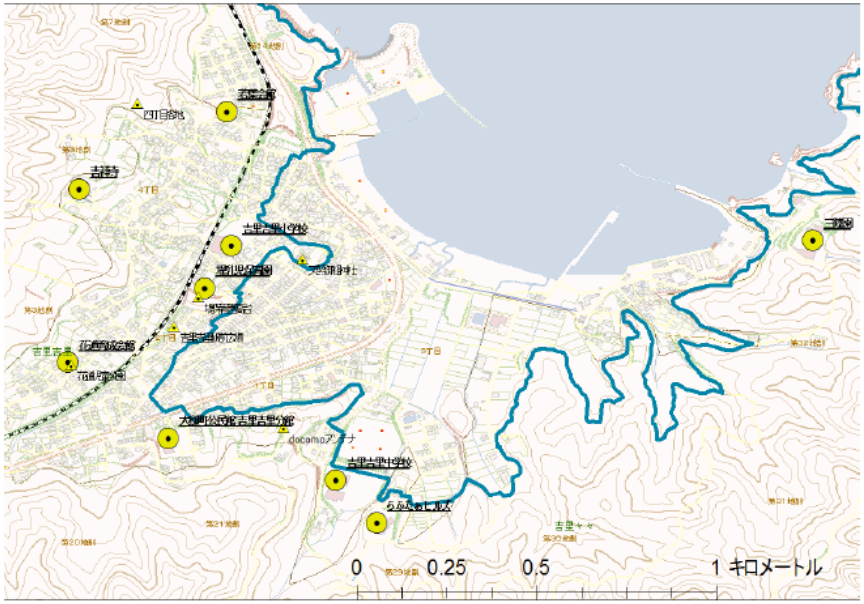


写真 3-2　検討会の様子

■ 大原則

「避難すること」「自分の命を守ること」を最優先に考える

■ 避難マップ：避難場所・避難所（避難施設）



■ 中原則

1．避難をする前後のこと

(1) 普段から避難に必要なものを用意しておく
(2) 身の安全を確保する
(3) 避難の準備をする

2．避難のきっかけ

次のようなきっかけにより自分の判断で避難する
(1) 地震が起きた
(2) 地震により停電した
(3) 防災無線や広報およびテレビ・ラジオなどで災害の情報を得た

3．避難する場所

(1) 普段から避難場所・避難所および避難路を確認しておく
(2) 地震のときにいた所在地から近くて高いところへ避難する
(3) 避難場所に着いたあとも安心せずさらに避難することを考える
(4) 他の災害の危険がある場合は、状況に応じて安全な場所に避難する

4．避難環境の整備

(1) 避難場所・避難所および避難路の維持・管理に協力する
(2) 被災時に避難所が孤立しないよう連絡体制を整備しておく

5．避難ルールづくり

(1) 基本はひとりで避難する（てんでんこ）
(2) 家族・職場・近隣地域等で避難のルールを決めておく

6．避難の方法・手段

(1) 徒歩による避難を基本とする
(2) 徒歩で避難することが困難な場合、車イス・リアカー等で避難する備えをしておく
(3) やむをえないときは自動車を利用して避難する

7．避難の支援

(1) 家族での対応を基本とする
(2) 避難しながら周辺の人々にも避難を呼びかける
(3) 歩行制約のある人には早めの避難をうながす
(4) 自分自身の安全を確保できる範囲で避難の支援を行う
(5) 支援できることを住民同士であらかじめ話し合っておく

大槌町 花輪田地区

地区防災計画

初版　2014/12/25

二版　2015/02/03

三版　2015/02/13

1

1．地区防災計画の目的

平成２５年６月の災害対策基本法の改正にともない、“平素からの防災の取り組みを強化する”事が目的で、制定された。すなわち、日常的な市民生活の中で、自らリスクを認識し回避する姿勢を強化することを目的としている。

地区のリスクや個人のリスクは、他の地区や他人とは異なる固有のモノである。安全な地区、安心な生活を送るためには、まず自らのリスクを認識し、どうすれば回避できるか、何を回避出来ないか、といった身の回りの状況を知ることから始まる。

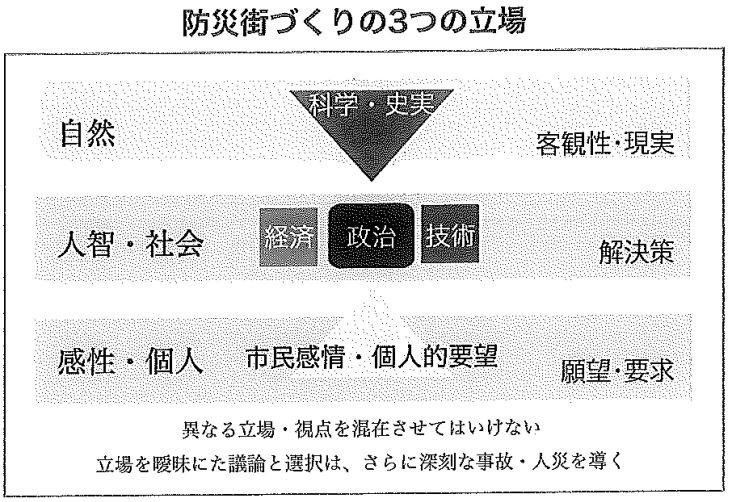
自然災害の発生直後は、自らの命は自ら守るしかない。また、公的な救援支援が得られるまでは、地区コミュニティで助け合うプログラムが無くてはならない。そのために”自助・共助・公助”の範囲も日頃から明確にしておく必要がある。

一方、日常的に地区の安全を考えることは、地区の持続の必要条件であることは言うまでもない。地区防災計画を構築する事で、地区の持続性も向上する。言い換えるなら、地区防災計画の究極の目的は　地区の持続であり、日々の安全を将来へ向けた持続に繋ぐための継続的なプログラムである。

＜キーワード＞
・地区リスク／個人リスクの認知
・地区の持続性
・地区の自立性
・自助、共助、公助の明確化

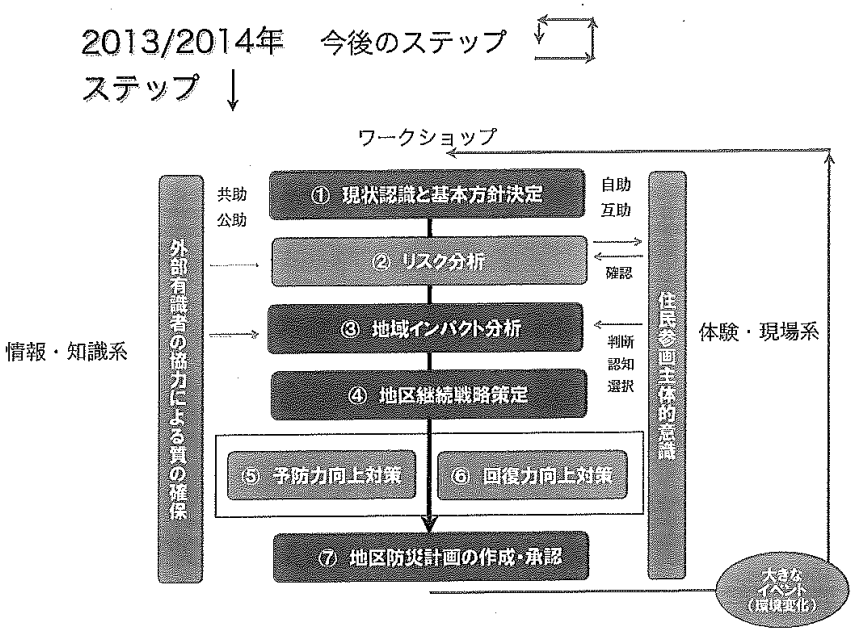
本計画は、2013年度～2014年度にかけて、花輪田自治会と専門家との対等な立場での意見交換を、公開の場で重ねた結果である。コミュニティや住民の要望、被災者としての貴重な体験、専門家としての客観的な意見を元にとりまとめたものである。

地区のほぼ全域が浸水域であり、高齢化の進展、近隣環境の変化などの現実を前に、専門家による客観的な意見や、検討参加者による現場の確認を交え、意見交換を行い、地区住民が確認し選択したものである。

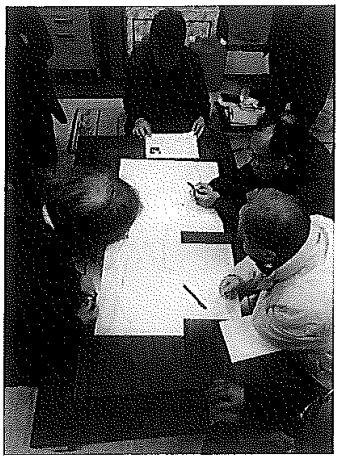


理想的な解を短期間に得ることは難しく、また経年と共に環境変化もあることから、今回の検討経験を活かし、継続的に検討を重ねることで、地区が日々安全になっていく状態を作り上げることが究極の目標である。

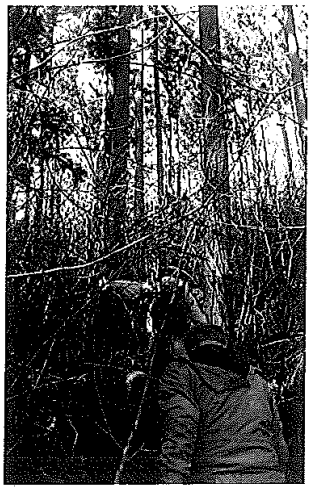
本計画はその第一歩である。







＊住民と専門家によるワークショップは、討論だけでなくグループ作業も行った





＊座学だけでなく現地の確認を行い、課題を体験し共有した

4

災害時に
想定通りの災害が、
想定通りの場所で起こり、
想定通りに防災システムが機能し、
想定する組織で役割分担の取り決めどおり関係者が対応し、
訓練通り行動する
確立はきわめて低い。

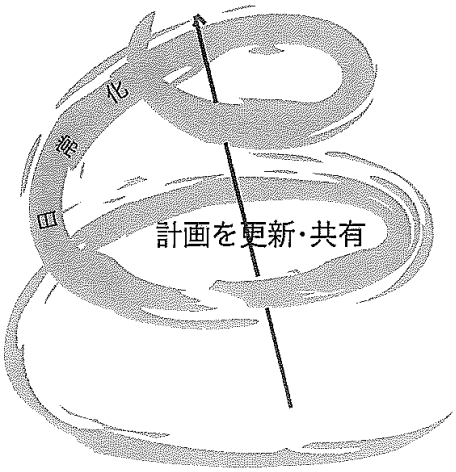
●安全のための現実的な対応

様々な実体験を積み：年数回の活動

・炊き出し
・避難行動
・地区リスク発見
・救援救助講習
・手押しポンプの設置
・リスクポータルサイトの整備運営
・訓練だけでない
楽しいコミュニケーション活動
・等々

様々な調査・検討を蓄積

いざというときは、
避難所に集まった経験者で
役割分担



- 地区防災計画は、一過性の計画ではなく、
地区住民主体の継続的な更新により現実的なプログラムとなる。
- 地区において更新できる体制とは、
次世代への引き継ぎであり、新住民とのリスク共有である。
- 計画と一体化する訓練や学習体験は、
災害時の活動を担う人材を育てることになる。
- いざというときには
避難所に集まった経験者が、
いろいろな支援活動の役割を担う事が現実的であり、
ダイナミックなリスク回避につながる。

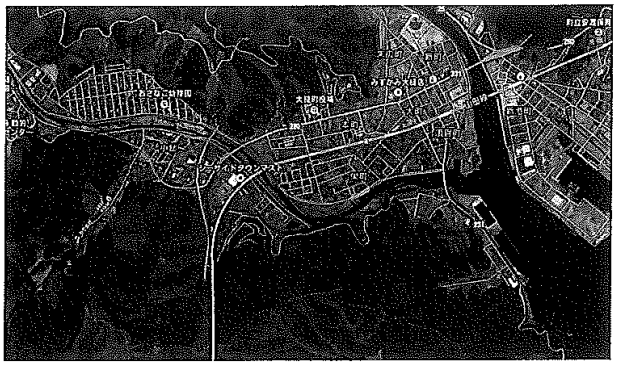
2．花輪田の被災

2011年3月11日の東日本大震災にともなう津波災害は記憶に新しい。今後の対応を考えるために、この大災害を教訓とする。また、その視点から異なる災害リスクを見いだすこととする。

2－1　3.11の状況

（1）被災状況

花輪田地区は、大槌湾に注ぐ小槌川右岸にあり、河口水門から1.3㎞ほどの奥まった位置にある。JR山田線と国道45号線が湾と地区との間を走る。その間川は大きく折れ曲がっていることから、幸いにも津波の直撃を避けられ、家屋の全壊流出が少なかった地区である。津波は当日夜半まで繰り返し襲い、流出家屋や流出自動車から出火した火災は山裾地区に広がったが、花輪田地区は延焼を免れた。



＊河口から1.3㎞離れ小槌川が折れ曲がった先に位置する花輪田地区



＊地区の津波による浸水深は２m強であり、流出や倒壊を免れた家が多い。



＊第一波直後、小槌川から海水が溢れる





＊被災3日後の道路開削状況、バイパス海側の状況、建物が残ったが事業設備は崩壊している

2011/21/01	人口	世帯数	死者	行方不明	被災者数	全壊	半壊	一部損壊
大槌全町	16058	6408	751	505	1256	3092	625	161
花輪田地区	1421	579	19	5	24	176	366	4
全町に占める割合	8.85%	9.04%	2.53%	0.99%	1.91%	5.69%	58.56%	2.48%

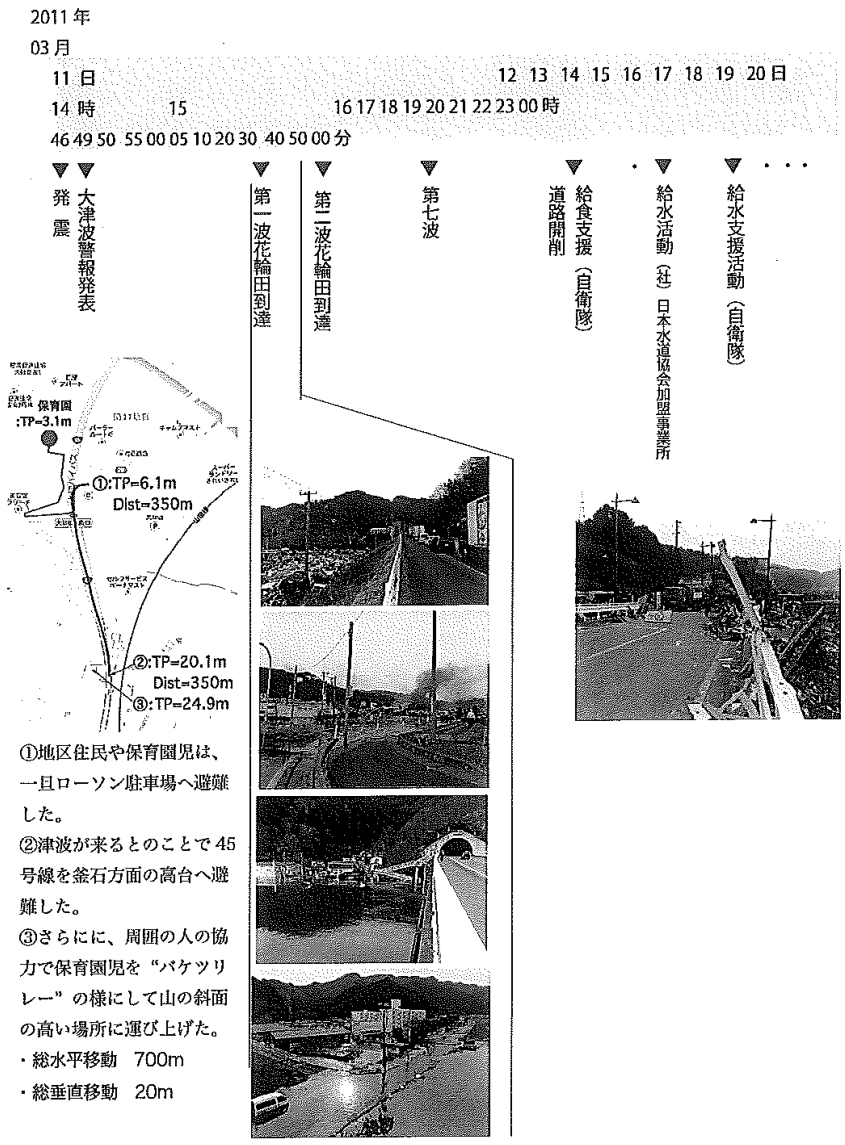
（2）避難行動

地震発生が平日の午後2時46分と、就労・就学で家を空けていた家庭も多く、各自それぞれの場で避難行動をとらざるをえなかったことから、被災当日家族に会えなかった世帯もある。地区にある保育園では、地震直後に取り決めてあった近隣のコンビニエンスストア（TP6.0m）に、全園児を避難させた。そこで津波が越流するのを確認し、周囲にいた人々の協力を得て、さらに高い古廟坂の方へ避難させている。途中、家族に引き渡した園児を除き避難した園児は無事であった。最終避難場所は古廟トンネル近くでTP20mを越えていた。

※　TPとは：東京湾平均海面（Tokyo Peil:TP)を示し、東京湾の平均海面が標高0mである（TP6.0m：標高6.0m）

高齢者のいる家庭では、いち早く高齢者を車に乗せ小槌川上流地区に避難をしたケースもある。釜石で仕事をしていた男性は、当日は釜石で野宿し、翌日大槌に徒歩で戻っている。

花輪田地区自治会で、緊急避難場所としていたコンビニエンスストア(上記）は、今回の津波では被災したことから、新たな緊急避難場所の確保が課題となっている。



（3）復旧復興経過

地区には避難所がなく、上流の寺野地区の弓道場や臼澤獅子踊保存会伝承館などで救援を待つ事となった。花輪田地区は山裾と河川に挟まれた地区であることから、山裾の町道や国道が閉鎖されてしまうと孤立してしまう。被災3日以降に自衛隊等による道路の開削が始まり、近隣との行き来はなんとか可能となった。

復興段階においては、地区の家屋の多くは流出を免れたことから、個人で家屋を修復するケースが多く、他地区に比べ復旧は早いと言える。また、他地区の基盤整備が遅れていることから、花輪田地区へ転入する家族も少なくない。

２－２　3.11以降の降雨被害

（1）浸水

平成24年5月には192㎜/日（高波6m）、平成25年7月には135㎜/日（53㎜/時）、平成26年9月には、低気圧による集中豪雨が地区を襲った。地盤沈下のあった沿岸部の低地では道路冠水、山裾にある仮設住宅では床下浸水があり、浸水被害を受けやすい地区特性も顕在化した。（アメダス：大槌町小槌）

（2）滞水

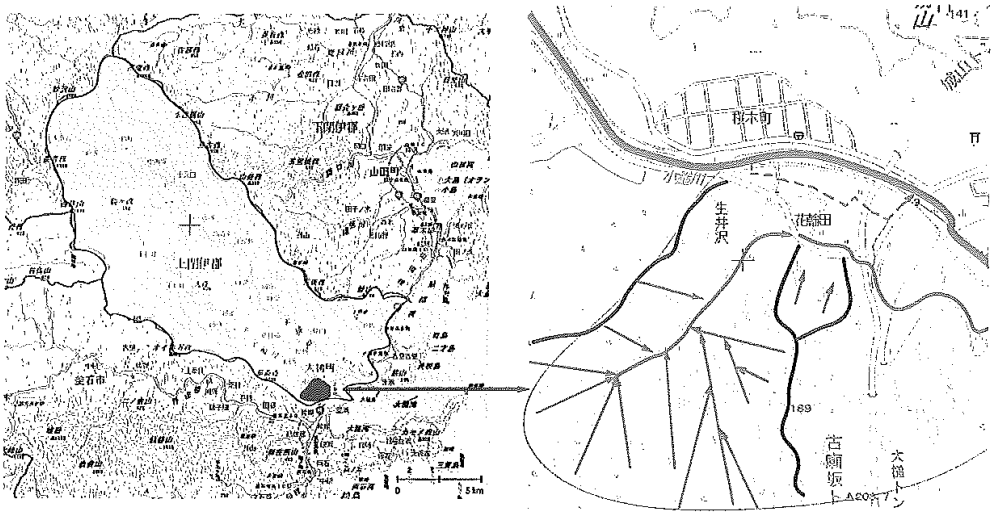
津波から地区を守った国道を境に水の移動が少ないことから、雨水などの排水が十分ではなく、浸水後に速やかに水が引かないことも確認されている。

3．花輪田地区の特徴

3－1　自然地形・生活環境

（1）山と尾根に囲まれた花輪田地区

大槌町の大槌川と小槌川の集まる地域は山と尾根に囲まれており、基本的に集水域となっている。花輪田地区はその集水域の最下端に位置している。

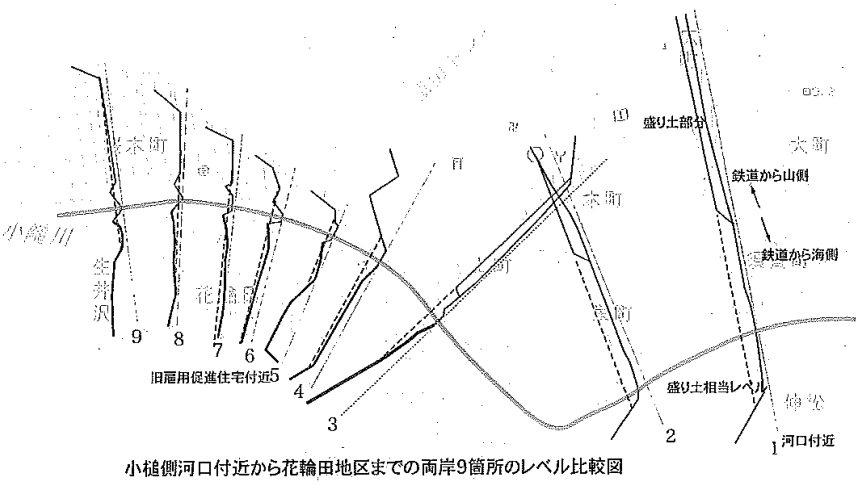


東日本大震災による沿岸部の地盤沈下は著しく、花輪田地区においても60～70㎝の沈下となったことから、小槌川の河口から1㎞のJR山田線までは、ほぼ満潮時の海水面と同じレベルである。

震災復興の基盤整備として、隣接町方地区で進めている盛土計画では、TP2.2mからTP4.1m程度のレベル設定を行い事業が進んでいる。その整備完了後には、TP2.3m～4.5mの範囲にある花輪田地区の地盤は、町内で最も低い居住住宅地区となってしまう。

このため、津波に限らず降雨災害に対しても、3.11以前に比べリスクが増大する可能性がある。





小槌側河口付近から花輪田地区までの両岸9箇所のレベル比較図

・赤い線(点線)はTP3.8m:町方地区の平均的な盛り土レベル
・黒い線、花輪田地区のレベルは、下流域の盛り土レベルよりも低いことが解る

11

（2）市街地拡大の歴史：過去の土地利用

宅地化する前の花輪田地区は、田畑であった。川沿いの低地は田、山裾の土地は畑として利用されてきた。現在では農業を営む農家も少ないことから、平地の田は宅地に、山裾の畑は雑木林となって今に至っている。かつての田がショッピングセンターやその駐車場となり、周囲の宅地化が進んでいることで、地区の遊水機能は低下し、ますます浸水の可能性が増している。

現在の市街地の原型は、戦後復興・高度成長期に形成された。大槌川、小槌川の河口に広がった砂州を埋め立て、港湾機能の充実、漁業関連用地として広がった。

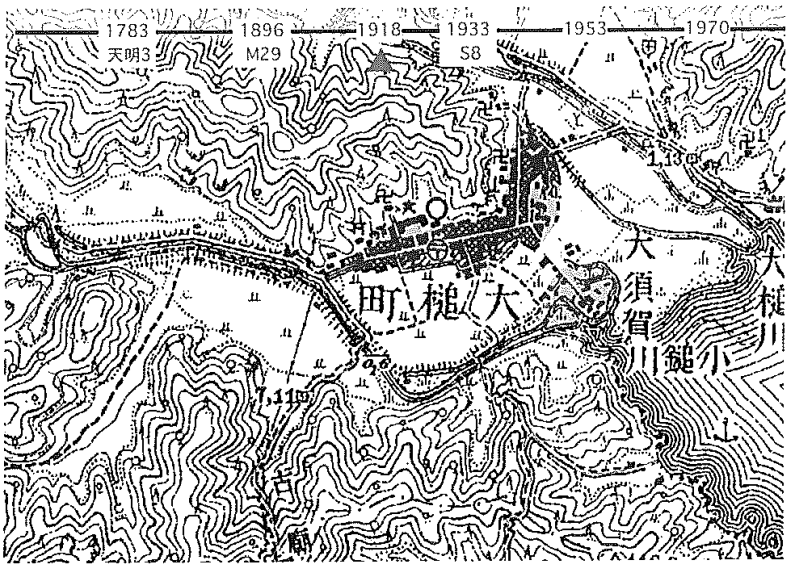
小槌川の河口付近には、天命6年の大飢饉の慰霊碑が立っている。内陸部で餓えに苦しんだ人々が食料を求め沿岸までたどり着き息絶えた、と聞く。自然に沿い、比較的温暖で豊かな生活環境であったことを物語っている。

●1913年（大正3年）

・鉄道は開業していないが、漁村集落が発達している。

・大槌川小槌川の出会う河口辺りは草地のまま活用されていない。

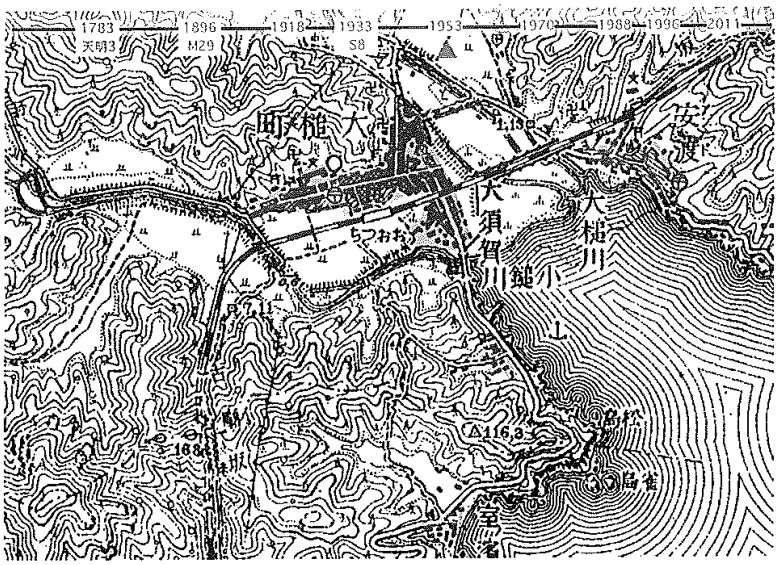
・周辺村落へ通じる山道を読み取ることができる。



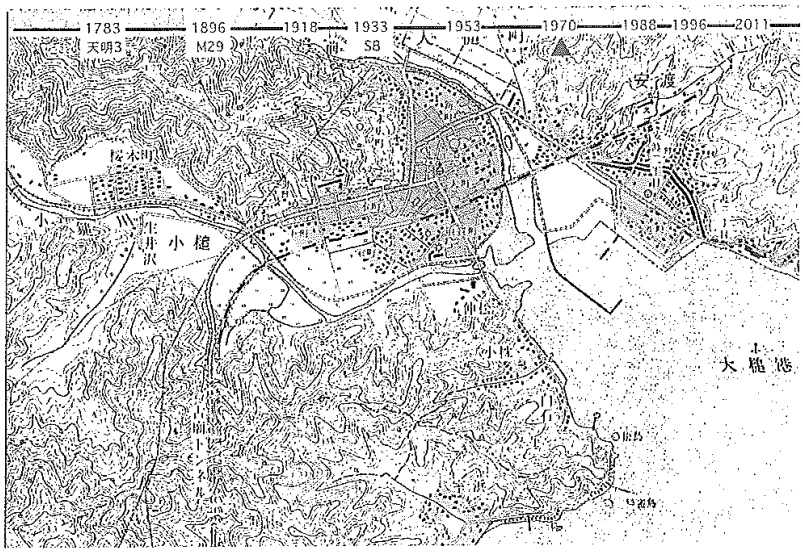
●1953年（昭和28年）

・鉄道が開業し市街地が拡大している。

・湾に面した海岸に道が整備されている。
・大槌川小槌川の出会う河口辺りはこの時点で草地のままである。
・釜石に抜ける古廟坂は道路として記されている。



●1970年（昭和45年）
・大槌川左岸、河口は埋め立てられ港湾設備の基礎ができている。
・大槌駅南、桜木町の市街化が進んでいる。
・小槌川右岸河口に市街化の兆しが見える。
・両河川の外側に市街化が始まり、大槌湾で河川が出会う部分は州の状態が残っている。
・釜石へ向かう古廟坂にトンネルが開通し、旧道は読み取れない。
・花輪田地区は生井沢に居住が始まっている。



●1988年（昭和63年）

・大槌川河口周辺は市街化が進み、現在の形に近い。

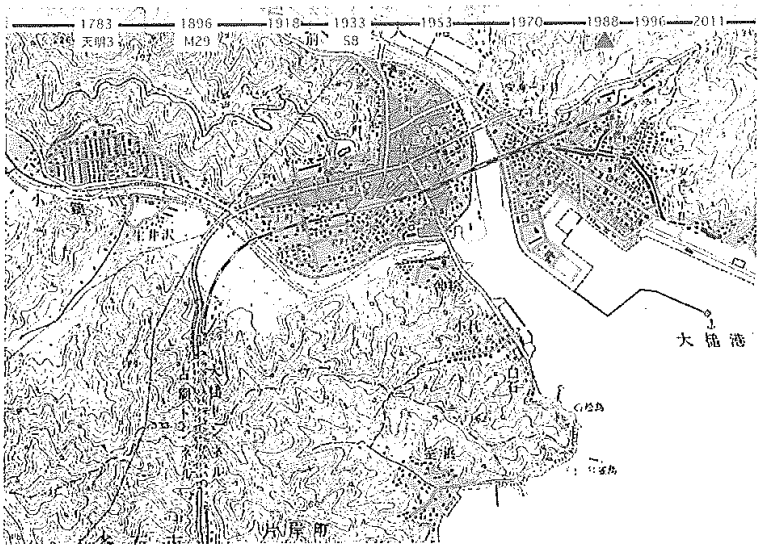
・安渡赤浜の間も埋め立てられ、港湾機能が拡張した。

・大槌駅南、桜木町の市街化も現在の形に近い。

・花輪田地区にも居住が進んでいる。

・両河川が出会う大槌湾の面する部分も市街化基盤が整備されている。

・安渡対岸の木枕地区にも港湾施設が整備されている。

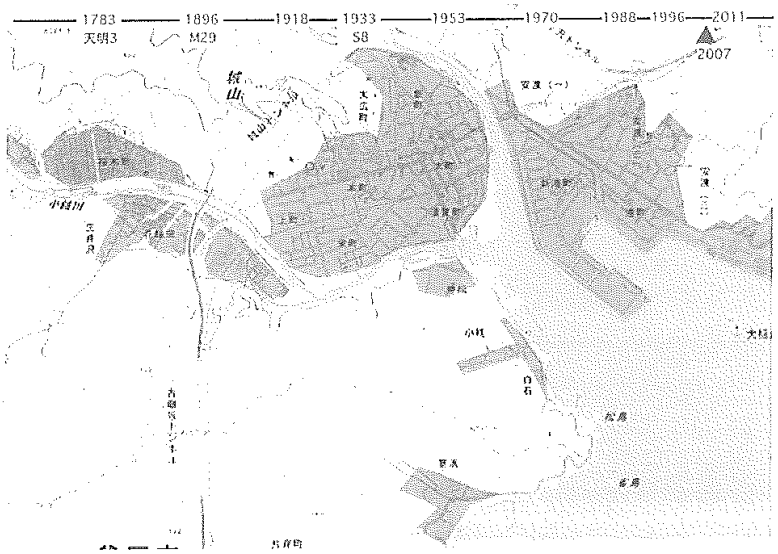


●2007年（平成19年）

・大槌港の整備が一段と進み、安渡赤浜の間も一体化した。

・花輪田地区及び小槌川右岸の開発が進んだ。

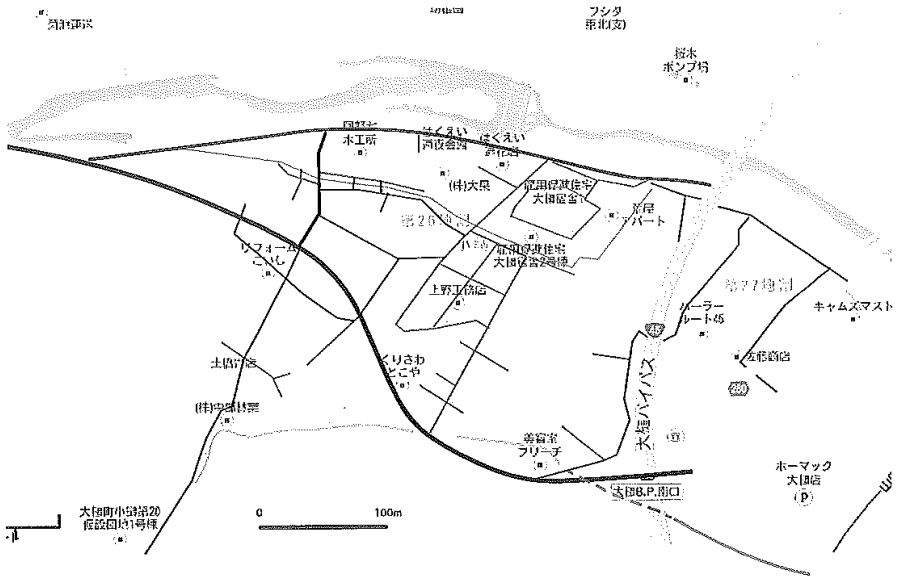
・大槌バイパスが整備された。



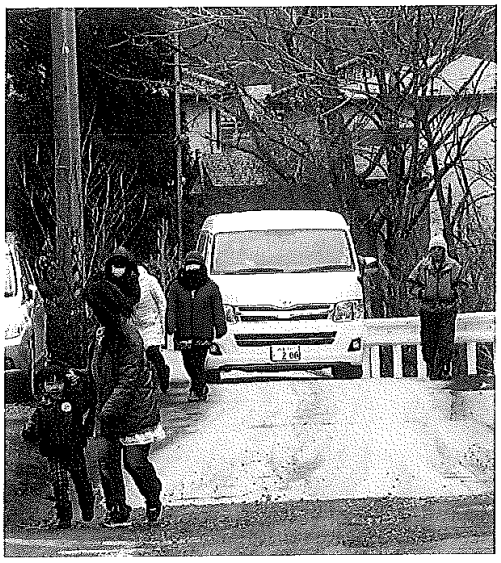
14

（3）入り組んだ狭小な道路

地区は区画整理が成されていないことから、生活道路が入り組んでおり、小槌川堤防から山裾の町道まで真っ直ぐつながる道は1本のみである。折れ曲がった経路、狭い道など、居住者のみ通行することを想定しても、緊急時の夜間などではネックとなる。







（4）復興基盤整備後の花輪田

津波で甚大な被害を受けた町方地区や安渡地区の再生基盤整備では、宅地を平均2.2m盛り土する予定であり、現在工事が急ピッチで進んでいる。この基盤整備事業の結果、花輪田地区は町内で、つまり大槌湾に面する地区として最も海抜の低い地区となってしまうことから、今後の津波災害、水害浸水などの危険が増す可能性が高い。

3－2　3.11以降の花輪田

（1）高齢化

3.11から4年になろうとしている。元々高齢化が著しかった地区であるが、この復興期間にも高齢化は着々と進展している。花輪田地区においても、3.11当時は健常であった高齢者も、歩行困難など身体的な障害が出ている方も増え、災害弱者の増大は避けて通れない。

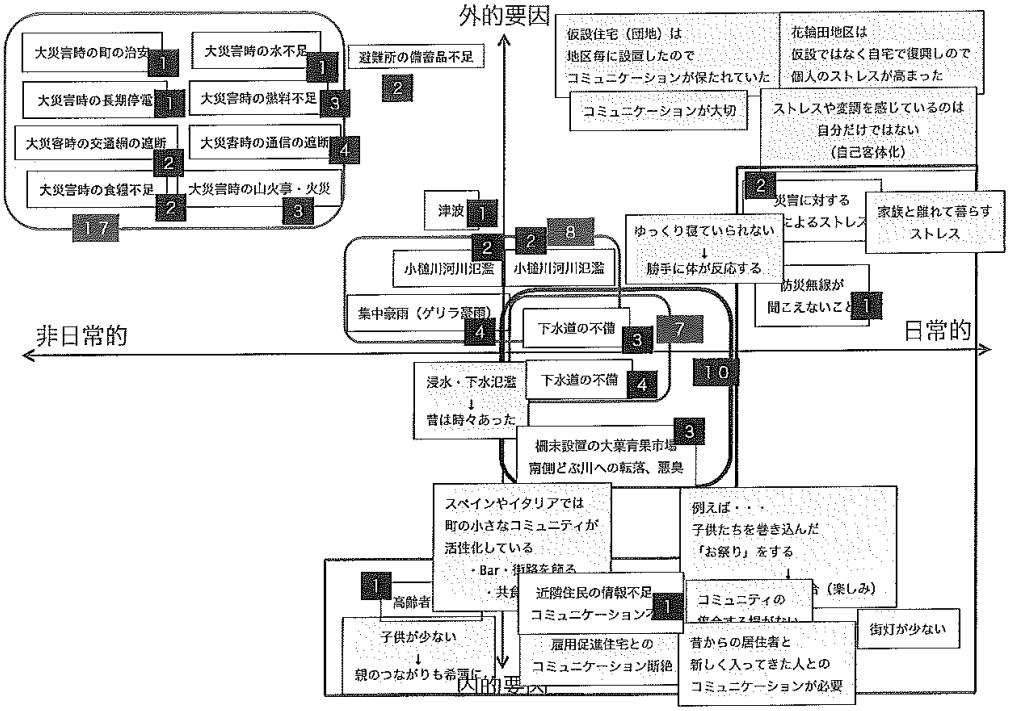
75歳以上の高齢者の単身世帯、高齢夫婦世帯は、花輪田自治会の調査でも23~24世帯あり、大きな課題となっている。

（2）新規流入世帯

町内には住宅用地が限られているため、平地の残っていた花輪田地区への流入が多い。3.11以降に地区に移転してきた世帯数は＊＊＊と、これまでの世帯数120に比べ多い。また地区内にある旧；雇用促進住宅（現；定住雇用促進住宅）には80世帯が住んでおり、これらを合わせると200世帯を大きく上回る地区となる。これらの世帯間の交流は既存花輪田自治会に限られる傾向にあり、これも大きな課題となっている。

4．花輪田地区のリスクアセスメント

自治会を中心としいた話合いの場において、花輪田地区のリスクについて、内的／外的、日常／非日常にわけて検討した結果、大きく、地震･津波の巨大災害、河川や沢水による浸水、コミュニティ内のコミュニケーション問題、の大きく３点に集約された。



＊数字はリスクとして認めた人数

4－1　地震と津波

（1）巨大津波は繰り返す

3.11の記憶も新しいことから、花輪田地区のリスクとして最も多く上げられたのは、大災害である。とりわけ津波災害からの避難、寒さ対策や食料確保、日常的に服用している薬の問題など、個人の体験にもとづく被災後の生活困窮状況が多く挙げられた。

身内に昭和三陸津波の体験者が居たり、先代から明治三陸津波について話を聞いている者、また昭和35年のチリ津波経験者も多く"巨大津波は今後も繰り返し襲う"という認識でいる。

三陸地方の津波被害

西暦	間隔	名称	M	震度	津波m	津波ランク	死者・不明	間の大規模地震
869		貞観地震	8.6		30.0	4	1000	
	742							
1611		慶長地震	8.1		20.0	4	2000-5000	
	285							"1772/1793/1835/1858/1877[chilli]
1896		明治三陸地震	8.5	3	38.2	4	21959	
	37							"1897/1898/
1933		昭和三陸地震	8.1	5	28.7	3	3064	
	27							
1960		チリ地震津波			(6.0)	3	142	
	51							
2011		東日本大震災	9.0	7	(8.0)23.0		24027	

＊869年の貞観地震以降、繰り返し地震津波に襲われている。被災者数は地震津波の間隔が広がると増大するとも見て取れる。昭和三陸津波から3.11津波までは78年の間隔であり、凡そ2世代の空白である。

（2）花輪田地区は震災復興基盤整備対象地区ではない

3.11時の津波において、花輪田地区は流出家屋、全壊家屋が少ないことから、新たな防潮堤と水門により安全となり、基盤整備の不要な地区、として位置付けられている。（大槌町復興実施計画参照）

2．桜木町・花輪田地域

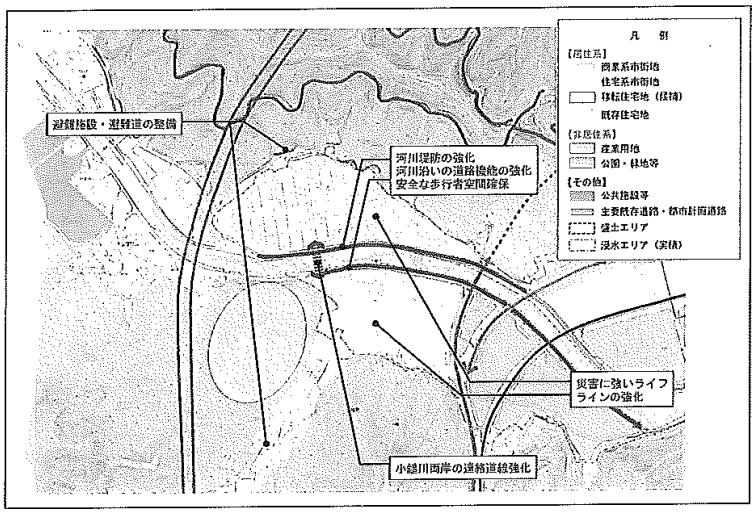
（1）基本的な考え方

- 津波をはじめ、洪水、土砂災害などに対しても安心できる総合的な防災まちづくりを推進します。
- 小鎚川沿いの上下流方向の交通量の増加に対応して、子どもや高齢者が安全に活動できる公共空間の充実を図ります。

（2）復興方針

- 防潮堤を整備し、津波に対して安全性の高いまちづくりを行うことで、震災前の居住地を引き続き利用します。
- 小鎚川の治水安全性を確認しつつ、河川堤防及び地域内の排水機能・浸水防止機能の強化を図ります。
- 津波から人命を守るため、高台で避難しやすい場所に避難所を整備するとともに、常時避難が可能なよう緊急物資を備蓄できる施設の整備を図ります。
- 城山に整備されている林道や今後整備される三陸縦貫道へのアクセスを確保し、また、桜木町・花輪田地域を連絡するための新たな架橋を整備する等、避難経路の充実を図ります。
- 総合的な防災力を向上させ、災害時に早期復旧が行えるようなライフラインの整備を目指します。
- 仮設校舎及び仮設住宅の設置により、町方からの人口が移動していることと、今後開発が想定される住宅地の造成等により、寺野から小鎚方面の人口増加が見込まれることから、小鎚川上下流を連絡する道路機能を強化し、安心して移動できる歩行空間や交通安全施設の充実を図ります。

（3）復興イメージ



62

＊大槌町復興実施計画

19

4－2　洪水や浸水

（1）小槌川浸水

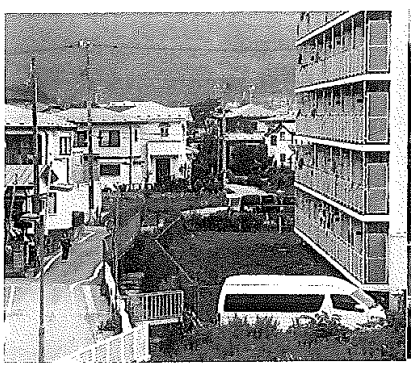
昨今頻発する集中豪雨に対し、小槌川の堤防は機能するのか、という不安の声が多く上げられた。とりわけ津波により瓦礫や土砂の堆積で河床が上がってしまっていることは、洪水の不安を高めている。この不安は対岸の桜木町からも上げられており、流域の共通するリスクである。

（2）土石流

山や尾根に囲まれた花輪田地区には、複数の沢筋が小槌川に向かって存在している。これらの沢筋から流れ込む水は、花輪田地区の山裾側を巻いて最終的には河口近くで小槌川に合流する。上流部には砂防ダムの整備が成されているが、現状は大分土石で埋まっている状態である。これらの砂防ダムは、現在の生井沢仮設住宅の少し山側にあり、土石流災害のリスクと言える。

4－3　コミュニティ　コミュニケーション

花輪田地区には、花輪田自治会に属す世帯、旧雇用促進住宅に住む自治会非加入世帯、3.11以降新たに流入してきた世帯がある。震災後に住居を変える世帯は多い中、地区としての繋がりが偏る傾向が起きている。この状態について花輪田自治会では、今後の街づくりの大きなリスクとして認識している。





＊旧雇用促進住宅の回りには、排水路落下防止のフェンスもあり、物理的にも視覚的にも繋がりを遮っている

5．花輪田地区のリスクインパクト
：リスクリレーション

前項のそれぞれの3種のリスクについて、どのような事態が起こるか、どのような対処方があるか､等のリスク間のかかわりについて話しあった。

災害発生から次の災害までの過程を整理すると、

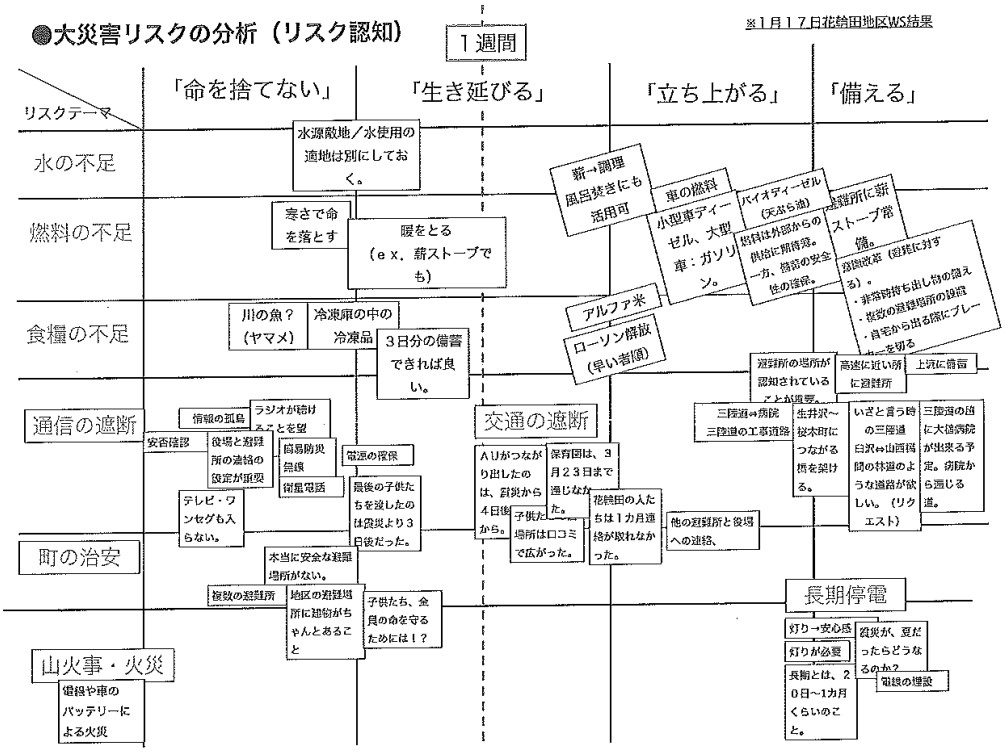
・命を落とさない事
・生き延びる事
・立ち上がる事
・備える事

ということになる。それぞれの段階でのリスク、その後の状況に及ぼすリスクを認識することで、最終的な備えにつながっていく。

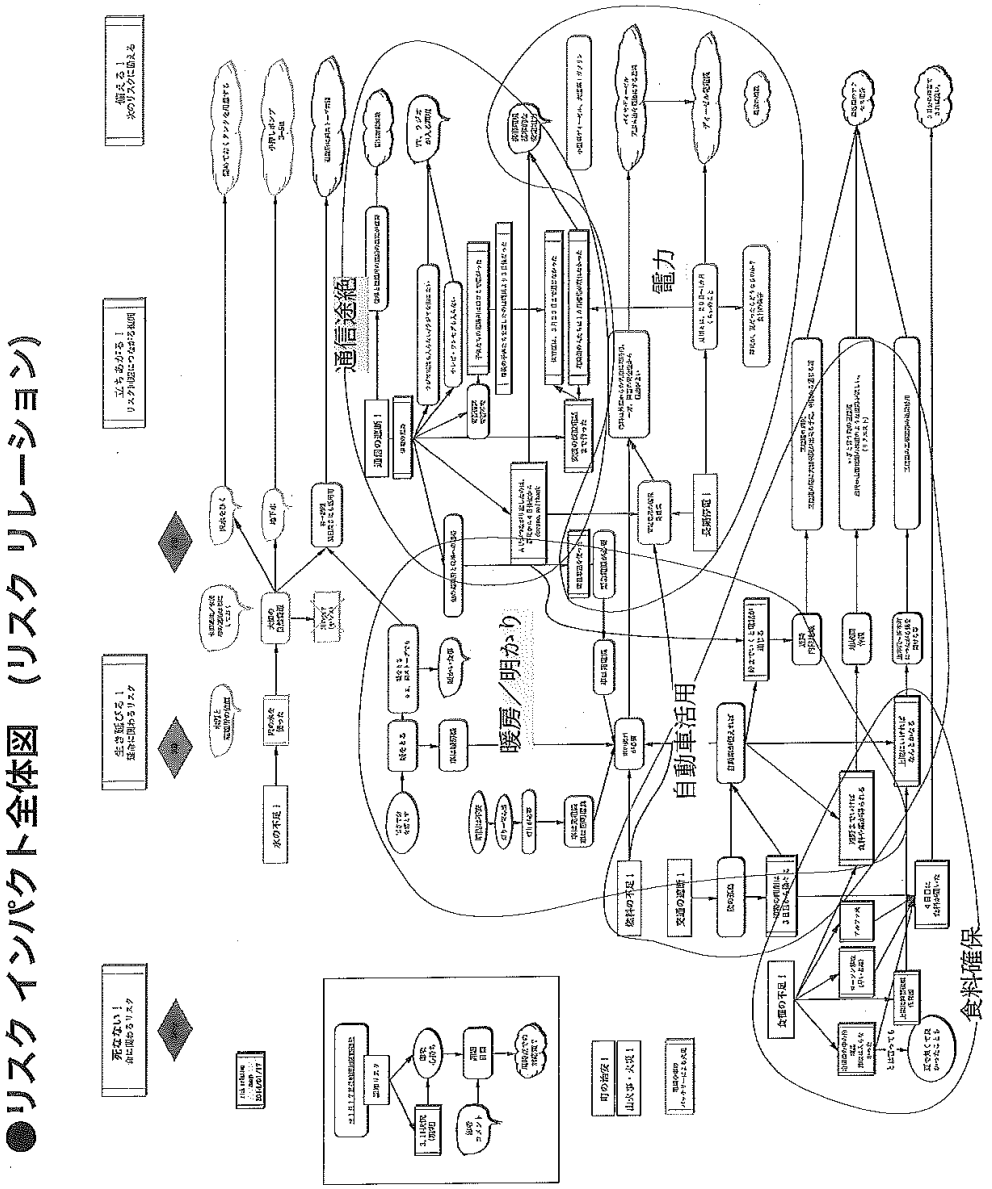
水、食料、明かり、暖房、連絡などの困窮事項を、上記過程で整理し、さらにそれら相互の関わりや影響を整理すると、巨大なダイアグラムとなった。遠野への尾根に上がれば携帯電話が使えたり、食料の確保に迎えたりしたことから、通信確保のための電力や移動手段の確保や、食料を得るための移動手段確保など、様々な要素の関わりや応急対処方が見えてきた。

一方、3.11当日の状況を確認するために、当日と同じ津波の再現シミュレーションと記録写真から、避難行程を振り返り、リスクの確認を行った。





＊個々の記憶からは、水の不足、燃料の不足、食料の不足といった、個別の課題が挙げられた。それらの背景を整理していくと、それぞれの課題を軽減するために必要となる事柄が共通していること、すなわち様々な要素の関わりが見えてきた（次図リスクリレーション）


●リスク インパクト全体図（リスク リレーション）
通信途絶
電力
暖房／明かり
自動車活用
食料確保

５－１　命を落とさない

大災害時には、まず自らの命を守り、家族の命を守り生き残ることが、まず必要である。残念ながら花輪田地区は3.11の浸水域であるが被災後の基盤整備は行われず、今後も浸水被害が想定される。3.11の経験から、命を落とさないための条件は何かについて検討を行った。

１．3.11 当日の皆様の行動やお気持ちについて
１－１　何処で地震に遭遇しましたか、
１－２　地震を感じた後、どの様な行動を取りましたか
１－３　家族との連絡は、いつ取れましたか、
１－４　ご家族とは、何時、どこで落ち合う事が出来ましたか

回答欄
１～１　自宅
１～２　自宅前のバイパスに網をつけてのぼりました
それから信号横の鉄とうの山にのぼり
あたりが暗くなってから弓道場にひなんしました
１～３　息子は次の日 消防から大槌迄歩いてきたそうです
１～４　孫は小学生２名おりましたが中央公民館にひなん
して無事でした。息子の嫁さんは大槌のあかね老人施設
お世話になりました。

２．3.11 から１ヶ月の間に困ったこと、不安に思ったことは何ですか。
最も困ったこと、最も不安に思ったことを、それぞれ５つあげて下さいにより私達もオンで

＊バイパス壁面に網をかけて登り、携帯電話のアンテナよこから山に登り助かっている（アンケート）

１．3.11 当日の皆様の行動やお気持ちについて
１－１　何処で地震に遭遇しましたか、
１－２　地震を感じた後、どの様な行動を取りましたか
１－３　家族との連絡は、いつ取れましたか、
１－４　ご家族とは、何時、どこで落ち合う事が出来ましたか

回答欄
1. 花輪田・自宅
2. 川向いの桜木町でひとり暮しの義父の所へ行き、帰りに小鎚川上手を
自転車で走っている時、消防自動車から「大津波ケーションの声に全速力で自転車を
こぎ そのまま坂道を登りました。
3.4 次男は坂道の頂上で会社帰り、長男 翌日避難所、夫 4日後 避難所
義父は近所の親せきに助けられ、翌早朝 暗いうち 弓道場 避難所で
会えました。 その間、ケイタイも 全て 連絡手段がなかった
です。

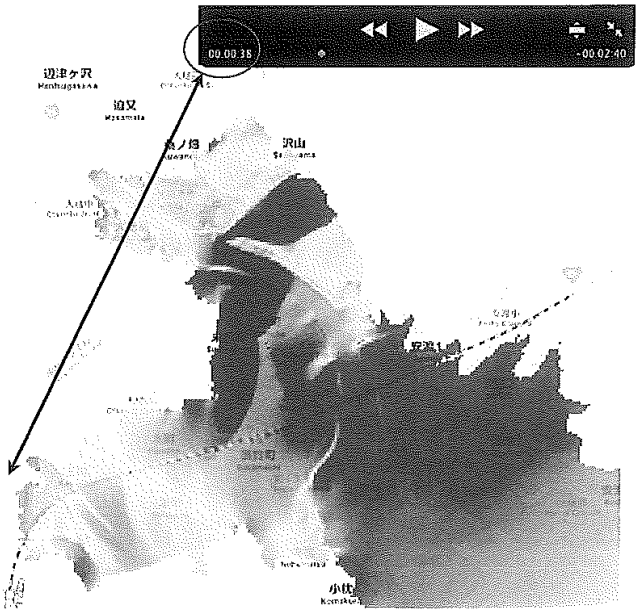
＊一人で移動中に避難し、家族とは後に出会った

（1）38分の避難猶予時間

3.11同等津波を再現し現環境に当てはめたシミュレーションを行い、花輪田地区の浸水状況、津波到達時間を検証した。地震発生後の津波到達時間は38分と推定された。3.11の避難経験からも、発振直後に一旦TP6.0mのコンビニエンスストアに避難し、そこからTP6.5mの防潮堤を越える津波を確認し、さらにより高い場所へ避難した記録からも、38分という時間は充分に余裕があるとは言えない、と認識することができた。自宅に居て情報の確認などを行っていると、38分では、遠距離の避難、高い場所への避難は困難となる可能性が高い。

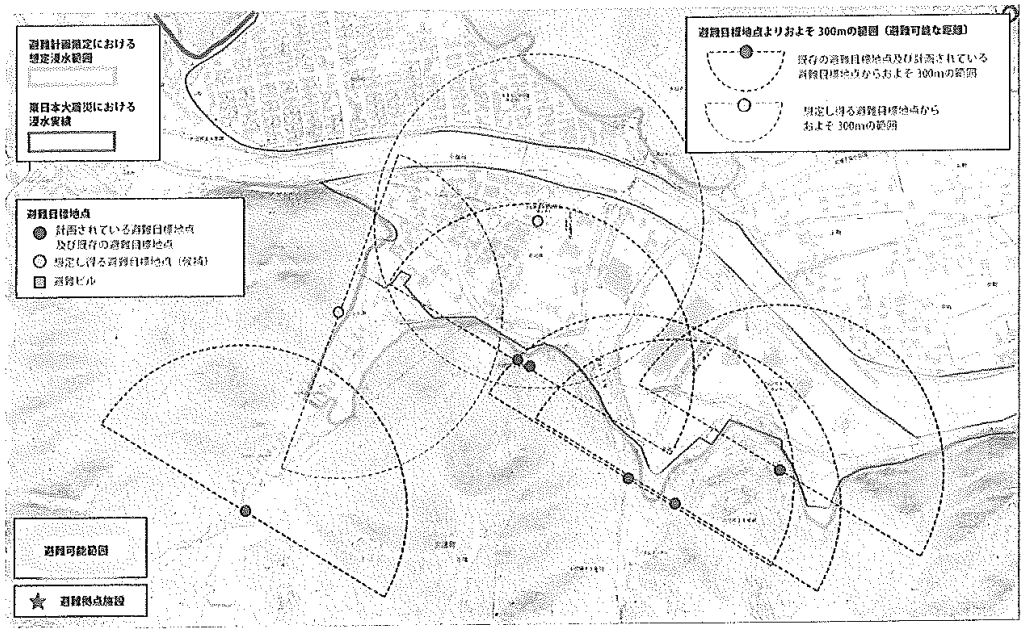
●大槌花輪田地区の避難猶予時間３８分：津波ハザードマップ

・花輪田地区への津波進行は地震発震後38分であった
・情報確認、家族の連絡、身支度、貴重品の確保などの避難準備時間を考慮すると、実避難時間はごく僅かである
・38分は花輪田地区の避難キーワードである
・津波が安渡地区の防潮堤を越えた10分後である



（2）3.11より浸水域が拡大する

町方地区のTP4m前後の盛り土により花輪田地区の親水域は拡大し、現在の生井沢の仮設住宅の奥まで浸水する可能性もあり、すみやかな避難の必要性が以前に増して高まっている。



＊3.11と同等の津波が襲った場合、最悪の状況での親水基の想定図（大槌町による）

・満潮時、防潮堤破堤、盛り土後、地震によるさらなる沈下、という条件

（3）安全資源としての斜面

花輪田地区の居住地区は海抜レベルが低く、高台への避難は必須である。限られた時間で高さを稼ぐには、地区に近い斜面を命を守るために活用することが重要である。居住地に近い斜面は、花輪田地区の安全資源である。



＊道の手前はTP6.0m、向かいの斜面途中の棚は20.0mを越える
左側車の近く、道筋に立つアンテナから斜めに上がることが可能、
地区内小槌川沿いからも短時間（約20分以内）に確実に高台に到達可能な地点である

５－２　生き延び、備える

3.11災害で生き残った被災者は、被災当日は極寒のなか屋外で生き延びた人も多い。その意味で現在の被災経験者は、生き延びるということの実践者であり、その経験から現実的なリスクを確認した。

（１）緊急万能パーソナルインフラである自動車

被災後の寒さを凌ぎ、暗い夜間の不安を軽減するために自動車は大きな力となった。当日は小雪がちらついていたこともあり、自動車は、雪や風から守るシェルターであり、暖房機であり、照明器具であり、発電機であった。今日の電気に頼る生活を最低限維持するパーソナルなインフラとしての自動車は、重要な価値があったと言える。しかし燃料の確保は根本的な課題であり、その回避策としてバイオ燃料の生成も検討された。

（２）豊富な沢水と地下水

飲料水の確保については、地域に豊富に流れる沢水や地下水を得ることでまかなった。地下水については、井戸ポンプの修理や、鉄管を活用して地下水を得るなどの工夫も経験していることから、工具や部品の確保の重要性が確認された。

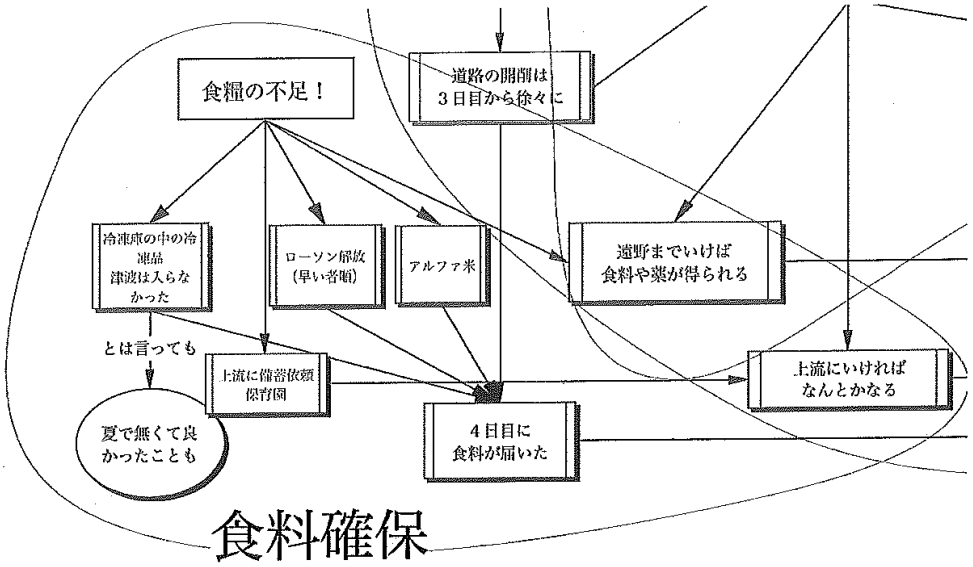




（３）食料

家屋の流出がなかった花輪田地区では、被災直後は自宅に残っていた冷蔵庫から食料の持ち出しも可能であった。3日後には食事の提供も始まったことから、3.11での食料の問題は深刻とは言えない。

夏期の災害では、冷蔵庫に残った食料の活用は難しいとの認識も得ている。



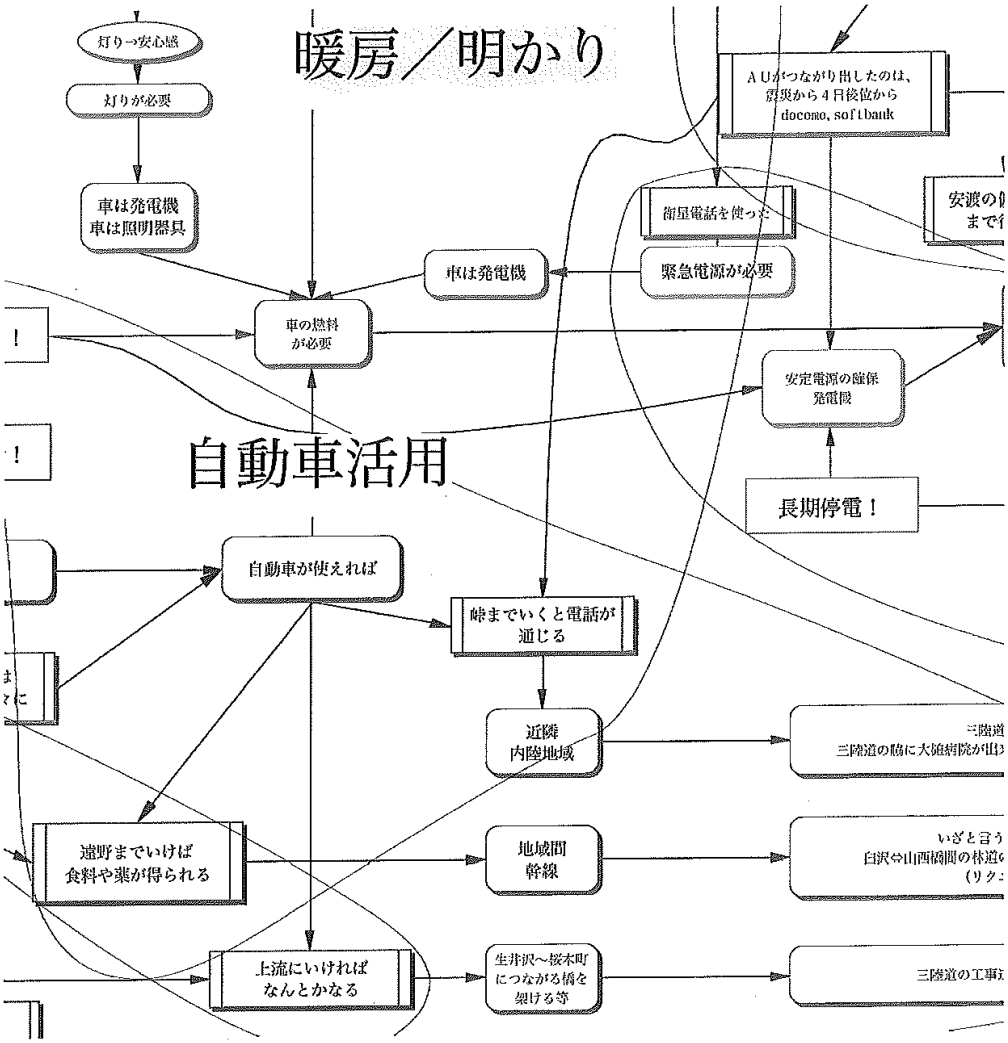
（4）道路アクセスと避難所

周辺地区への連絡アクセスは、3日以降から道路開削が始まり、小槌川上流の寺尾・臼澤地区との行き来も可能となり、当面これらの地区で避難生活を送っていた家族が多い。しかし地区単独の避難所ではないことから、コミュニティとしては十分に機能していないといった認識が強い。避難所は単なるシェルターであるだけでなく、コミュニティとしての安心感や連帯感を維持する場でもあるので、その運営方法について、多面的な課題がある。

（5）情報アクセス

花輪田地区はもともと難視聴地区であり、災害情報、救援情報を取りにくい。パーソナルな情報源である携帯電話も、中継所の復旧までは通じないことから、全くの陸の孤島と化すことにな

る。遠野市境の尾根まで上がり電話をするか、仮設電話が引かれた湾を挟んだ安渡地区まで向かうしかなく、情報アクセスの維持整備は重要な課題となっている。



６．避難計画；

６－１　避難カルテの作成

（１）個人の避難カルテ

居住者個人の避難カルテの作成を開始した。カルテには3.11時点での避難行動、自身の身体的な条件、自動車利用の想定、現時点での緊急避難所の想定、そこまでの移動距離などが記載されている。

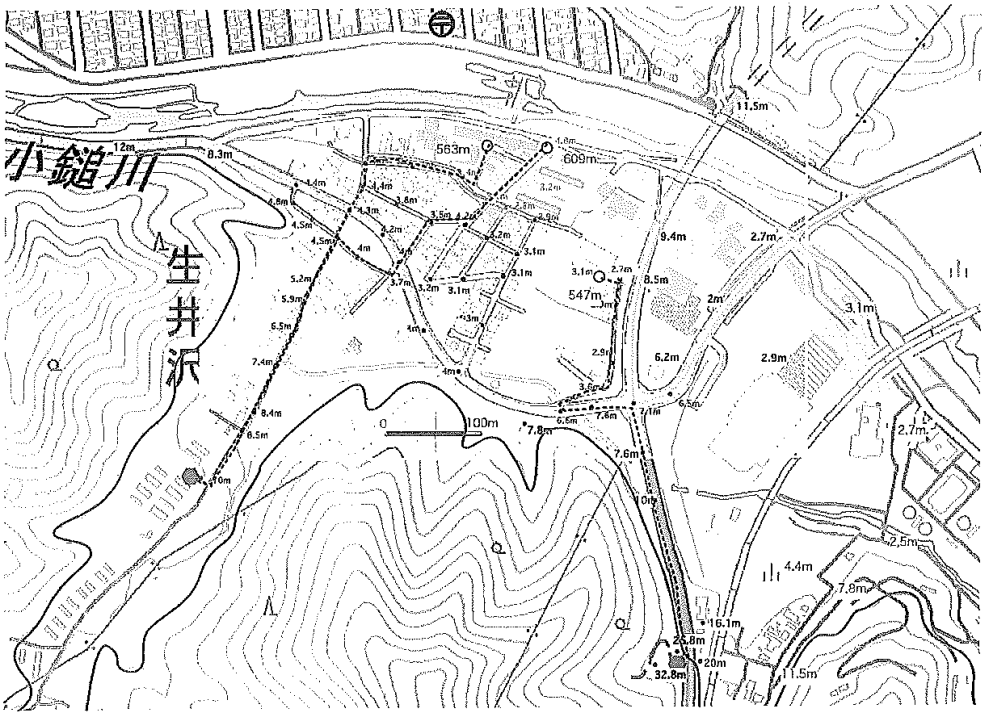
カルテから、車による避難を想定している割合は62.6％以上、緊急避難場所までの移動距離が250m以上が　　87.6％など、多くの課題があることが確認されている。

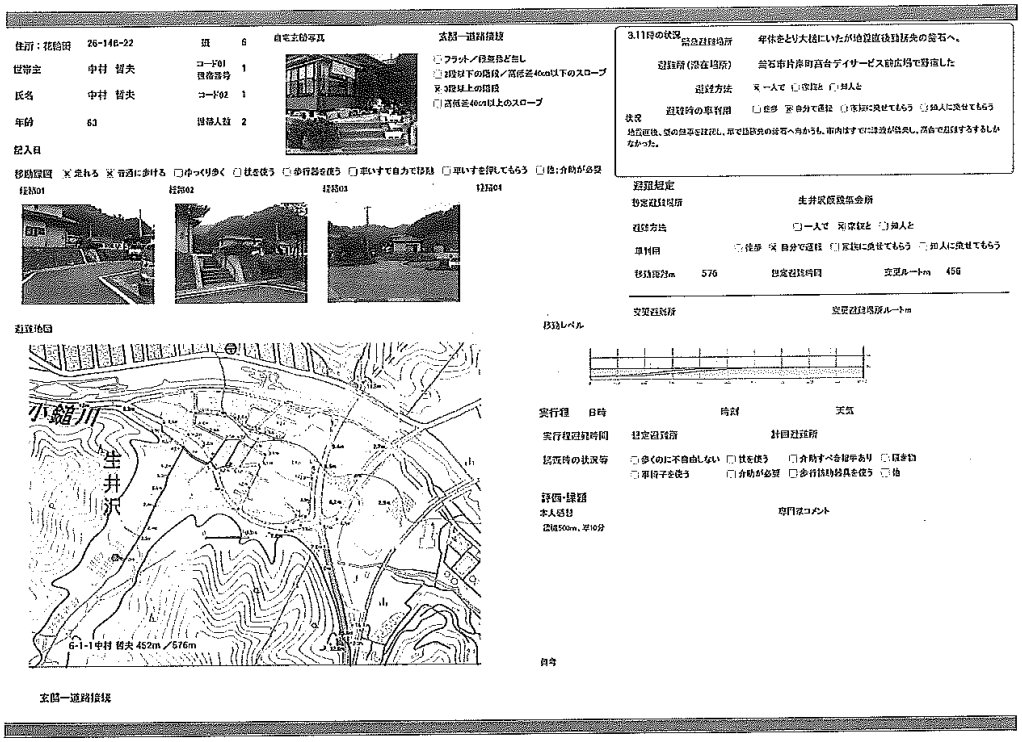
特に地区内街路が入り組んでいるため、緊急避難場所までの歩行距離が想定よりも長い居住者も多く、今後の高齢者世帯の避難方法など、根本的な課題が山積している。

避難困難ゾーンの実態

オレンジ色は困難ゾーン

青色は3.11浸水域





＊避難想定での避難方法・移動距離・年齢データまとめ

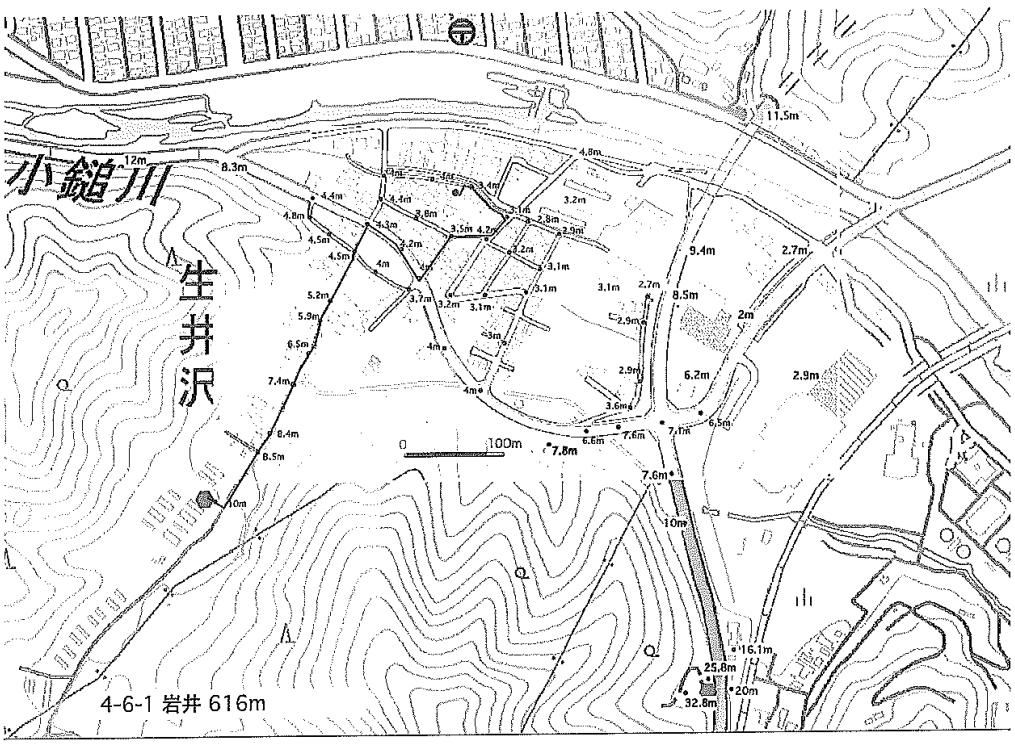
総数	徒歩	車で				年齢			移動距離			玄関ー道路接続		65歳以上			
		自分	家族	知人	車	65歳以上	70歳以上	75歳以上	500m以上	250m以上	250m以下	3段以上の階段	高低差40CM以上のスロープ	65歳以上	250m以上	3段以上の階段	高低差40CM以上のスロープ
123	57	53	25	3	77	44	30	11	44	108	14	23	13	44	39	7	4
100.0	46.3	43.1	20.3	2.4	62.6	35.8	24.4	8.9	35.8	87.8	11.4	18.7	10.6	35.8	31.7	5.7	3.3

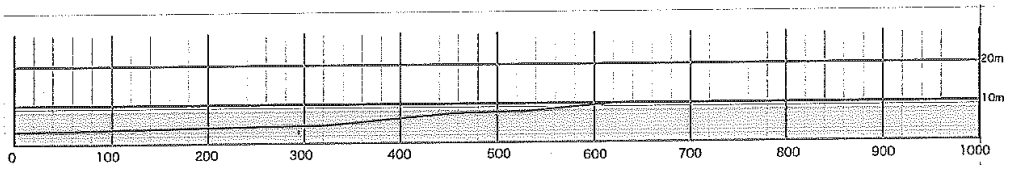
（2）避難距離と避難高

避難時の車利用については、花輪田地区に限った事ではないと想定される。避難する車と歩行者との混在は、山裾の町道の横断、沢筋の狭い道の避難などを想定するとそれ自体がリスクである。高齢者や健常者が混じった避難において、個人個人に見合った速度で避難出来るとは到底思えない。まして、夜間であったり、天候が不順な場合は、なおさらである。

実避難距離が500m以上の者は35.8％と多く、しかもその工程の殆どがTP4.0m前後のレベルで移動しているということから、緊急避難場所の設定と安心して避難出来る通路の確保は急務である。

この事例では、仮設集会所までの移動距離は600m、そのレベル変化は水平移動に対してごくわずかであり、移動開始後300mは殆ど高さを稼げていない。





＊移動レベル,横軸：移動距離　縦軸：高さ、上記カルテによる616mの移動中殆どは浸水域のレベルである

（3）個人状況

避難カルテは個人の安全状況の記録であるので、単に年齢の問題だけではなく、自宅玄関先の段差の状態なども、一刻を争う緊急時には問題となるケースもある(3段以上の段差ないしは40セ

ンチ以上のスロープ　29.3%）。5年後10年後の体力や健康状況、家族の変化など、個々人の課題も確認することが可能となる。



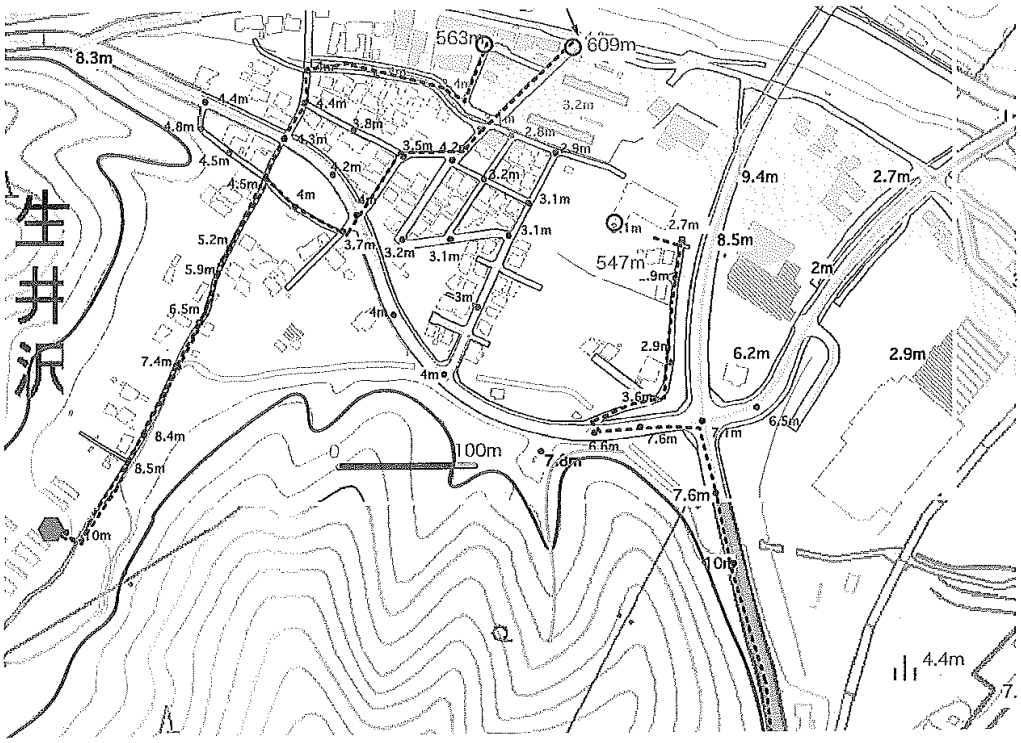


＊足が不自由になると、段差の有無は初動時に大きな差が生じる

６－２　2014年10月時点での個人の避難可能性

（１）実験・試み

現時点で地区の多くの居住者にとって、緊急避難場所は"生井沢の仮設集会所"であると認識している。この集会所は、仮設住宅の間に位置し、TP10mであり、先の3.11ではかろうじて浸水を免れた地点にあるが、最悪の事態を想定した場合浸水するという想定もある。また、人によっては自宅から600m以上となり、安全とは言えない上に生活圏から離れすぎている。



＊避難困難地域である小槌川沿いから、仮設集会所まではは600m以上となる

６－３　避難課題

現在の生井沢仮設団地集会所前までのアクセス道路は、道幅が狭く、地区内からの避難経路のかなりの部分を浸水予想地区を通ることとなり、新たな避難場所とルートの整備が必要である。

花輪田自治会は現三陸道工事用道路の工事完成後における地区の避難道としての活用を強く望んでいるが、現状では確約されていない。

（１）課題

命を守る円滑な避難ための"避難ルート"として、以下を条件(仕様）とする。

緊急避難場所について

・可能な限り短い水平移動

・TP20mのレベル（高さ）確保

避難通路について

・解りやすいく避難する車に邪魔されない通路

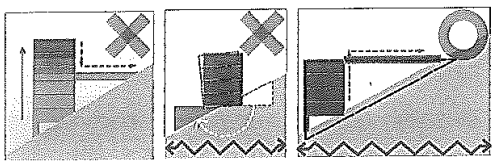
・避難者相互に避難行動の認知が可能な、皆で使う避難路

・弱い者の避難を他人が認知でき、可能な場合に支援できる状態にあること

・可能な限り高さを確保し、必要時にさらに高い場所への移動が可能であること

高齢化と避難可能性 について

以上の要件で、全ての人が確実に避難出来るとは限らないが、移動に障害を持つ者であっても、自己の力で可能な範囲で避難し、状況に応じて支援を得る機会・体制をつくることが可能となる。



６－４　緊急避難ルート対策

避難ルートの確立は、緊急避難場所、その相互通行、避難場所への通路、多様な通行の保障、の全てが整って始めて成立する。一つでも障害があると、避難完了までの一貫した行動は取れない。そのために以下の全てを成立させるように計画する。

＊避難ルートの定義

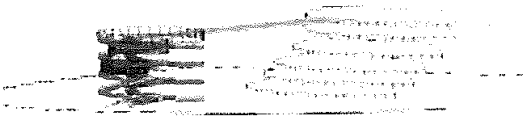
01-逃げ場を失わない：デッドロックがあってはならない
02-盛り土などの地震で崩れる工法ではいけない
03-常にさらに高い所へ避難出来る可能性があること

その上で、

04-まずは高さを稼ぎ、水平に避難する
05-一度に高さを稼げないときは、それを繰り返す

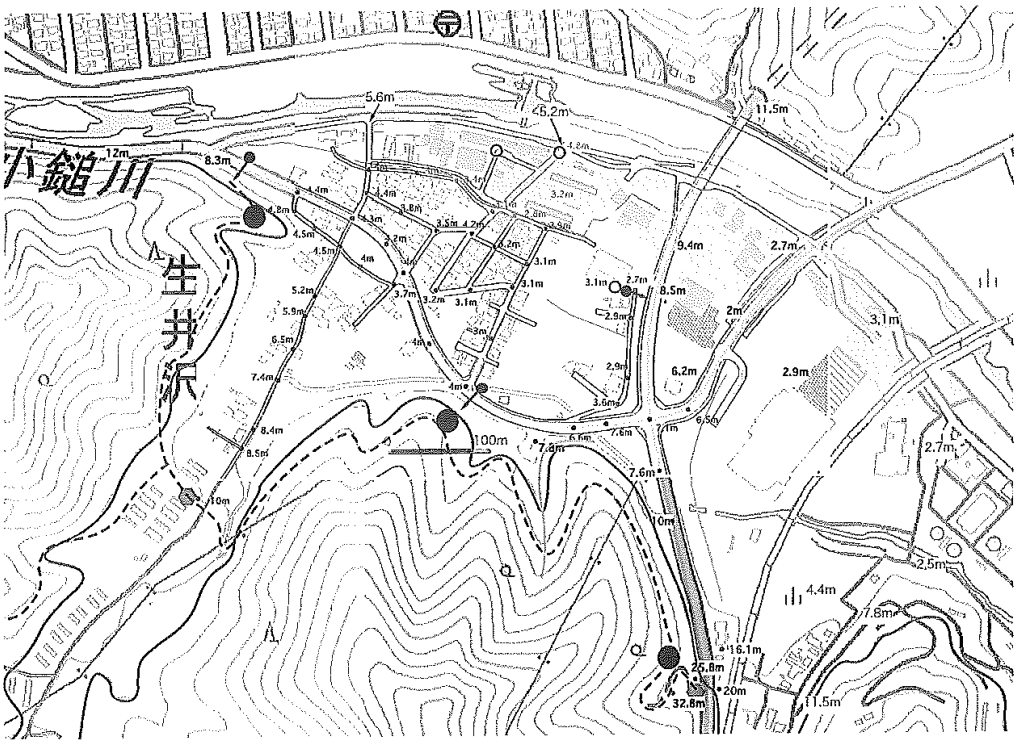
そして、

06-そのルートが日常的に認知されること



（１）緊急避難場所の確保

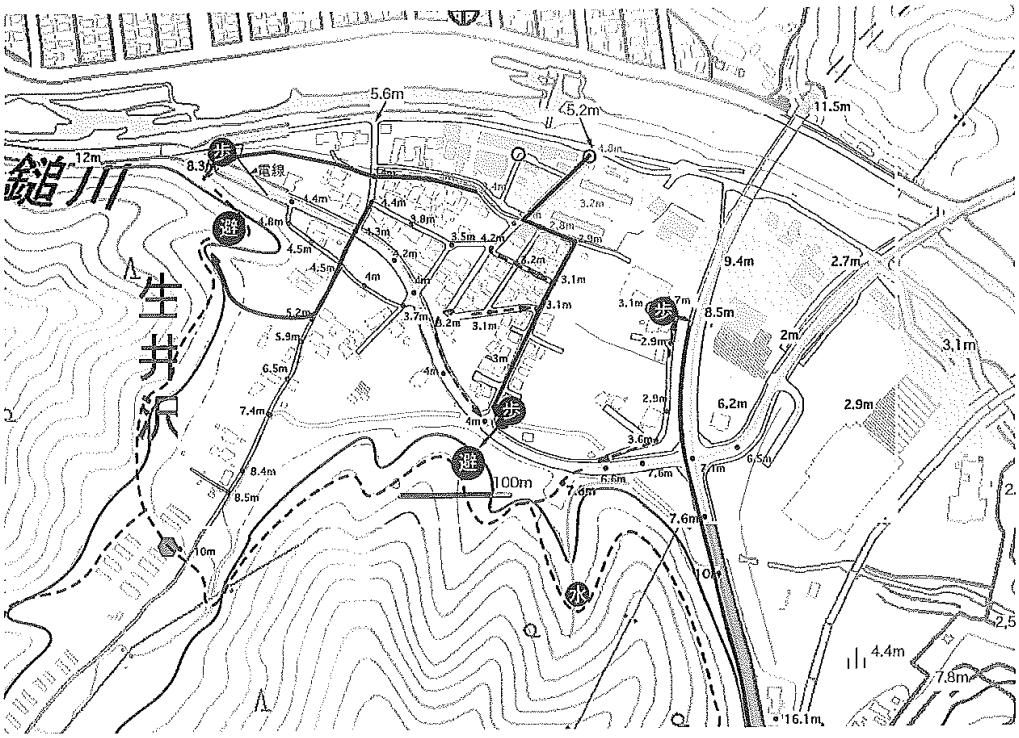
花輪田地区にとって、山裾のTP20m地点の3箇所に緊急避難場所の確保を計画する。これらの地点は、かつて畑であるなど生活に根ざしていた場であり、人が入ることに無理がない。またそこに達する農道もかつては存在していた。これらの3箇所は相互につながることで、まず避難し離ればなれの家族も、他の避難場所の状況を確認し移動するなど、安否の確認が可能となる。



＊3箇所の緊急避難場所と、そのネットワーク

（2）避難主動線の設定と対策

地区からの主な避難ルートを主動線として認定し、路面の整備、夜間の照明、サインの設置など、誰でも安全に移動可能なように整備を進める。主動線の設定は、日常的に避難路を確認することになり、地区防災計画の趣旨にあったものである。主動線としては避難場所に向かうルートと、そのルートに達するための横方向のルート設定も、入り組んだ花輪田地区では重要である。排水路は地区内で解りやすい空間であり補助主動線とする。しかし、両岸の通路は狭く舗装もされず(傷み）、水路が山側へのアクセスを阻害するために避難を妨げるため、この水路に蓋を掛け、車の通らない避難動線として整備する。



＊高台へ向かう避難主動線と主動線に導く補助主動線

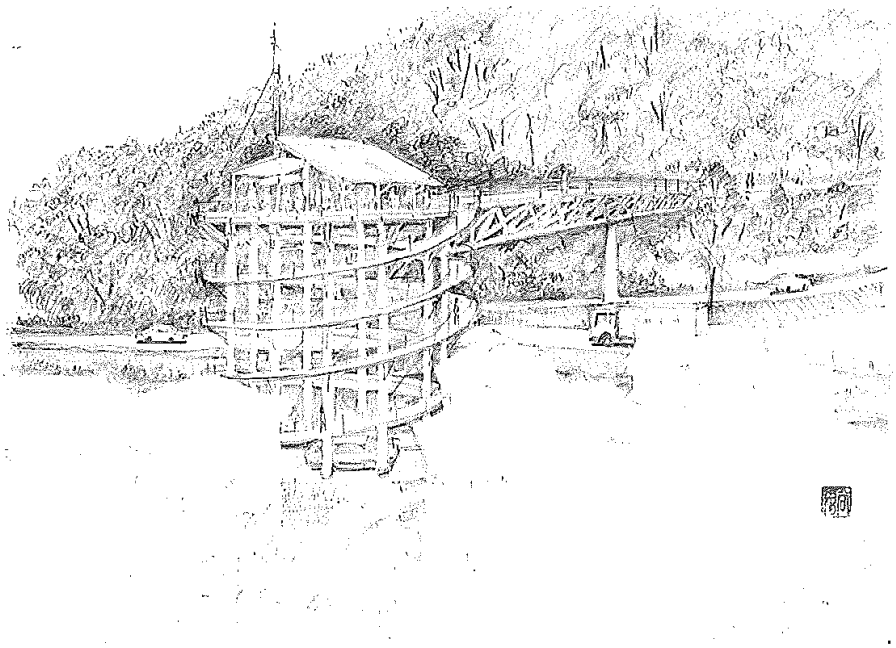
＊水路は移動を妨げる、横断可能なように、また主動線に導くために、水路空間を活用する





（3）避難サポートタワーの設置

災害時の山裾の町道は、避難する車の列で混乱していたことは、体験済みである。日常でも朝夕の通勤時間帯は、道路の横断だけでなく、狭い歩道を歩く時も危険である。災害時にこの道路を横断し、山裾にたどり着くことは現実的ではない。横断する道路の手前で、山裾に取り付くための避難ブリッジの設置が、避難ルートを確実とする。ブリッジへの上りは、複数のスロープ(車いすや高齢者）と階段を設け、多様な避難行程に沿うようにする。決して一人の避難者のための避難渋滞を起こしてはならず、その回避も重要課題である。



＊道路を横断し、一気に高台に上がることの出来る避難支援タワー、
TP6mから20mを繋ぐ
複数のスロープと階段により、体力に応じた移動を可能とし、
平時は小規模な集会も可能

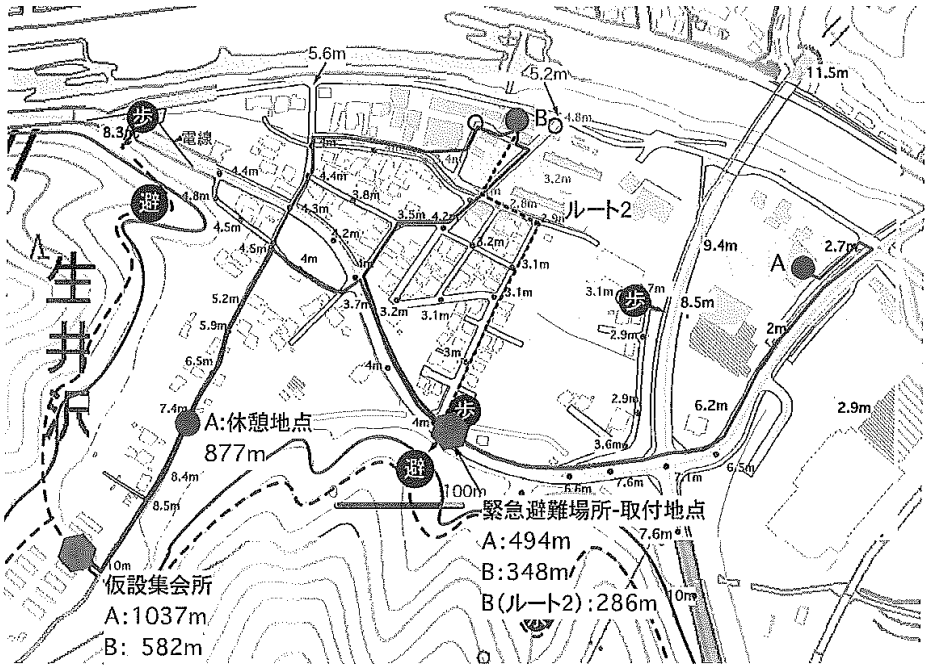
以上の計画により、これまで生井沢の仮設集会所まで数百メートルの世帯も、より安全な高台まで300m程度（健常者で約15分）でたどり着くことが可能となる。また、最終のブリッジ登坂については、そこに集まる多くの避難者の助け合いも期待できることから、花輪田地区主要部の避難可能性は確実に向上する。

大槌BP南交差点（ローソン）より下流域の避難については、古廟坂方面への主動線について継続的に検討を行う。

（4）計画案の効果

今回は一つの事例として、4名の高齢者に実際に歩いてもらい、小槌川近くから生井沢避難場所まで歩き、時間を計測した。 85歳の女性（歩行介助器を使う）の自宅から仮設集会所までは1027mの距離がある。ここから集会所までの間、途中876m地点で休憩した。その休憩時間を入れて24分、一般健常者の倍の時間がかかった。休憩を含め平均42.7m/分である。車も少なく、天候も良く、穏やかな日中の行程であり、条件はとても良いとはいえ、 高齢者にとって1000mを越える距離の移動は困難である。

緊急避難場所が出来ると、移動距離は半減し、高さも倍増し、避難猶予時間が飛躍的に増大する。これは一般的な事例ではないが、高齢者などの弱者をどう支援するかは、現実的な重要課題であり、避けて通れない。






＊歩行補助器を用いた移動、この形態で、狭い歩道、段差、未舗装地の移動は困難

＊高齢化するとどうしても摺り足に近くなり、路面の凹凸で転びやすくなるので路面整備が必須




６－５　避難所　と　日常の集会所：**（仮称）花輪田防災伝承館**

緊急避難後の避難生活を支える"避難所"は、法的には自治体による設立･運営となる。地区コミュニティとしては、なるべく地区の生活圏内での設置を希望する。今後の避難所設置については、周辺地区との連携の元で話合い、不安無く安全に復興に備えることができるようにプログラムを組む。地区としては、その運営について行政とも話合いを重ね、地区の実情に応じて主体的に運営出来るような方策を探る。

また、東日本大震災の経験を後世に語り伝える、日常的に発生する自然災害に対するリスクやその対策について話合っていくための、（仮称）花輪田防災伝承館といった日常集会所の確保が根本的な要件となっている。これは日常生活圏にあることが望ましいが、生活圏はいずれも浸水

域であることから、緊急避難場所の一つがこの機能を持たせることが可能か、今後検討を進めていく。

○緊急避難場所の確保

民間地権者の協力を得て土地を確保し、

行政の避難場所設定により土地確保だけでなく、

避難場所や避難路の整備、最低限の備蓄整備などを促進する。

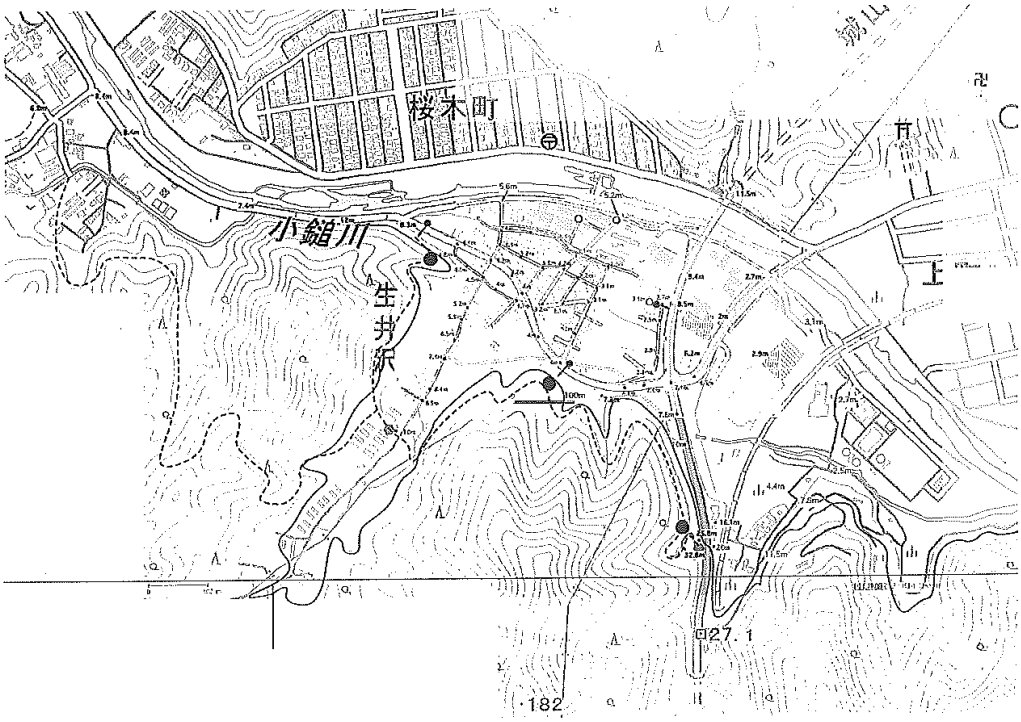
備蓄倉庫、緊急電源、井戸設置などの設備経費は行政によるが、その維持運営は地区で行う。

○避難主動線の設定と整備

○緊急避難場所への物資の備蓄

○高齢者の避難計画

○避難訓練の実施と避難カルテの更新



＊生き延びるための林道ネットワーク

緊急避難場所ネットワークで、避難者の安否確認、収容者数の調整などが可能となる。

さらに県立大槌病院が出来る上流部とのネットワークを構築し、避難場所への支援、救護体制の確立など生き延びるための体制づくりが可能となる

7．浸水課題と対応

7－1　不安・課題

（1）小槌川河床の堆積

3.11の津波により小槌川河口付近、花輪田地区流域などに多くの瓦礫と共に、土砂の堆積があった。その結果、堤防高に対して河床が上昇することとなり、河川流量が小さくなっていて洪水の危険性が増している。

（2）河川堤防の弱体化の評価

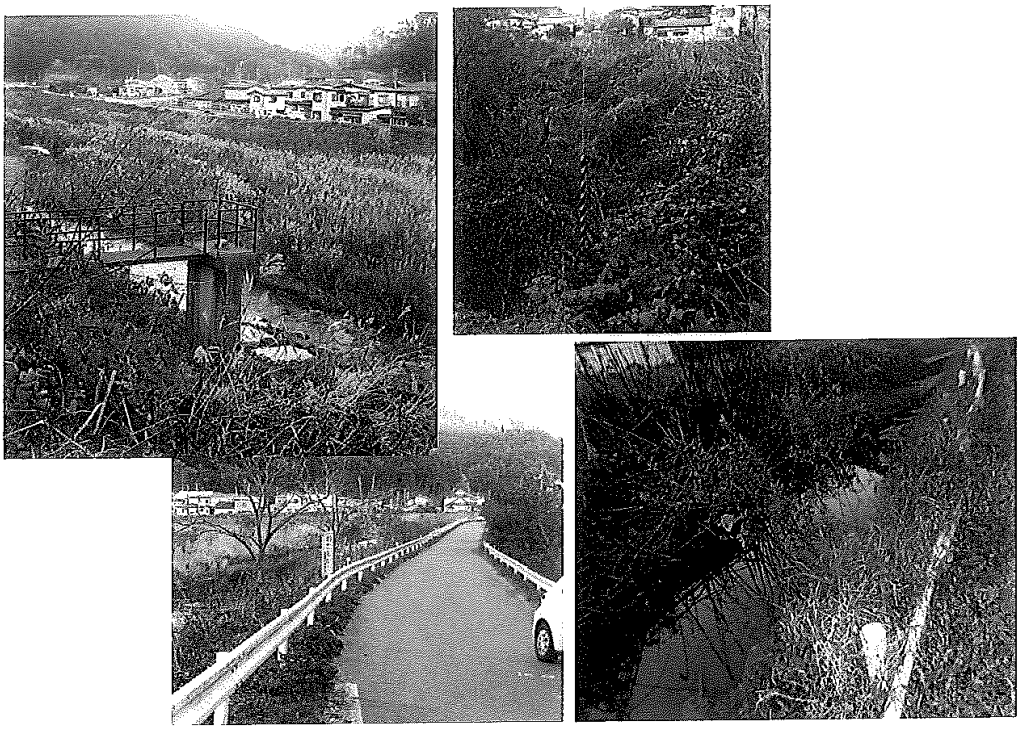
小槌川の河川堤防は土を盛ったものでコンクリートなどの補強はない。周辺住民からは堤防の漏水も指摘されているが、その確認はできていない。越流防止のために嵩を上げるには底面を広げる必要があるが、その用地の確保は難しく、堤防機能の強化については現実的な検討の域に入っていない。

（3）地区内水路の機能退化

小槌川より導水し花輪田地区を流れていた水路は、もともと農業用水路であったが、今はその機能を有していない。導水路より下流にある堰も解放され小槌川の水面レベルも下がり、導水口へ水を通すことも難しく、地区内水路には雨水と生活雑排水が溜まり僅かに流下する状況である。夏期には悪臭を放ち環境汚染源ともなっている。水路空間を活用して避難動線の確立が必要であるが、水路機能の解決も必要となっている。

（水路状況写真）

・殆ど機能していない農業用水取水口
・埋没しかけている地区内排水路・小槌川堤防
・狭小な堤防道路
・排水路下流域の滞留水：海面高とほぼ同じ



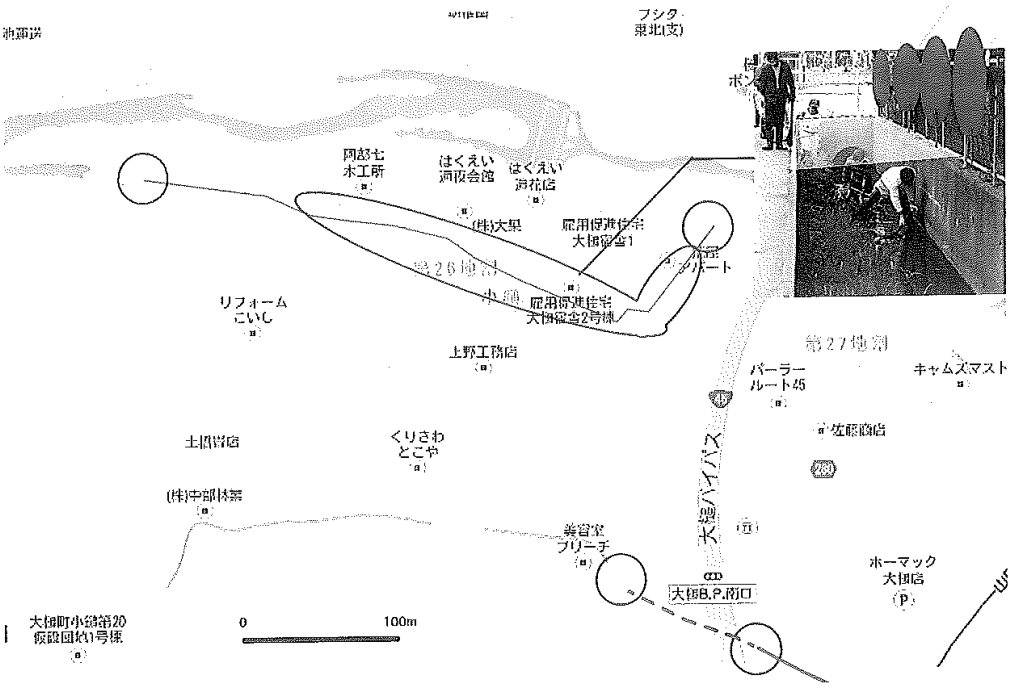
７－２　対策

（１）河床堆積物の撤去

河川河床を下げるための、たい積物の撤去を要望する。流量の向上を期待するが、地盤沈下との兼ね合いから、過剰な撤去は河口への流下能力を低下させる事にもなる。そのため撤去による流量増加には限界があることは認識しているため、その効果などについて県との確認を行う。

（２）導水経路の整備

現在の水路には新鮮な水の導水は出来ず、また生活排水の流入から、水路の汚染は止まらない。地区内の雨水排水と生活排水の処理のための下水道の整備は、環境整備の基本となっているので実現に働きかける。



（3）水路空間の避難ルート化

この水路の整備は、水路空間の活用可能性を創り出す。水路区間に蓋を掛け、山方向に交わるための横方向の避難ルートとして整備が可能となる。このルートの確保で花輪田地区の避難動線は解りやすく、花輪田地区の避難ルートととして一層のレベルアップを計ることを目標とする。

＊水路に蓋を掛け、避難区間とする

（4）浸水深サインの設置

津波を含めた過去の浸水深を、街中・家庭内で認知把握しておくことは、いざというときの対応に違いを生む。自宅内においても貴重品はとりあえず浸水深より高い所へ置き、街中にいても浸水深の深い所を避けて避難するなど、日常のサインとしていく。

（浸水深シール）


Flood Level
Flood Level
Flood Level
Flood Level
Flood Level
この地域の
浸水深は、
ADD
mです。
浸水深シール
Flood Level Marker
浸水深シールを
貼りましょう。
Stick it!
浸水深 / Flood Level
ADD

8．コミュニティコミュニケーション課題と対応

8－1　現状

；一つの自治会と他のグループと複数の個人

4－3項で記したように、花輪田地区には3層の居住者が存在する。既存花輪田地区自治会、旧雇用促進アパート居住者、新規流入者である。既存自治会加入者と、その他の居住者の数はほぼ同数となりつつある中、相互の交流、意思疎通をはかり、今後の防災対策の推進を共に図ることが急務となっている。

8－2　リスクを共有するコミュニティの認識

新規流入者は、花輪田のリスクを認知共有できていないと言える。これまで自治会で行ってきた地区防災会議の経過を説明し、リスクと対処方について共有する機会をつくる。

8－3　多面的な関わりの創出

旧雇用促進住宅アパートは、地区で唯一の中層施設であり、最悪の場合には、限られた周辺住民の一次避難場所になり得る。　またその前の広場は、日常的な交流の場となり得る。日頃の交流があってこそ災害時の助け合いも現実的で、安否確認などを始めとして家族を越えた相互協力支援が可能となる。

子供会を介した交流、避難訓練・体験、課題の確認など、多面的な交流機会をつくり備えていく。

8－4　2014年11月のコミュニティ共同活動

2014年11月には、交流の手始めとして、旧雇用促進アパップ-と前の広場の清掃を自治会協力の下で行い、イベントを開催した。これを手始めに今後へつなげていく。

9．周辺地区との関わり

9－1　地区単独では成立しない安全

3.11以前にも、小槌川上流域に色路指地区を行っていた保育園の例にあるように、近隣地区との相互協力体制は、災害を避けて通れない地区として今後益々必要となる。道路の閉鎖で陸の孤島となることは共通の課題であり、相互の協力を構築するという認識を持ち合うことから始める。

9－2　周辺地区と関わりの要因

備蓄、避難所、連絡路の確保、緊急避難支援

9－3　今後の対応：地区相互の互助確認

寺野地区には病院建設も計画されており、災害時のネットワークを維持する必要がある。町道の断絶があることを想定し、大正時代の林間道を再生し、寺野に抜ける連絡路を確保する。

あわせて、避難や備蓄などの協定も整え、支え合う地区コミュニティの形成に働きかけていく。

１０．課題と今後の展開

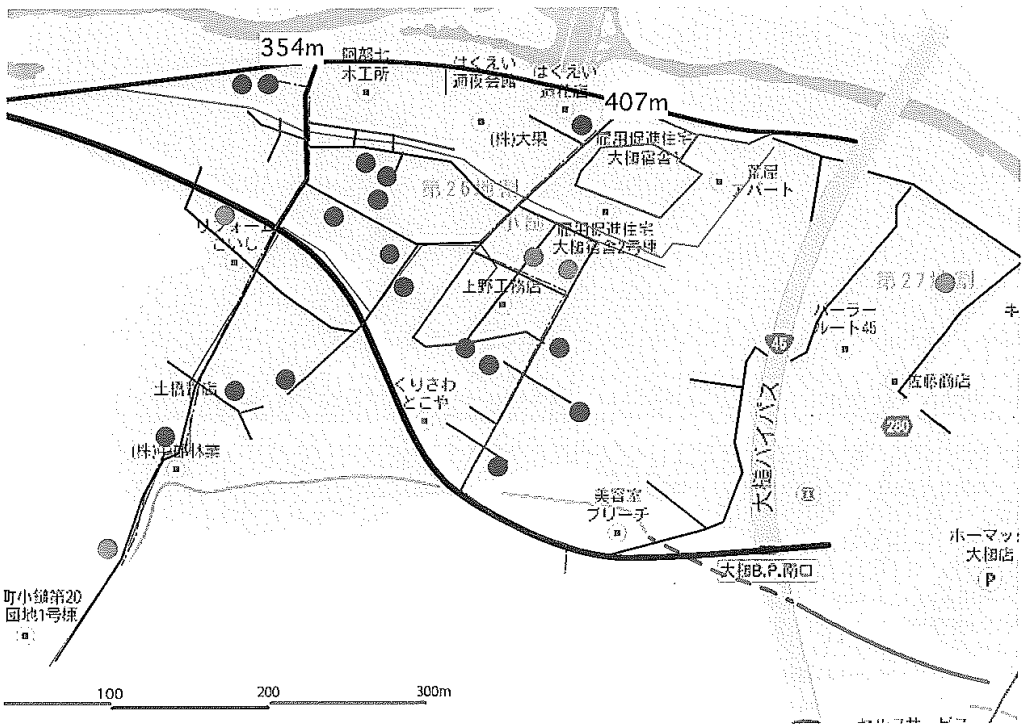
10-1　残された課題

（１）高齢者の避難

高齢者が増加していくなか、限られた介助体制の中でどのように安心出来るコミュニティを構築していけるか、継続的かつ現実的な検討が必要である。高齢者のデイケア施設のような高齢者の滞在施設は、TP20m以上の地区に建設し、日々そこに通うようにする。ミニマムインフラである自動車も送迎後は基本的にその場に戻っているようなプログラム、なども行政や民間事業者へ働きかけていくことも検討しなくてはならない。

高齢者を介助するという発想から、高齢者は介助せずとも常に安全な場にいるコミュニティの構築を、今後真剣に議論していく。

＊75歳以上の高齢単身世帯、高齢夫婦世帯は増加の一途



（2）防災街づくりの場　“**（仮称）花輪田地区防災伝承館**”

集会機能の確保は花輪田地区の基本的な課題である。この地区防災計画では、今後とも継続的に地区防災計画の更新を話しあう場が必要であり、何らかの集会機能が必要となっていく。6-3で記したように、本計画にある緊急避難場所の充実から東日本大震災等過去の災害を後世に伝える場として“花輪田（地区）防災伝承館（仮称）”を検討することが現実的であると考える。

10-2　今後の展開

（1）継続検討課題

・命を落とさない　ための緊急避難場所と避難ルート計画の実現が地区として成果を作り上げることが重要かつ具体的な課題となる。土地の確保、行政や民間の支援、地区住民の参加である。そのためにも、地区内のコミュニティ交流の充実は緊急課題と言える。

・充分に検討出来なかった、高齢者の安全対策、防災街づくりを議論する場の位置付けは、時間を掛けて話しあい、それを通して検討再生の充実を検討していく。

（2）具体的行動

・避難訓練と防災学習とコミュニティ交流



＊2014年3月に行われた防災訓練、継続的に毎年実施する予定

（3）継続体制

・既存自治会を核に、旧雇用促進住宅からの参加、新住民の参加を確立した地区防災計画会議の設立を検討し、地区の主体性を高めた体制を確立する。

・地区防災会議への客観的な助言や情報提供は、今回の専門家チーム及び、その紹介を得た岩手近在の専門家に、支援を求める。

１１．地区防災計画作成過程

11-1　体制　一覧

11-2　経過　一覧

11-3　地区の個性と評価

・自治会役員の感想

自然災害は、いつ発生するか分からない。

近年発生している異常気象現象は、わが町大槌でも起こり得ることを我々は認識・想定しておかなければならない。想定外の災害が発生した場合、大きな被害が出ることは、3.11（東日本大震災）が証明している。

災害を完全に防御することは難しい。しかし、ある程度の備え（ハード・ソフト）をすることにより被害を最小限に抑えることは可能と思う。

災害が発生した場合は、地域が一体となって対応すべきであるが、地域住民の一人ひとりが、まずは自分のことは自分で守るという立場で平素から自然災害に対する心構えを持って万が一の事態に対処しなければならない。

今回のワークショップでは、各家・各個人の避難カルテを作成したことから、ぜひこれを活用し、自治会は、研修・訓練等を実践し地域防災について継続的に活動し、若い人達に継承すべきと考える。

そういった観点から、もし集会所（緊急避難場所）が設置された場合の名前は「花輪田防災伝承館」（案）としてはいかがでしょうか。

・参加住民の感想

・専門家の意見

計画一覧

地震・津波リスク		死なない	生き延びる	備える	プログラム	概要	内容	実施年度	更新頻度	自助	共助	公助
リスクアセスメント	リスク認知	○	○	●	現状把握	ハザードマップの更新と共有	現状要素、過去のリスクなど	2014	1回／年	●	●	
		○	○	●	自己把握	リスク項目（リスクの所在）の確認		2014	随時	●		
避難計画	避難カルテの作成	○		●	初期調査	個人カルテの作成記入	更新	2014	随時	●		
		○		●	避難場所の認知			2014		●	●	
		○		●	避難ルートの認知			2014		●	●	
		○		●	レベル把握	過去の浸水域を含む		2014		●	●	
		○		●	個人の安全評価	随時個人個人、家族の安全評価を行う	季節、曜日、昼夜など、条件拡大		1回／6月	●		
	緊急避難場所設定	○		●	場所の設定	3箇所、＊＊＊人収容（大槌）	3箇所の統合を固定しない			●	●	
		○		●	土地所有者の承諾			2014			●	●
		○		●	場所の整備						●	
		○		●	水道の確保			2015			●	
	避難主動線の設定	○		●	主動線の確認			2014		●	●	
		○		●	主動線の整備	サイン	国　寺院	2015		●	●	
						照明		2015				●
						避難経路の確認	段差解消、手すり設置	2015			●	●
		○		●	避難ブリッジ,3箇所	避難ブリッジ,3箇所、動線確認、所有者確認	倒壊危険、急傾斜地、視認誘導	2015-			●	●
	避難場所ネットワーク設定	○		●	連絡路の設定・整備	避難場所連絡路：1430m、階段、柵列、サイン					●	
		○		●	連絡路の設定・整備	寺野ルート：1350m、階段、標識					●	
	避難行動プログラム設定	●			危険箇所の支援	避難誘導	交通整理、ブリッジ移動支援など				●	
			●		避難者の管理	住名、連絡先、年齢、健康状態、家族名など					●	
			●			人数					●	
			●		避難場所間の情報共有	通信連絡手段					●	
				●	準備行動	非難訓練		2014	1回／6月		●	
				●		避難者把握	住居、家族、カルテ更新	2014	1回／年		●	
	宅内、エネルギー			●	備蓄、システム	避難場所、避難路、避難ブリッジ	水、塩、氷、電気	2015	1回／6月		●	●
	コミュニケーション			●				2015			●	●

水害・浸水リスク		死なない	生き延びる	備える	プログラム	概要	内容	実施年度	更新頻度	自助	共助	公助
避難計画	リスク認知		○	●	過去の浸水、原因把握	3.11以前		2015		●	●	●
			○	●		3.11以降		2015		●	●	●
			○	●	浸水深シールの貼り付け			2014		●		
			○	●	家財の最適配置の改善			2014		●		
			○	●	避難カルテの作成			2015		●	●	
			○	●	避難場所の認知	自宅か外部かの判断		2015		●	●	●
			○	●	避難方法の認知	避難時間、体制の区分		2015		●	●	●
			○	●	個人と家族の安全評価			2015		●		
	避難ルート		○	●						●	●	●
小鎚川対策	流下能力の向上		○	●	河川床の堆積物の除去			2014				●
	不要施設の撤去		○	●	浸水想定など	記録、気象条件など				●	●	
排水路対策	排水管の整備		○	●								●
	下水道整備		○	●								●
	排水路の暗渠化	○	○	●								●

コミュニケーションリスク		死なない	生き延びる	備える	プログラム	概要	内容	実施年度	更新頻度	自助	共助	公助
地区内コミュニティ		○	○	●	催しの企画運営			2014	随時			
		○	○	●	カルテ拡大			2015	随時			
		○	○	●	共同訓練、学習			2015	随時			
		○	○	●	体制造り	相互責任者の選出、責任（分担）体制の確認		2015	随時			
		○	○	●		連絡体系の整備		2015	随時			
		○		●	高齢者ケア			2015	随時			
			○	●	新住民ケア			2015	随時			
			○	●	青年層ケア			2015	随時			
		○		●	乳幼児世帯ケア			2015	随時			
地区間コミュニティ	リスク認知	○	○	●	地区間共同で検討	周辺地区での検討（寺野、白沢、桜木町、他）		2014～	随時			
		○	○	●	周辺団体、組織	行政、NGO、河川管理者など		2014～	随時			
		○	○	●	共同訓練	連絡路確認		2014～	随時			
		○	○	●		相互受け入れ、相互協力		2014～	随時			

53